

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成22年6月28日

**【事業年度】** 第2期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

**【会社名】** 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

**【英訳名】** Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員  
石塚 邦雄

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区銀座四丁目6番16号

**【電話番号】** 03(5843)5115

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部経理部長  
山崎 茂樹

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

**【電話番号】** 03(5843)5115

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理本部経理部長  
山崎 茂樹

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第1期	第2期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	1,426,684	1,291,617
経常利益	(百万円)	35,052	19,730
当期純利益又は 当期純損失( )	(百万円)	4,683	63,521
純資産額	(百万円)	489,740	425,120
総資産額	(百万円)	1,351,633	1,238,006
1株当たり純資産額	(円)	1,225.85	1,049.09
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額( )	(円)	12.08	162.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	12.07	-
自己資本比率	(%)	35.2	33.4
自己資本利益率	(%)	1.0	14.3
株価収益率	(倍)	62.7	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	18,162	3,604
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	27,429	47,443
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,116	41,688
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	34,749	37,366
従業員数		17,352	14,719
(外 平均臨時雇用者数)	(名)	(13,373)	(13,903)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益 (百万円)	12,058	12,072
経常利益 (百万円)	8,491	6,584
当期純利益 (百万円)	7,759	6,209
資本金 (百万円)	50,006	50,024
発行済株式総数 (千株)	387,859	394,584
純資産額 (百万円)	450,534	457,389
総資産額 (百万円)	451,467	458,309
1株当たり純資産額 (円)	1,159.82	1,156.96
1株当たり配当額 (円)	14.00	10.00
(内1株当たり 中間配当額) (円)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	20.01	15.89
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	20.00	15.88
自己資本比率 (%)	99.6	99.6
自己資本利益率 (%)	1.7	1.4
株価収益率 (倍)	37.8	63.2
配当性向 (%)	70.0	62.9
従業員数	143	284
(外 平均臨時雇用者数) (名)	(-)	(126)

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第1期の1株当たり配当額14円には、特別配当4円を含んでおります。

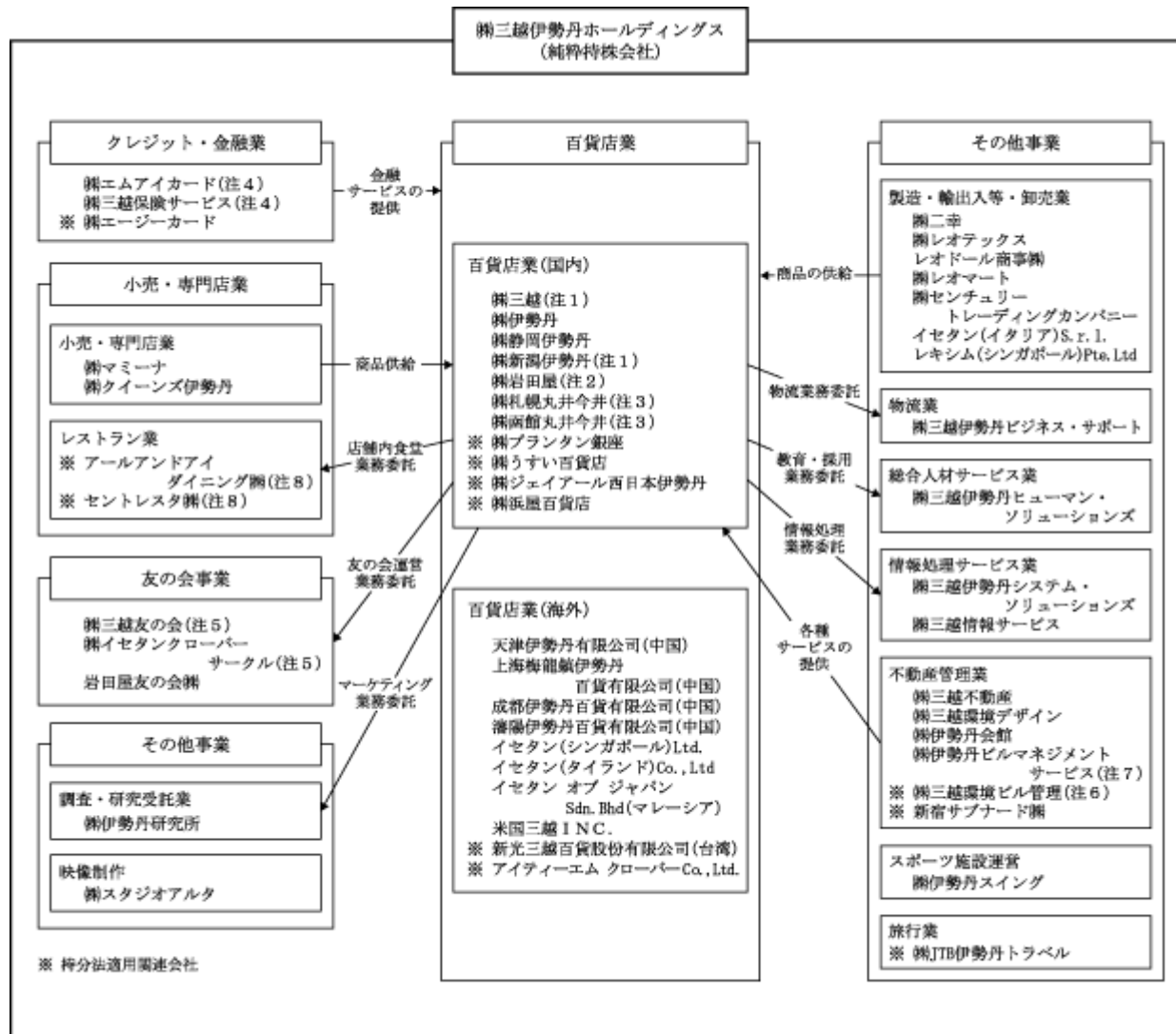
## 2 【沿革】

- 平成19年8月23日 株式会社三越と株式会社伊勢丹は株主総会の承認を前提として、株式移転により共同で持株会社を設立することについて合意に達し、両社取締役会において株式移転による経営統合に関する統合契約書を締結することを決議いたしました。
- 平成19年10月4日 両社は、株主総会の承認を前提として、統合契約書に基づき、取締役会において「株式移転計画書」を作成いたしました。また、両社はそれぞれの株主総会に付議すべき株式移転に関する議案の内容を取締役会で決議いたしました。
- 平成19年11月20日 両社の臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により株式会社三越伊勢丹ホールディングスを設立し、両社がその完全子会社になることについて承認を受けました。
- 平成20年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立いたしました。当社の普通株式を株式会社東京証券取引所に上場いたしました。
- 平成21年6月16日 当社と株式会社岩田屋は、両社取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋を完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、両社の間で株式交換契約書を締結いたしました。
- 平成21年6月29日 平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、民事再生手続中の株式会社丸井今井との間で、株式会社札幌丸井今井が株式会社丸井今井の札幌事業を、株式会社函館丸井今井が株式会社丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。
- 平成21年8月24日 当社は、取締役会において、百貨店事業に係るグループ内の組織再編を実施することを決定いたしました。具体的には、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹から、株式会社静岡伊勢丹及び株式会社新潟伊勢丹に係る経営管理及び営業支援業務に関する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割を行うこと、並びに当社の完全子会社である株式会社三越から札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡の各地域の百貨店運営事業を承継すべく、地域事業準備会社として当社直接出資の新会社7社を設立することを決定いたしました。
- 平成21年10月8日 当社の普通株式を証券会員制法人 福岡証券取引所に上場申請をいたしました。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び関係会社（連結子会社40社、持分法適用関連会社12社、非連結子会社25社、持分法非適用関連会社5社（平成22年3月31日現在））により構成され、百貨店業、クレジット・金融業、小売・専門店業、友の会事業及びその他事業の5事業を行っております。各事業における当社及び関係会社の位置付け等は次のとおりであります。

事業内容等	主な会社名	会社数
百貨店業	(株)三越、(株)伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)新潟伊勢丹、(株)岩田屋、(株)札幌丸井今井、(株)函館丸井今井、天津伊勢丹有限公司(中華人民共和国)、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、成都伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、瀋陽伊勢丹百貨有限公司(中華人民共和国)、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn.Bhd.(マレーシア)、米国三越INC.、(株)ジェイアール西日本伊勢丹、(株)浜屋百貨店、アイティーエム クローバーCo.,Ltd.(タイランド)、(株)プランタン銀座、(株)うすい百貨店、新光三越百貨股? 有限公司(台湾)	連結子会社 15社 持分法適用関連会社 6社 非連結子会社 12社
クレジット・金融業	(株)エムアイカード、(株)三越保険サービス、(株)エージーカード	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 1社
小売・専門店業	(株)マミーナ、(株)クイーンズ伊勢丹、アールアンドアイダイニング(株)、セントレスタ(株)	連結子会社 2社 持分法適用関連会社 2社
友の会事業	(株)イセタンクローバーサークル、岩田屋友の会(株)、(株)三越友の会	連結子会社 3社 持分法非適用関連会社 1社
その他事業	(株)三越不動産、(株)三越環境デザイン、(株)伊勢丹会館、(株)伊勢丹ビルマネジメントサービス、(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ、(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ、(株)伊勢丹スイング、(株)センチュリートレーディングカンパニー、(株)伊勢丹研究所、イセタン(イタリア)S.r.l.、レキシム(シンガポール)Pte.Ltd.、(株)二幸、(株)レオテックス、レオドル商事(株)、(株)レオマート、(株)スタジオアルタ、(株)三越情報サービス、(株)三越伊勢丹ビジネス・サポート、(株)三越環境ビル管理、新宿サブナード(株)、(株)JTB伊勢丹トラベル	連結子会社 18社 持分法適用関連会社 3社 非連結子会社 13社 持分法非適用関連会社 4社



(注1)三越は、平成22年4月1日付で札幌、仙台、名古屋、広島、高松、松山、福岡、新潟の各地域における百貨店運営事業を、(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)福岡三越、及び新潟については(株)新潟伊勢丹に承継しております。なお、(株)新潟伊勢丹は、名称を(株)新潟三越伊勢丹に変更しております。

(注2)三越岩田屋は、平成21年10月15日付で完全子会社となっております。なお、(株)岩田屋と(株)福岡三越は、平成22年10月1日で統合する予定です。

(注3)三越札幌丸井今井及び三越函館丸井今井は、平成21年5月29日に設立し、平成21年8月1日より営業を開始しております。

(注4)平成22年4月1日付で、(株)エムアイカードを存続会社として三越保険サービスと合併しております。

(注5)平成22年4月1日より三越友の会を存続会社として三越イセタンクローバーサークルと合併し、名称を(株)エムアイ友の会に変更しております。

(注6)三越環境ビル管理は、三越が保有株式の一部を売却したことにより関連会社となったため、当連結会計年度中に連結の範囲から除外し持分法適用会社としております。

(注7)平成22年4月1日より三越伊勢丹ビルマネジメントサービスは、(株)三越伊勢丹ビルマネジメントに名称変更しております。

(注8)平成22年1月1日付で、セントレスタ(株)を存続会社として、アールアンドアイダイニング(株)と合併しております。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
(株)三越 4、6	東京都中央区	37,404	百貨店業	100.0	役員の兼任 2名
(株)伊勢丹 4、6	東京都新宿区	36,763	百貨店業	100.0	役員の兼任 4名
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区	100	百貨店業	100.0	
(株)新潟伊勢丹	新潟県新潟市中央区	100	百貨店業	100.0	
(株)岩田屋	福岡県福岡市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)札幌丸井今井	北海道札幌市中央区	100	百貨店業	100.0	役員の兼任 1名
(株)函館丸井今井	北海道函館市	50	百貨店業	100.0	
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市	米ドル 2,100,000	百貨店業	90.0 (90.0)	
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 上海市	米ドル 5,000,000	百貨店業	80.0 (80.0)	
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市	米ドル 14,990,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市	米ドル 12,950,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
イセタン(シンガポール)Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 20,625,000	百貨店業	52.7 (52.7)	
イセタン(タイランド)Co., Ltd. 2	タイ バンコク市	バーツ 290,000,000	百貨店業	49.0 (49.0)	
イセタン オブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市	マレーシアリング 20,000,000	百貨店業	51.0 (51.0)	
米国三越INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	米ドル 25,000,000	百貨店業	100.0 (100.0)	
(株)エムアイカード	東京都新宿区	1,100	クレジット・金 融業	100.0	
(株)三越保険サービス	東京都千代田区	20	クレジット・金 融業	100.0	
(株)マミーナ	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区	100	小売・専門店業	100.0 (100.0)	
(株)三越不動産	東京都千代田区	100	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)三越環境デザイン	東京都中央区	100	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹ビルマネジメントサー ビス	東京都新宿区	40	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)伊勢丹会館	東京都新宿区	60	その他事業(不 動産管理業)	100.0 (100.0)	
(株)二幸	東京都中央区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)レオテックス	東京都江東区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
レオドール商事(株)	東京都中央区	100	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)レオマート	東京都千代田区	10	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
(株)センチュリートレーディング カンパニー	東京都新宿区	20	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	80.0 (80.0)	

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又 は被所有割合 (%)	関係内容
イセタン(イタリア)S.r.l.	イタリア ミラノ市	ユーロ 100,000	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
レキシム(シンガポール)Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール市	シンガポールドル 5,000,000	その他事業(製 造・輸出入等・ 卸売業)	100.0 (100.0)	
㈱三越伊勢丹ビジネス・サポ ート	東京都新宿区	50	その他事業(物 流業)	100.0	
㈱三越伊勢丹ヒューマン・ソ リューションズ	東京都新宿区	100	その他事業(総 合人材サービス 業)	100.0	
㈱三越伊勢丹システム・ソ リューションズ	東京都新宿区	90	その他事業(情 報処理サービス 業)	100.0	
㈱三越情報サービス	東京都中央区	100	その他事業(情 報処理サービス 業)	100.0 (100.0)	
㈱三越友の会	東京都千代田区	100	友の会事業	100.0	
岩田屋友の会㈱	福岡県福岡市中央区	50	友の会事業	100.0 (100.0)	
㈱イセタンクローバーサークル	東京都新宿区	50	友の会事業	100.0	
㈱伊勢丹研究所	東京都新宿区	10	その他事業(調 査・研究受託 業)	100.0 (100.0)	
㈱スタジオアルタ	東京都新宿区	100	その他事業(映 像制作)	60.0 (60.0)	役員の兼任 1名
㈱伊勢丹スイング	東京都新宿区	50	その他事業(ス ポーツ施設運 営)	100.0 (100.0)	
(持分法適用関連会社)					
㈱プランタン銀座	東京都中央区	1,000	百貨店業	30.0 (30.0)	役員の兼任 1名
㈱うすい百貨店	福島県郡山市	200	百貨店業	34.9 (34.9)	
㈱ジェイアール西日本伊勢丹	京都府京都市下京区	12,000	百貨店業	40.0	役員の兼任 1名
㈱浜屋百貨店	長崎県長崎市	250	百貨店業	27.0 (27.0)	
新光三越百貨股? 有限公司	台湾 台北市	台湾ドル 7,251,000,000	百貨店業	43.5 (43.5) 被所有割合 0.0	役員の兼任 2名
アイティーエムクローバー Co.,Ltd.	タイ バンコク市	タイバーツ 11,000,100	百貨店業(持株 会社)	45.5 (45.5)	
㈱エージーカード	福岡県福岡市博多区	400	クレジット・金 融業	34.0 (34.0)	
アールアンドアイダイニング㈱	東京都新宿区	80	小売・専門店業 (レストラン 業)	15.0 (15.0)	
セントレスタ㈱	東京都中央区	10	小売・専門店業 (レストラン 業)	33.4 (33.4)	



名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有又は 被所有割合 (%)	関係内容
(株)JTB伊勢丹トラベル	東京都新宿区	98	その他事業(旅行業)	33.7 (33.7)	
新宿サブナード(株)	東京都新宿区	3,600	その他事業(不動産管理業)	33.3 (33.3)	
(株)三越環境ビル管理	東京都中央区	50	その他事業(不動産管理業)	33.4	

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。なお( )内は具体的な事業内容であります。

2 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため連結子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

4 特定子会社であります。

5 住所は、登記上のものによっております。

6 株式会社三越及び株式会社伊勢丹については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。株式会社三越の主要な損益情報等につきましては「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (3) その他 株式会社三越 財務諸表」に記載しております。株式会社伊勢丹の主要な損益情報等につきましては「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (3) その他 株式会社伊勢丹 財務諸表」に記載しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成22年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
百貨店業	12,299 (10,869)
クレジット・金融業	352 (434)
小売・専門店業	621 (1,362)
友の会事業	29 (164)
その他事業	1,418 (1,074)
合計	14,719 (13,903)

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへ出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 前連結会計年度末に比べ従業員数が2,633名減少しておりますのは、主として株式会社三越においてセカンドライフ特別支援制度を実施したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(円)
284 (126)	44歳2ヶ月	21年3ヶ月	7,612,280

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数であります。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3 前事業年度末に比べ従業員数が141名増加し、臨時従業員数が126名増加しておりますが、主として平成21年4月1日付で、株式会社三越及び株式会社伊勢丹両事業会社の持つ本社機能を提出会社へ集約したことによるものであります。

4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループには伊勢丹労働組合(平成22年3月31日現在、組合員数13,892名)と三越グループ労働組合連合会(平成22年3月31日現在、組合員数8,848名)があります。

伊勢丹労働組合及び三越グループ労働組合連合会は、日本サービス・流通労働組合連合会に加盟しております。

会社と組合の関係は良好であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)におけるわが国経済を取り巻く環境は、景況感の底打ちを示す指標も出ておりますが、デフレの進行に加え、雇用や個人消費の状況は停滞し、回復実感には時間を要するものと思われま

す。百貨店業界におきましては、同業・他業態との競争激化に加え、消費者の低価格・節約志向の高まりの影響で、売上高が平成20年3月より25ヶ月連続で前年割れとなりました。また、店舗の営業終了も続き、業界売上は縮小の一途を辿っております。

このような状況の下、当社グループは「常に上質であらしいライフスタイルを創造し、お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートストアとなり、高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、三越伊勢丹グループ3ヶ年計画(平成22年度～24年度)を策定しました。さらに計画の内容を緊急度の高い戦略骨子(顧客接点の再強化とお取組先との関係の見直し、グループ基盤整備と構造改革の推進、成長事業の育成)にまとめました。

以上の取り組みにより、当連結会計年度の連結業績は、売上高が1,291,617百万円(前連結会計年度比9.5%減)、営業利益は4,177百万円(前連結会計年度比78.7%減)、経常利益は19,730百万円(前連結会計年度比43.7%減)、当期純損失は63,521百万円(前連結会計年度は当期純利益4,683百万円)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 百貨店業

中核の百貨店業におきましては、大きな環境変化を受け、グループ基盤整備と構造改革を推進いたしました。

まず店舗政策の一環として、三越池袋店、三越鹿児島店は昨年5月6日に営業終了しました。三越池袋店については、本年1月に固定資産譲渡をしております。伊勢丹吉祥寺店は本年3月14日に、三越小型店11店舗は本年3月27日までに営業終了しております。さらに、本年8月下旬に、専門館事業で運営している札幌アルタが営業を終了する予定です。

また、株式会社三越(以下三越)はセカンドライフ特別支援制度を、ならびに株式会社伊勢丹(以下伊勢丹)はネクストキャリア制度を、それぞれ従来の制度を拡充して実施いたしました。

グループ百貨店においては、昨年10月に、株式会社静岡伊勢丹、株式会社新潟伊勢丹(以下新潟伊勢丹)、株式会社岩田屋(以下岩田屋)については、その株式を伊勢丹から当社に移管し、直接子会社といたしました。昨年1月に民事再生手続の開始決定を受けた株式会社丸井今井につきましては、当社が新たに設立した株式会社札幌丸井今井(以下札幌丸井今井)と株式会社函館丸井今井が、昨年7月31日付で、株式会社丸井今井の札幌事業と函館事業をそれぞれ譲り受け、昨年8月1日より営業を開始いたしました。三越地方店舗については、地元に着した最適な営業施策を迅速に推進できる体制を整えるため、本年4月1日付で、地域における独立会社として分社化いたしました。

グループ内で重複する店舗を有する新潟、福岡、札幌の各エリアについては、以下のとおり整備を進めております。新潟においては、本年4月1日に、新潟伊勢丹が三越新潟店の事業を継承するとともに、商号を株式会社新潟三越伊勢丹と改めました。福岡においては、本年10月1日に岩田屋と株式会社福岡三越を統合する予定です。札幌においては、札幌丸井今井と株式会社札幌三越の統合の時期を現在検討しております。

海外の百貨店業については、成長が期待できる中国・東南アジア地域において百貨店事業を拡大することで、グループ全体に貢献する収益基盤の構築を目指しております。中国においては、世界不況の影響のもとでも依然として成長が続き、国全体の成長維持に向けた政策等の効果もあり、本年3月にリモデルの終了した上海梅龍鎮を除く既存店ベースでは大きく売上を伸ばしました。しかしながら、東南アジア地域では、消費回復の動きは鈍く、売上高は全体として前年を下回る水準で推移いたしました。

なお、本年末にはシンガポールに6店舗目となるセラングーン店を、来年春までには中国に5店舗目となる天津2号店をそれぞれ出店の予定です。

以上のような取組を行ってまいりましたが、厳しい経済状況の下、全体の底上げまでには至らず、減収減益となりました。

なお、タイのバンコク伊勢丹は、タイ・バンコク中心部におけるデモ隊と当局等の動きが混迷を示す中、本年4月3

日より一時的に休業しておりましたが、本年6月24日より営業を再開しております。

この結果、売上高は1,201,280百万円（前連結会計年度比9.2%減）、営業利益は7,190百万円（前連結会計年度比62.4%減）となりました。

#### クレジット・金融業

クレジット・金融業は、主な収益源となる百貨店業の苦戦の影響で減収減益となりました。なお、昨年4月に当社の直接子会社となった株式会社伊勢丹アイカードは、昨年9月1日付で商号を株式会社エムアイカード（以下エムアイカード）に変更し、本年4月より新三越カードの発行を開始しました。また、本年4月1日に株式会社三越保険サービスを吸収合併しております。

この結果、売上高は14,206百万円（前連結会計年度比7.0%減）、営業損失は1,228百万円（前連結会計年度は営業利益1,182百万円）となりました。

#### 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業の株式会社クイーンズ伊勢丹（以下クイーンズ伊勢丹）が、三越恵比寿店の食品フロアに出店するなど、グループ内の相乗効果の創出にむけた取組みを開始しておりますが、個人消費の低迷の影響を受け、減収となりました。なお、クイーンズ伊勢丹東陽町店が昨年8月31日、北与野店が本年1月17日をもって閉店しております。

この結果、売上高は58,997百万円（前連結会計年度比7.6%減）、営業損失は232百万円（前連結会計年度は営業損失503百万円）となりました。

#### 友の会事業

友の会事業におきましては、株式会社三越友の会（以下三越友の会）と株式会社イセタンクローバーサークル（以下イセタンクローバーサークル）などが、百貨店店舗内において友の会の運営を行い、顧客満足の向上に取組みました。なお、三越友の会とイセタンクローバーサークルは、本年4月1日にエムアイカードの傘下となった後、統合して株式会社エムアイ友の会となり、友の会のお買物カードやお買物券の相互利用を開始しております。

この結果、売上高は4,675百万円（前連結会計年度比6.2%減）、営業損失は2,400百万円（前連結会計年度は営業損失2,758百万円）となりました。

#### その他事業

その他事業におきましては、昨年4月に設立した、物流会社の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、人材サービス会社の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズを始めとする、営業支援機能を担うグループ会社が統合効果を早期に創出すべく、生産性の高い業務基盤の構築に取り組みました。また、本年4月に、ビル管理会社の株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式を、伊勢丹から当社に移管し、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントを設立しております。

なお、本年1月に、三越の100%子会社であった株式会社三越環境ビル管理の発行済株式の66.6%、及び名古屋ビルサービス株式会社の発行済み全株式をアイング株式会社に譲渡しております。

この結果、売上高は122,482百万円（前連結会計年度比14.4%減）、営業利益は1,173百万円（前連結会計年度比50.1%減）となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度に比べ2,616百万円増加し、37,366百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、3,604百万円の支出となり、前連結会計年度と比べ21,767百万円の減少となりました。これは主に、売上債権の減少5,633百万円、たな卸資産の減少10,558百万円による収入があった一方、特別退職金の支払額19,644百万円があったこと等によるものです。

## (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、47,443百万円の収入となり、前連結会計年度と比べ74,873百万円の増加となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入68,368百万円があった一方、事業の譲受による支出13,125百万円があったこと等によるものです。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、41,688百万円の支出となり、前連結会計年度と比べ48,804百万円の減少となりました。これは主に、長期借入金の借入による収入65,000百万円があった一方、短期借入金の返済による支出27,015百万円、長期借入金の返済による支出83,560百万円があったこと等によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

## (1) 生産実績及び受注実績

当社及び当社の関係会社においては、その他事業の一部に実績がありますが、当社グループ全体の事業活動に占める比重が極めて低いため、記載を省略しております。

## (2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前連結会計年度比 (%)
百貨店業	1,200,454	9.2
クレジット・金融業	9,004	8.7
小売・専門店業	49,583	8.3
友の会事業	259	28.7
その他事業	32,315	19.5
合計	1,291,617	9.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

今後の経済環境につきましては、新政権の打ち出す家計支援策等で個人消費が着実に拡大することで、内需中心の安定成長が早期に実現することが望まれますが、危機が連鎖する世界経済の中でありましては、今後も先行きの不確かな状況が続くと思われ、小売業界におきましては、雇用・所得環境に大きな改善が期待できないなか、今後も消費マインドは低迷を続け、生き残りをかけた大胆な変革への取組みが多くの企業において加速すると思われ、

このような状況のもとで当社グループは、お客さまの価値観が急速に変化する状況に対応すべく、今後3ヶ年の取組みとして、以下の3つの重点戦略を掲げております。

1つ目は顧客接点の再強化とお取引先との関係の再構築です。これは、店頭において日々変化のお客さまの価値観やご要望を的確かつ迅速に把握するとともに、商品仕入れにおける無駄を極力排除することで、お客さまに適時適品を、価値に見合った価格で、ご提供できる当社独自のビジネスモデルの構築を目指しております。

2つ目は「グループ基盤整備と構造改革の推進」です。これは、首都圏における百貨店事業会社の統合、店舗が併存するエリアにおける百貨店事業会社の統合、百貨店周辺事業や関連事業の整理・統廃合等を推進し、効率的なグループ運営基盤を早期に構築するものです。

3つ目は「成長事業の育成」です。これは、少子高齢化等で百貨店の市場規模が縮小するなか、安定した収益基盤となりうる事業を育成するものです。具体的には、今後も成長が期待される中国・東南アジア地域での百貨店事業、百貨店顧客への金融サービスを含むトータルライフアテンダントの提供が可能なカード事業、百貨店の強みである顧客接点を活かしたWEB・宅配等のソリューションビジネスの3つに焦点を絞り込んで取り組んでまいります。

当社グループは、以上を当面の重点戦略に掲げることで、着実に前進を果たしてまいります。

また、当連結会計年度は、特に国内におきまして消費者の低価格志向が進展し、百貨店の売上高は大幅な減収基調となりました。しかしながら、今後も、当社グループは日々店頭で一人ひとりのお客さまの声と向き合い、価格・品揃え・サービス等に対するお客さまの真意をきちんと汲み取ることで、お客さまのご要望にお応えするとともに、「常に上質であらしいライフスタイルを創造」することで、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

さらに、コーポレート・ガバナンスにつきましては、株主の皆様にご信頼いただける透明性・客観性の高い経営機構の構築に引き続き取り組むとともに、実効的な内部統制システムを整備することで、企業価値向上に向けた基盤づくりに努めてまいります。

## 4 【事業等のリスク】

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。但し、将来の業績や財政状態に与えるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。また、文中における将来に関する事項は当社グループが判断したものであります。

### (1) 需要動向におけるリスク

当社グループの主要なセグメントである、百貨店業及び小売・専門店業の需要は、事業展開する国内・海外各国における気候状況や景気動向・消費動向等の経済情勢、同業・異業態の小売業他社との競争状況等に大きな影響を受けます。従って、これらの要因により、当社グループの業績や財務状況に、悪影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 海外の事業展開におけるリスク

当社グループのセグメントのうち、百貨店業は東南アジア、中国、台湾、米国で店舗を営業しています。これらの売上高、費用、資産を含む現地通貨建ての項目は、連結財務諸表の作成のため円換算されています。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が影響を受ける場合があります。

また、海外における事業展開には、以下のようないくつかのリスクが内在しています。

- 1) 予期しない法律または規制の変更
- 2) 不利な政治または経済要因
- 3) 潜在的に不利な税制度
- 4) テロ、戦争、その他の要因による社会的混乱

### (3) 公的規制におけるリスク

当社グループは、事業展開をする各国において、事業・投資の許可等、さまざまな政府規制の適用を受けています。また、独占禁止、消費者、租税、為替管理、環境・リサイクル関連の法規制の適用もを受けています。これらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの活動が制限される可能性や、費用の増加につながる可能性があります。従って、これらの規制は、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 自然災害・事故におけるリスク

当社グループのうち、百貨店業や小売・専門店業においては、店舗による事業展開を行っています。このため、自然災害・事故等により、店舗の営業継続に悪影響をきたす可能性があります。

特に火災については、消防法に基づいた火災発生の防止を徹底して行っています。しかし、店舗において火災が発生した場合、被害者に対する損害賠償責任、従業員の罹災による人的資源の喪失、建物等固定資産や棚卸資産への被害、消防法による規制等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、地震災害の被害を最小限に抑えることを目的として株式会社伊勢丹及び株式会社三越で「地震災害対策基本計画」を策定し、大地震発生時の対応及び事業継続に積極的に取り組んでおります。しかし、東京直下型の大地震が発生した場合、首都圏に基幹店が集中している当社グループは、従業員及び建物等に甚大な被害を被る恐れがあり、それにより当社グループの業績や財務状況に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 商品取引におけるリスク

当社グループでは、百貨店業や小売・専門店業において、消費者向け取引を行っています。これらの事業において欠陥商品や食中毒を引き起こす商品等、瑕疵のある商品を販売した場合、公的規制を受ける可能性があるとともに、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等による費用が発生する場合があります。更に消費者からの信用失墜による売上高の減少等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループでは、百貨店業の外商部門やその他事業の卸売業を中心として、法人向けの取引を行っています。これらの事業は契約先1社当たりの販売額が高額であり、製造物責任や債務不履行による損害賠償責任等により費用が発生した場合や、契約先の倒産による売掛金の回収が不能となった場合の費用の発生等、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) データ・センター運用上のリスク

当社グループが事業を展開するための各種システムは、主にデータ・センターのコンピューター設備で一括管理しています。当該データ・センターでは、電源・通信回線の二重化、耐震工事、不正侵入抑止等の対策を講じていますが、完全にリスク回避できるものではありません。自然災害や事故等により甚大な設備の損壊があった場合、通信回線や電力供給に支障が出た場合、不正侵入や従業員の過誤による障害が起きた場合、業務の遂行に支障をきたし、グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループではこれらのデータ・センター運用上のリスクを軽減するため、各種システムを現状よりも安全性の高いデータ・センター仕様の外部施設へ移転しました。また、関東以外の地区に小規模のバックアップセンターを設置し、本センター被災時に店頭営業に必要な最低限のオンラインを提供できるようにしております。

(7) 顧客情報の流出におけるリスク

当社グループでは百貨店業及び小売・専門店業、クレジット・金融業、情報処理サービス業を中心に、顧客の個人情報等を保有・処理しています。これらの個人情報の管理は社内管理体制を整備して、厳重に行っていますが、犯罪等により外部に漏洩した場合、顧客個人に支払う損害賠償による費用の発生や、当社グループの社会的信用の失墜による売上高の減少が考えられ、当社グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。



## 5 【経営上の重要な契約等】

### ・三越池袋店固定資産譲渡について

当社は、平成20年9月25日開催の取締役会において、三越池袋店の固定資産の譲渡について決議を行い、同日付で譲渡契約を締結しました。

なお、平成21年7月31日付覚書で、譲渡日を変更しております。

#### (1)譲渡の理由

株式会社三越では、従来から所有不動産について、資産価値の最大化とその利用のあり方を吟味し、今後の活用について検討を重ねてまいりました。

今回の三越池袋店の営業終了に伴い、収益力向上のための新たな投資資金確保に加え、財務体質の改善、有利子負債の削減を目的として譲渡するものです。

#### (2)譲渡資産の内容

譲 渡 内 容 土地・建物・借地権

所 在 地 東京都豊島区東池袋一丁目5番7外

帳 簿 価 格 55,934百万円

譲 渡 価 格 75,000百万円

#### (3)譲渡先の概要

商 号 シンプレクス・リート投資法人

本店所在地 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代 表 者 執行役員 野崎 義雄

当社との関係 当社とシンプレクス・リート投資法人の間には資本的関係はありません。

#### (4)譲渡日

平成22年1月29日

### ・株式会社岩田屋との株式交換契約及び株式会社伊勢丹との吸収分割契約

当社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。

また、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち51.58%を保有しておりますが、当社と伊勢丹は、同日付でそれぞれ本株式交換に先立つ平成21年10月1日を効力発生日として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

・株式会社丸井今井との事業譲渡契約

平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井（以下「札幌丸井今井」）及び株式会社函館丸井今井（以下「函館丸井今井」）は、平成21年6月29日に民事再生手続中の株式会社丸井今井（以下「丸井今井」）との間で、札幌丸井今井が丸井今井の札幌事業を、函館丸井今井が丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

・グループ内の組織再編に伴う株式交換、吸収合併及び吸収分割契約について

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会において、平成22年4月1日を効力発生日として、友の会及び保険事業並びにビルメンテナンス事業に係るグループ内の組織再編を行うことを決議し、同日付で株式交換、吸収合併及び吸収分割契約書を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

・百貨店事業に係る組織再編（吸収分割）について

当社の連結子会社である株式会社三越（以下、「三越」）は、平成22年2月23日開催の取締役会の決議に基づき、グループ百貨店事業の組織再編の一環として、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業に係る権利義務を、新たに設立した地域事業会社、及び新潟については株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」）に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を平成22年4月1日に実施しました。詳細は、「第5 経理の状況（1）連結財務諸表」の重要な後発事象を参照して下さい。

## 6 【研究開発活動】

特に記載する事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債や収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5「経理の状況」の1「連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

### (2) 当連結会計年度の経営成績分析

#### 概要

当社グループの当連結会計年度の経営成績の概要として、連結売上高は1,291,617百万円（前連結会計年度比9.5%減）、連結営業利益は4,177百万円（前連結会計年度比78.7%減）、連結経常利益は19,730百万円（前連結会計年度比43.7%減）を計上しました。特別損益及び税金費用等を控除した連結当期純損失は63,521百万円（前連結会計年度は当期純利益4,683百万円）となりました。以下、連結財務諸表に重要な影響を与えた要因について分析します。

#### 売上高

連結売上高は、1,291,617百万円となりました。中核の百貨店業では、当連結会計年度より株式会社札幌丸井今井ならびに株式会社函館丸井今井を連結子会社とするなど増収要因もありましたが、株式会社三越、株式会社伊勢丹をはじめとした既存国内百貨店5社全てが前年同期実績を下回りました。また海外においても、特に東南アジア地域の消費回復の動きの鈍さをうけ、前年同期実績を下回りました。

#### 販売費及び一般管理費

連結の販売費及び一般管理費は356,508百万円（前連結会計年度比5.7%減）となりました。経費削減に努めた結果、各社とも前年実績を下回る実績となりました。

#### 営業外損益

営業外損益は15,552百万円の利益となりました。営業外収益には負ののれん償却額13,275百万円、持分法による投資利益3,389百万円を計上しました。

#### 特別損益

特別利益として17,889百万円を計上しました。主に固定資産売却益16,751百万円などです。特別損失として77,344百万円を計上いたしました。主に構造改革損失42,515百万円、減損損失27,141百万円、固定資産処分損3,685百万円などです。

### (3) 当連結会計年度の財政状態の分析

#### （資産）

当連結会計年度における総資産は1,238,006百万円（前連結会計年度比8.4%減）となりました。うち流動資産は225,252百万円（前連結会計年度比13.6%減）、固定資産は1,012,753百万円（前連結会計年度比7.2%減）であります。

流動資産の主な内容は、現金及び預金37,682百万円、受取手形及び売掛金97,314百万円、商品55,501百万円であります。

固定資産の主な内容は、有形固定資産743,910百万円、無形固定資産48,104百万円、投資その他の資産220,738百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は812,885百万円(前連結会計年度比5.7%減)となり、流動負債は439,026百万円(前連結会計年度比12.4%減)、固定負債は373,858百万円(前連結会計年度比3.6%増)となりました。

流動負債の主な内容は、支払手形及び買掛金94,940百万円、短期借入金85,683百万円であります。

固定負債の主な内容は、長期借入金71,600百万円、繰延税金負債194,106百万円、退職給付引当金46,672百万円、負ののれん39,703百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は425,120百万円(前連結会計年度比13.2%減)となりました。

(4) 資金の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、37,366百万円となりました。これは投資活動によるキャッシュ・フロー(47,443百万円の収入)に現金及び預金を加え、営業活動によるキャッシュ・フロー(3,604百万円の支出)、財務活動によるキャッシュ・フロー(41,688百万円の支出)に充当した結果によるものです。

(5) 戦略的現状と見通し

グループ中期経営計画「三越伊勢丹グループ3ヶ年計画(平成22年度-24年度)」では、以下の3つの戦略骨子を掲げております。

(戦略骨子) 顧客接点の再強化とお取組先との関係の見直し(百貨店ビジネスモデル改革)

百貨店の最大の役割である、「お客さまのご要望に応じて商品・サービスを適時適品で提案し、新たな需要を創造すること」の実現は、旧来のやり方では難しくなっています。この状況を打破するため、サプライチェーン全体の流れを見直し、顧客接点における本来の役割を徹底して果たすことで、変化するお客さまの価値観・ご要望を迅速かつ的確に把握し、適時適品を実現すること、お買場主導権の確保を手始めに、お取組先との関係を見直し、部分的には川上まで遡って取引構造を改革することで、徹底して無駄をなくし、商品価値の向上や機会ロスの削減、新しい商品やサービスの創造を行うこと、を支える仕組みを構築することの3点に取組んでまいります。

(戦略骨子) グループ基盤整備と構造改革の推進

喫緊の課題として、急速に低下している企業体力を建直するため、「首都圏事業会社統合」「地域事業会社化、併存エリア一体運営」「関連会社・周辺事業の見直し」などを確実かつ迅速に進め、当初目指していた以上の統合効果を創出し、早期の収益回復を図ってまいります。

(戦略骨子) 成長事業の育成

従来型の百貨店市場が縮小する中で、グループとして、安定した収益を生み出し、存続していくためには、国内百貨店事業だけではなく、高収益で成長可能性のある事業を育成していくことが必要となります。現時点で一定のノウハウ蓄積があり、かつ、早期に成果を刈り取ることができる可能性が高い、アジア百貨店事業、カード事業、ソリューションビジネスに焦点を絞り、重点的に要員を投入しながら強化を進めてまいります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、百貨店業を中心に全体で28,256百万円の設備投資を実施しました。主な内訳は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)
百貨店業	23,245
クレジット・金融業	1,817
小売・専門店業	201
友の会事業	11
その他事業	4,348
消去	(1,366)
合計	28,256

百貨店業においては、(株)三越の各店改修工事等で13,014百万円、(株)伊勢丹の各店改修工事等で4,802百万円の投資を実施しました。

なお、(株)三越池袋店については、平成22年1月に固定資産譲渡（帳簿価額55,934百万円）をいたしました。

クレジット・金融業においては、(株)エムアイカードが、グループカード発行等に伴うソフトウェアの取得で1,748百万円の設備投資を実施しました。

その他事業のうち、情報処理サービス業の(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズが、システム統合に伴うソフトウェア関連の取得で、3,008百万円の設備投資を実施しました。

なお、所要資金については、自己資金及び借入金等により充当しました。

## 2 【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京都中央区)		事務所等	-	( - )	1	1	284 [126]

(注1) 所在地は、登記上のものによっております。

(注2) 帳簿価格のうちその他は、工具、器具及び備品であります。

## (2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
(株)伊勢丹	本社等 (東京都新宿区等)	百貨店業	事務所等	7,621	7,993 ( 24)	469	16,084	979 [194]
(株)伊勢丹	本店 (東京都新宿区)	百貨店業	店舗等	31,523	19,848 ( 21)	3,330	54,702	1,377 [1,631]
(株)伊勢丹	立川店 (東京都立川市)	百貨店業	店舗等	2,188	( - )	250	2,438	134 [514]
(株)伊勢丹	松戸店 (千葉県松戸市)	百貨店業	店舗等	668	( - )	310	979	148 [394]
(株)伊勢丹	浦和店 (埼玉県さいたま市 浦和区)	百貨店業	店舗等	8,519	5,254 ( 5)	569	14,343	182 [530]
(株)伊勢丹	相模原店 (神奈川県相模原市)	百貨店業	店舗等	7,383	5,039 ( 10)	311	12,733	144 [436]
(株)伊勢丹	府中店 (東京都府中市)	百貨店業	店舗等	582	( - )	288	871	121 [376]
(株)三越	本店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	30,520	97,203 ( 12)	1,392	129,115	1,495 [356]
(株)三越	銀座店 (東京都中央区)	百貨店業	店舗等	6,190	81,736 ( 4)	925	88,853	405 [ 81]
(株)三越	千葉店 (千葉県千葉市中央 区)	百貨店業	店舗等	175	( - )	104	279	105 [173]
(株)三越	新潟店 (新潟県新潟市中央 区)	百貨店業	店舗等	994	1,977 ( 5)	91	3,063	124 [178]
(株)三越	仙台店 (宮城県仙台市青葉 区)	百貨店業	店舗等	5,947	3,803 ( 3)	269	10,020	187 [175]
(株)三越	札幌店 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	3,139	6,900 ( 3)	145	10,185	200 [218]
(株)三越	名古屋栄店 (愛知県名古屋市中 区)	百貨店業	店舗等	7,465	11,509 ( 3)	334	19,309	434 [214]
(株)三越	星ヶ丘店 (愛知県名古屋市中 種区)	百貨店業	店舗等	934	( - )	93	1,028	86 [103]
(株)三越	広島店 (広島県広島市中区)	百貨店業	店舗等	635	684 ( 1)	62	1,381	107 [108]
(株)三越	高松店 (香川県高松市)	百貨店業	店舗等	4,910	2,953 ( 7)	206	8,070	113 [245]

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
株三越	松山店 (愛媛県松山市)	百貨店業	店舗等	6,631	1,968 ( 7)	279	8,880	102 [173]
株三越	福岡店 (福岡県福岡市中央 区)	百貨店業	店舗等	-	( - )	20	20	247 [363]
株静岡伊勢丹	静岡伊勢丹等 (静岡県静岡市葵区 等)	百貨店業	事務所等	249	( - )	27	276	181 [265]
株新潟伊勢丹	新潟伊勢丹等 (新潟県新潟市中央 区等)	百貨店業	事務所等	387	15 ( 0)	43	447	308 [338]
株岩田屋	本店等 (福岡県福岡市中央 区等)	百貨店業	店舗等	8,682	1,314 ( 4)	512	10,509	853 [801]
株札幌丸井今井	本店等 (北海道札幌市中央 区)	百貨店業	店舗等	3,065	7,631 ( 9)	511	11,208	273 [455]
株函館丸井今井	本店等 (北海道函館市)	百貨店業	店舗等	467	474 ( 5)	129	1,071	44 [119]
株クイーンズ 伊勢丹	笹塚店等 (東京都渋谷区等)	小売・専門店 業	店舗等	852	( - )	412	1,265	526 [1,109]

(注) 従業員数の[ ]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

(3) 在外子会社

平成21年12月31日現在

会社名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物及び 構築物	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
イセタン(シ ンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市	百貨店業	店舗等	2,813	1,129 ( 3)	1,756	5,699	533 [290]
イセタンオブ ジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール 市	百貨店業	店舗等	2,013	( - )	496	2,509	619 [ 85]

(注) 従業員数の[ ]は、臨時従業員数(主として1日8時間換算)を外書しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

三越伊勢丹グループの3ヶ年計画（平成22年度～24年度）に基づき、設備投資については、以下の重点戦略に沿って取り組んでまいります。

顧客接点の再強化とお取引先との関係見直し（百貨店ビジネスモデル改革）

グループ基盤整備と構造改革の推進

成長事業の育成

当連結会計年度末現在における重要な設備、改修等に係る3年間の投資予定額はおよそ110,000百万円であります。

重要な設備の新設、改修等の計画は、以下のとおりであります。

#### (1) 新設

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株三越	東京都 中央区	百貨店業	銀座店増床	42,000	19,937	自己資金・ 借入金等	平成20年	平成22年	売場面積 約1.6倍

#### (2) 改修

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
株伊勢丹	東京都 新宿区	百貨店業	リモデル等	6,300	-	銀行借入等	平成22年 4月	平成23年 3月	-



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
計	1,500,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	394,584,474	394,597,074	東京証券取引所 市場第一部 福岡証券取引所	単元株式数は100株であります。
計	394,584,474	394,597,074	-	-

(注) 「提出日現在発行数」には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

##### 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,892 1	2,760 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	289,200	276,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,162 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,162 資本組入額は、会社計算規則第 17条第1項に従い算出される資 本金等増加限度額の2分の1の 金額として、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り 上げるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第2回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	676 1	550 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,600	55,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり891 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年 6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 891 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人が新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左



	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第2回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければなら</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第2回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,891 1	2,841 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	289,100	284,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,378 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,378 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければなら</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い、承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左



## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,735 1	4,615 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	473,500	461,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,560 2	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成24年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,560 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日)において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合は、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>い、承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額の調整を行うものとする。

調整後の行使価額 = 調整前の行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(1円未満の端数は切り上げ)

また、当社が時価を下回る行使価額で当社の普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとする(新株予約権及び平成13年以前に当社取締役及び使用人に付与された新株引受権の権利行使の場合を除く。)

$$\text{調整後の行使価額} = \text{調整前の行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1円未満の端数は切り上げ)

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	5,307 3	5,187 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	530,700	518,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,829 4	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月9日から平成25年 8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,330 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。 (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位</p>	同左



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、囑託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第5回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。          当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。          当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。          新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合、著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

[次へ](#)

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	6,892 3	6,812 3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	689,200	681,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,952 4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から平成26年 8月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,391 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役役に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。 (1) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。 (2) 取締役の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。 (3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失したとき又は当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任するとき若しくは当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社又は伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社又は伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。 (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。 (5) 行使期間が経過した場合。	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された取締役が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、取締役であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。</p> <p>会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。</p> <p>当社又は伊勢丹の取締役を解任された場合。</p> <p>当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。</p> <p>その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。</p> <p>著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。</p> <p>(1) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 執行役員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹と</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>の委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された執行役員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、執行役員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p> <p>(7) 以下に定める事由が生じた場合。  当社又は伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。  当社又は伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。  当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。  新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。  その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。  著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹第6回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。</p> <p>(1) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。</p> <p>(2) 従業員の地位を平成20年3月31日までに、死亡により喪失した場合。</p> <p>(3) 前2号に定めるほか、当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社又は伊勢丹の従業員の地位喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。</p> <p>(4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社又は伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。</p> <p>(5) 行使期間が経過した場合。</p> <p>(6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、死亡の日より6ヶ月以内に新株予約権を相続により承継する者を1人に限定し、且つ当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出できなかった場合又は承継者(株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継して新株予約権者となった者を含む。)が死亡した場合若しくは新株予約権を付与された従業員が死亡した日(新株予約権者が株式会社伊勢丹第6回新株予約権を相続により承継した者である場合には、従業員であった被相続人が死亡した日)から2年以内に行使しない場合。</p>	同左



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	(7) 以下に定める事由が生じた場合。 当社又は伊勢丹の労働協約の規定又は表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。 当社又は伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合。 新株予約権の内容又は割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合。 その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社又は伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合。 著しく当社又は伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。 (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

3 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

4 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第7回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	37 5	37 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000	37,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,157 6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成22年 6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,157 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失後、引き続き当社若しくは伊勢丹の執行役員として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合は、又は当社若しくは伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社若しくは伊勢丹の執行役員に就任後、再び当社若しくは伊勢丹の取締役として当社若しくは伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社若しくは伊勢丹の取締役若しくは執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限り、その行使を認める。新株予約権者が株式会社伊勢丹第7回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権(株式会社伊勢丹発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	247 5	230 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	247,000	230,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,359 6	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成23年 6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,359 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	伊勢丹の取締役が付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。 (1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。 (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の執行役員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2</p>	同左



	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>伊勢丹の従業員に付与された伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社又は伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員として当社又は伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社又は伊勢丹の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、当社の代表取締役が定める必要書類を当社の代表取締役が定める部署に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継さ</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>れない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社又は伊勢丹の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」の株式の分割又は株式の併合の場合の調整に準じて行使価額を調整した価額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

5 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1,000株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

6 当社が当社の普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で当社の普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

のとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。また、前記算式中の各用語の定義その他調整に必要な事項については、当社代表取締役が定めるところによる。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	58 7	58 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,720	19,720
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成26年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,174 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>	同左

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の数(個)	64 7	64 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,760	21,760
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 4月 1日から平成27年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,170 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、相続人は、遺産分割により新株予約権全部を承継する者をその相続人のうちの1人(以下「承継者」という。)に限定するものとし、承継者は当社の別途定める条件に従う場合に限って、承継した新株予約権を行使することができるものとする。なお、新株予約権者に相続人がいない場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅する。また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。 (3) 平成18年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員又は監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失した日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		



	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。但し、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した後の再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	47 7	47 7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,980	15,980
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社又は当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。 (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。 (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (5) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの1人に限定するものとし、承継者は下記(b)に掲げる書類を下記(b)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。承継者は、新株予約権を行使することが	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>できる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。</p> <p>除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)</p> <p>遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類</p> <p>承継者の氏名及び住所を証する書面</p> <p>その他当社が指定する書面</p> <p>(c) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(b)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(b)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

7 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社につき付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権(株式会社三越発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	16 8	16 8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,440	5,440
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日から平成28年 5月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,165 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。 (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は以下のア)またはイ)に定める場合(ただし、イ)については、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)にはそれぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 ア) 新株予約権者が平成27年5月31日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成27年6月1日から平成28年5月31日 イ) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画承認の議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間 (3) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。 (4) 相続人による新株予約権の行使 (a) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に相続される。但し、新株予約権全部を承継する者(以下「承継者」という。)を新株予約権者の相続人のうちの	同左

	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>1人に限定するものとし、承継者は下記(c)に掲げる書類を下記(c)に従い提出の上、当社の別途定める条件に従う場合に限る。また、承継者は、新株予約権者の配偶者、子(新株予約権者の養子を含む。)、父母又は兄弟姉妹に限る。</p> <p>(b) 承継者は、新株予約権を行使することができる期間内において、民法の規定に従い新株予約権を承継した日から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>(c) 承継者は、新株予約権者の死亡後速やかに(但し、遅くとも新株予約権者が死亡した日1年間を経過する日までに)以下の各号に掲げる書類(又は法的にこれらと同等と当社が認める書類)を当社に提出しない限り、新株予約権を行使することができない。  除籍謄本等(発行後3ヶ月以内のものに限る。)  承継者の印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のものに限る。)  遺言、遺産分割協議書又はこれに類する遺産の分割を証明するのに必要な書類であって、承継者のみが新株予約権を承継したことを証する書類  承継者の氏名及び住所を証する書面  その他当社が指定する書面</p> <p>(d) 新株予約権者の相続人において、新株予約権者が死亡した日から1年間を経過する日までに遺産分割協議が整わない時は、速やかに相続人の代表者を定めてその旨当社に届け出るものとする。この場合において、遺産分割協議が整い次第、上記(c)柱書に定める1年間を経過する日までに上記(c)の各号に掲げる書類を当社に提出するものとする。</p> <p>(5) 新株予約権者又は承継人は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、各号記載時点以降、新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(a) 当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は監査役のいずれかを解任された場合  解任された時点</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(b) 上記(a)以外の場合において、当社又は当社の子会社の取締役会が新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないとして認めた事由が生じた場合、当社又は当社の子会社がその旨決議した時点</p> <p>(c) 新株予約権者が死亡した場合で、以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 新株予約権者に承継者がいない場合 新株予約権者が死亡した時点</p> <p>イ) 承継者が上記(4)(c)に従い(4)(c)の各号に掲げる書類のいずれかを提出しなかった場合 (4)(c)柱書に定める1年間を経過する日が経過した時点</p> <p>(d) 承継者が以下のア)又はイ)に該当した場合</p> <p>ア) 承継者が上記(4)(c)に定める期間内に新株予約権を行使しなかった場合 当該期間が満了した時点</p> <p>イ) 承継者が新株予約権の承継後でかつ権利行使する以前に死亡した場合 承継者が死亡した時点</p> <p>(e) 新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合 審判を受けた時点</p> <p>(f) 新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合 決定を受けた時点</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契	同左



	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 組織再編行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社が再編対象会社新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

8 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は340株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割又は株式の併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は株式の分割又は株式の併合の比率に応じ比例的に調整する。

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、株式の分割に係る基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、株式の併合がその効力を生ずる日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式の分割に係る基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が資本金の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」という。)に公告又は通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告又は通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告又は通知するものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	975 9	975 9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,500	97,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から平成38年 2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。</p> <p>(3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>(4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p> <p>上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権を行使できる期間」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

9 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## 株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権(提出会社発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,426 10	2,426 10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	242,600	242,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年4月1日から平成38年 2月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 883 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額として、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。</p> <p>(2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれの地位をも喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なお、この場合、行使期間については、上記に定める期間を超えることはできない。</p> <p>(3) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記(4)の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる。(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使条件は、下記(4)の新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p> <p>(4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の行使の条件	<p>(5) 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(a) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合</p> <p>(b) 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令及び諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(c) 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>(d) 新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合</p> <p>イ) 会社法に定める取締役の欠落事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員欠落事由に該当した場合</p> <p>ロ) 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事及び顧問のいずれかを解任された場合</p> <p>ハ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合</p> <p>ニ) 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合</p> <p>ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合</p> <p>ヘ) 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		



	事業年度末現在 (平成22年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の決定方針に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の決定方針に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>(5) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権を行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(6) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額</p> <p>a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記a)記載の資本金等増加限度額から上記a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 再編対象会社新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使条件」に準じて決定する。</p>	同左

10 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社の普通株式につき、株式の分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式の分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 (注)1	387,848	387,848	50,000	50,000	12,500	12,500
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注)2	10	387,859	6	50,006	6	12,506
平成21年10月15日 (注)3	6,690	394,571	-	50,016	5,847	18,364
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)2	34	394,584	18	50,024	18	18,372

(注)1 会社設立によるものです。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 平成21年10月15日付で岩田屋の普通株式1株に対して、当社の株式0.3株を割当てる株式交換を行ったことによる増加であります。

4 平成22年4月1日から平成22年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12千株、資本金が5百万円及び資本準備金が5百万円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	100	38	1,178	376	56	132,733	134,482	-
所有株式数 (単元)	23	1,194,294	77,302	713,875	750,689	168	1,178,854	3,915,205	3,063,974
所有株式数の 割合(%)	0.00	30.50	1.98	18.23	19.17	0.01	30.11	100.00	-

(注)1 自己株式60,048株は、「個人その他」に600単元、「単元未満株式の状況」に48株含まれております。

2 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ84単元及び50株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	19,482	4.93
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口) 2	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,767	4.50
財団法人三越厚生事業団	東京都新宿区西新宿1丁目24番1号	13,667	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株 会	東京都新宿区新宿5丁目16番10号	7,073	1.79
清水建設株式会社	東京都港区芝浦1丁目2番3号	6,200	1.57
明治安田生命保険相互会社 常 任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8番12号晴海ア イランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	5,697	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	5,342	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	5,299	1.34
日本興亜損害保険株式会社	東京都霞ヶ関3丁目7番3号	5,189	1.31
興隆株式会社	東京都新宿区5丁目17番18号 H&Iピ ル	4,796	1.21
計		90,518	22.94

- (注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数19,482千株は信託業務に係る株式でありま  
す。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数17,767千株は信託業務に係る株式であ  
ります。
- 3 千株未満は切り捨てて表示しております。

## (8) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 60,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 68,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 391,392,500	3,913,925	-
単元未満株式	普通株式 3,063,974	-	-
発行済株式総数	394,584,474	-	-
総株主の議決権	-	3,913,925	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,400株(議決権84個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス	東京都中央区銀座 四丁目6番16号	60,000	-	60,000	0.01
(相互保有株式) 新光三越百貨股? 有限公司	台湾台北市信義区松 高路19号8階	-	68,000	68,000	0.02
計	-	60,000	68,000	128,000	0.03

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の他人名義株式は、証券会社が保管するものであり、名義人名称は、Daiwa Capital Markets Hong Kong Limited.住所は、Level26,One Pacific Place,88 Queensway,Hong Kong であります。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

株式会社三越及び株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が交付した新株予約権の内容は以下のとおりです。

## 第1回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第2回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第3回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第4回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第5回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第5回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 第5回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 第6回（株式会社伊勢丹発行）

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上



## 第6回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第6回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第7回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第8回(株式会社伊勢丹発行)

決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 第9回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 第10回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	同上

## 第11回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第12回(株式会社三越発行)

決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

会社法に基づき、下記の付与者に対し非金銭報酬等として新株予約権を付与することを平成22年1月29日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

## 第13回

決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 第14回

決議年月日	平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役3名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役4名、執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	22,167	19,940,401
当期間における取得自己株式	2,824	2,925,181

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

会社法第155条第13号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,020	979,200
当期間における取得自己株式		

(注) 当事業年度における取得自己株式1,020株は、平成21年10月15日を効力発生日とする当社と㈱岩田屋との株式交換に関する、会社法第797条第1項の規定に基づいた反対株主からの株式買取請求によるものです。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による売渡し)	3,547	3,042,657	202	212,321
保有自己株式数	60,048		62,670	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による売渡しによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

なお、当社は配当について以下の内容を定款で定めております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

また、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めております。

(注)基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成22年6月28日定時株主総会	3,945	10

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,381	1,095
最低(円)	599	716

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	1,037	887	856	917	956	1,031
最低(円)	867	716	738	831	842	932

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		橋本 幹雄	昭和20年2月22日生	昭和43年4月 株式会社伊勢丹入社 平成6年6月 同取締役経営企画室長 平成8年2月 同常務取締役経営企画室長兼経理部・業務部担当 平成12年6月 同専務取締役経営企画室長兼人事部・経理部担当 平成13年6月 同代表取締役専務執行役員総務部長兼人事部・外商統括部担当 平成17年6月 同代表取締役副社長執行役員総務部・人事部・外商統括部担当 平成20年6月 同代表取締役会長執行役員人事部・法人外商事業部担当 平成21年4月 同代表取締役会長執行役員 平成22年3月 同取締役 平成22年6月 当社取締役会長（現任）	注3	55
代表取締役社長執行役員		石塚 邦雄	昭和24年9月11日生	昭和47年5月 株式会社三越入社 平成15年2月 同執行役員業務部長 平成16年3月 同上席執行役員経営企画部長 平成17年3月 同常務執行役員営業企画本部長 平成17年5月 同代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長 平成18年2月 同代表取締役社長執行役員（現任） 平成20年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 平成20年6月 株式会社伊勢丹取締役（現任）	注3	29
代表取締役専務執行役員	経営戦略本部長	高田 信哉	昭和27年1月8日生	昭和50年4月 株式会社伊勢丹入社 平成14年6月 同執行役員経営企画部総合企画担当長 平成17年6月 同常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 平成19年4月 同専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 平成19年6月 同取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当 平成20年3月 同取締役専務執行役員総合企画部担当・経理部担当・関連事業部担当 平成20年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 平成22年1月 同代表取締役専務執行役員経営戦略本部長（現任） 平成22年3月 株式会社伊勢丹取締役専務執行役員総合企画部担当（現任）	注3	24

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (千株)
取締役		大西 洋	昭和30年6月13日生	昭和54年4月 平成17年6月 平成18年2月 平成20年3月 平成20年3月 平成21年4月 平成21年6月 平成21年6月 平成22年1月 平成22年3月 平成22年6月	株式会社伊勢丹入社 同執行役員経営企画部総合企画担当長 同執行役員営業本部立川店長兼立川店営業統括部長 同常務執行役員 株式会社三越常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長 同取締役常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長兼MD企画部長 株式会社伊勢丹社長執行役員 同代表取締役社長執行役員 同代表取締役社長執行役員兼営業本部長(現任) 株式会社三越取締役(現任) 当社取締役(現任)	注3	16
取締役常務執行役員	管理本部長	赤松 憲	昭和27年9月5日生	昭和50年6月 平成18年2月 平成19年2月 平成19年5月 平成20年4月 平成20年4月 平成21年4月	株式会社三越入社 同執行役員業務部長 同執行役員グループ業務部長 同取締役上席執行役員グループ業務部長 当社取締役常務執行役員管理本部長(現任) 株式会社三越取締役 株式会社伊勢丹取締役	注3	11
取締役		小島 浩介	昭和28年2月1日生	昭和51年6月 平成19年2月 平成20年3月 平成20年5月 平成21年4月 平成22年3月 平成22年6月	株式会社三越入社 同執行役員人事部長 同上席執行役員総合企画部長 同取締役上席執行役員総合企画部長兼コンプライアンス担当 同取締役常務執行役員総合企画部長兼人事部管掌 同取締役常務執行役員総合企画部長(現任) 当社取締役(現任)	注3	6



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		畔柳 信雄	昭和16年12月18日生	昭和40年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成4年6月 同取締役 平成8年4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）取締役 平成8年6月 同常務取締役 平成13年6月 同常務執行役員 平成14年6月 同副頭取 平成15年6月 株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）取締役 平成16年6月 同取締役社長 平成16年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）頭取 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行頭取 平成20年4月 同取締役会長（現任） 平成20年4月 当社取締役（現任） 平成21年6月 本田技研工業株式会社取締役（現任） 平成21年6月 三菱重工業株式会社監査役（現任） 平成21年10月 株式会社池田泉州ホールディングス取締役（現任） 平成21年12月 株式会社三菱総合研究所取締役（現任） 平成22年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役（現任）	注3	1
取締役		宮村 眞平	昭和9年8月3日生	昭和33年4月 三井金属鉱業株式会社入社 昭和62年6月 同取締役 平成元年6月 同常務取締役 平成3年6月 同代表取締役専務取締役 平成4年4月 同代表取締役副社長 平成5年6月 同代表取締役社長 平成5年6月 パウダーテック株式会社取締役会長（現任） 平成13年4月 三井金属鉱業株式会社代表取締役社長兼最高業務執行責任者 平成14年6月 パンパシフィック・カッパー株式会社取締役（現任） 平成15年6月 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者） 平成19年6月 同取締役相談役 平成20年4月 当社取締役（現任） 平成22年1月 三井金属鉱業株式会社代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者）（現任）	注3	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		池田 守男	昭和11年12月25日生	昭和36年4月 株式会社資生堂入社 平成2年6月 同取締役 平成7年6月 同常務取締役 平成9年6月 同代表専務取締役 平成12年6月 同代表取締役副社長 平成13年6月 同代表取締役執行役員社長 平成17年6月 同取締役会長 平成17年6月 株式会社小松製作所取締役(現任) 平成17年6月 学校法人東洋英和女学院理事長(現任) 平成18年6月 株式会社資生堂相談役(現任) 平成18年6月 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社取締役(現任) 平成19年4月 学校法人東洋英和女学院院長(現任) 平成20年4月 当社取締役(現任) 平成20年6月 旭化成株式会社取締役(現任) 平成21年4月 学校法人資生堂学園理事長(現任)	注3	1
常勤監査役		二瓶 郁夫	昭和21年5月23日生	昭和45年4月 株式会社伊勢丹入社 平成11年6月 同取締役経理部長 平成13年6月 同執行役員経理部長 平成14年6月 同取締役常務執行役員経営企画部長兼経理部担当 平成17年6月 同常勤監査役 平成20年4月 同監査役 平成20年4月 当社常勤監査役(現任) 平成20年5月 株式会社三越監査役(現任)	注4	32
常勤監査役		阿部 健一	昭和21年6月22日生	昭和45年5月 株式会社三越入社 平成12年5月 同執行役員経営推進室経理部長 平成13年5月 同取締役経営推進室経理部長 平成14年9月 同取締役経理部長 平成15年9月 同取締役上席執行役員経理部長 平成16年5月 同常勤監査役 平成20年4月 同監査役 平成20年4月 当社常勤監査役(現任) 平成20年6月 株式会社伊勢丹監査役(現任)	注4	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役		北山 禎 介	昭和21年10月26日生	昭和44年 4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成 9年 6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)取締役 平成13年 4月 株式会社三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員 平成15年 6月 同専務取締役兼専務執行役員 平成16年 6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長 平成17年 6月 同取締役社長(現任) 平成17年 6月 株式会社三井住友銀行取締役会長(現任) 平成18年 5月 株式会社三越取締役 平成18年10月 富士フィルムホールディングス株式会社取締役(現任) 平成20年 4月 当社監査役(現任)	注 4	0
監査役		飯島 澄 雄	昭和16年 5月 6日生	昭和41年 4月 第二東京弁護士会登録 アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所 昭和52年12月 株式会社TKC 監査役(現任) 昭和63年 4月 司法研修所民事弁護教官 平成 3年 1月 東京虎ノ門法律事務所開設(現任) 平成 6年 6月 北川工業株式会社監査役(現任) 平成16年 9月 中央大学法科大学院講師(現任) 平成18年 6月 株式会社商船三井監査役(現任) 平成19年 6月 株式会社伊勢丹監査役(現任) 平成20年 4月 当社監査役(現任)	注 4	-
計						190

- (注) 1 畔柳信雄氏、宮村眞平氏、池田守男氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。  
2 北山禎介氏と飯島澄雄氏は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。  
3 取締役の任期は、平成22年6月28日より、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4 監査役の任期は、平成20年4月1日より、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員の役名、職名及び氏名は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
常務執行役員	経営戦略本部関連事業部長	中川 俊 明
執行役員	経営戦略本部経営企画部長	和 田 秀 治
執行役員	経営戦略本部企画推進部長	白 井 俊 徳
執行役員	経営戦略本部人事部長	瀬 良 知 也
執行役員	管理本部総務部長	武 宮 徹 郎

執行役員	管理本部経理部長	山崎茂樹
執行役員	管理本部業務部長	中村正秀

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の企業統治体制は、平成20年4月の会社設立時より監査役設置会社の形態を採用し、意思決定機構は経営監督機構と業務執行機構の2つから構成されております。

企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

#### (a) 経営監督機構

社外取締役が3分の1以上を占める取締役会がグループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しております。また、社外監査役2名を含む監査役は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

#### (b) 指名報酬委員会

取締役会の諮問機関として社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関する原案を取締役に答申するとともに、経営機構全般に係わる規程の整備等について審議しております。

#### (c) 監査役及び監査役会

監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と内部監査結果等について情報交換を行うことにより監査の実効性を確保する体制を構築しております。

監査役会は、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役より報告を受け、必要に応じて協議又は決議を行っております。

#### (d) 業務執行機構

執行役員制度を導入し、当社及びグループ各社の取締役、執行役員を中心に構成される経営戦略会議が、グループ全体の業務執行に関する重要事項について適時迅速に決議・審議を行う体制として機能しております。

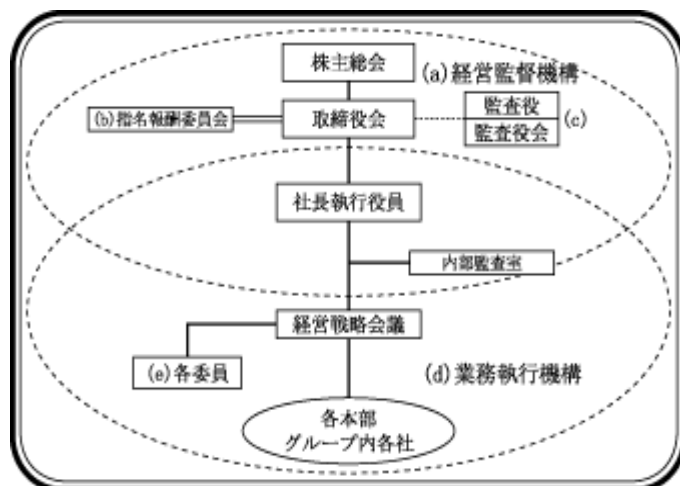
#### (e) 各委員会

経営戦略会議の諮問機関として社内横断的なメンバーで構成され、グループ経営に関わる重要事項に関して横断的・継続的に調査研究及び検討し、経営戦略会議に答申しております。

以上、当社は監査役設置会社の形態を採用しておりますが、客観性・透明性の高い経営監督機構と経営意思決定の効率性を確保した業務執行機構の構築に努めることで、株主をはじめステークホルダーに信頼される企業統治体制を構築しております。

また、当社は会社の機関として会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。

会社の機関及び内部統制の関係図は次のとおりであります。



## 2. 内部統制システムの整備の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

### コンプライアンス体制

- (a)取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止します。
- (b)管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図ります。
- (c)取締役会の意思決定の適法性、効率性及び妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とします。
- (d)内部監査部門として、独立した専門部署を設置します。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。
- (e)当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行います。

### リスクマネジメント体制

- (a)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止します。
- (b)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図ります。
- (c)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させます。
- (d)内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図ります。
- (e)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止します。

### 財務報告に係る内部統制体制

- (a)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続を示すとともに、適切に整備及び運用します。
- (b)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行います。
- (c)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用します。

- (d) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用します。
- (e) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用します。
- (f) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備します。
- (g) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行います。

#### 情報保存管理体制

- (a) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録
- ・ 保管・管理します。
  - ・ 株主総会議事録
  - ・ 取締役会議事録
  - ・ 経営戦略会議議事録
  - ・ 計算書類
  - ・ 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
  - ・ その他取締役会が決定する書類
- (b) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密及び顧客等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行います。

#### 効率的職務執行体制

- (a) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図ります。
- (b) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行います。
- (c) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図ります。
- (d) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定規程」においてそれぞれ職務及び、その責任、執行手続の詳細について定めることとします。

#### グループ会社管理体制

- (a) グループ理念をグループ企業全てに適用します。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとします。
- (b) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行います。また「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告及び協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメント及び効率性を追求します。
- (c) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

#### 監査役スタッフに関する事項

- (a) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができます。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができます。
- (b) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とします。

#### 監査役への報告に関する体制

- (a)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告します。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができます。
- (b)内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとします。

#### 監査役監査の実効性確保に関する体制

- (a)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催します。
- (b)内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換及び連携を図ります。

### 3. 監査役監査及び内部監査の状況

監査役会は、社外監査役2名を含む計4名の監査役で構成され、原則毎月1回開催し、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けております。

また監査役は、会計監査人より監査計画及び四半期決算レビュー結果等の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い連携の強化に努めるとともに、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制についても、説明を求め確認しております。

更に、監査役は内部監査室から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、当社グループ各社の財務報告に係る内部統制及び業務執行の状況について意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視および検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っております。内部監査室は内部統制システムの有効性を評価し、その結果を内部統制部門へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

なお、常勤監査役二瓶郁夫氏は当社子会社(株)伊勢丹の、常勤監査役阿部健一氏は当社子会社(株)三越の、経理部長及び経理部担当取締役を経験しており、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視および検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っております。内部監査室は内部統制システムの有効性を評価し、その結果を内部統制部門へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。



#### 4. 会計監査の状況

当連結会計年度において、当社は、新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次のとおりであります。

所属する会計事務所	業務執行をした公認会計士の氏名	当社に係る継続監査年数
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 長坂 隆	2年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 関口 弘和	2年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 永澤 宏一	2年
新日本有限責任監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員 阪中 修	2年

また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士13名、その他27名であります。

(注)その他は、会計士補、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

#### 5. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社における現在の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

当社では、社外取締役は業務執行の監督を行うことはもとより、経営の意思決定そのものに対する妥当性までを監督、助言いただきたいと考えているため、実業界で経営執行の経験を十分に積んだ経営のプロを社外取締役に招聘するという方針を持っております。

社外取締役は、監査役より監査計画についての報告を受け、内部監査室より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けております。また、内部統制部門からは「内部統制システム構築の基本方針」の策定にあたって事前に報告を受けております。

社外監査役については、経営の意思決定のプロセスや内容が、法的・会計的な側面から問題がないかどうかを監査することが主な役割だと考えており、取締役会、監査役会等においてその役割を十分に果たしております。

また、当社は監査役設置会社の形態をとっておりますが、経営監督機能の透明性、公平性を維持するために、平成20年4月の会社設立時より社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置し、役員的人事や報酬をはじめ、経営機構全般に係る規程などを審議し、その内容を取締役会に答申することとしております。この指名報酬委員会の委員長は社外取締役が務めることと決められており、役員的人事及び報酬に関して、透明性を確保し、公正かつ適正に決定される体制を整えております。

社外監査役は、会計監査人と意見交換を行い相互連携を図るとともに、監査役が内部監査室と意見交換を行った内容について監査役より報告を受けております。

なお、当社の社外取締役である畔柳信雄氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行取締役会長であり、当社の社外監査役である北山禎介氏は、株式会社三井住友銀行取締役会長であります。株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行と当社グループの間には、借入金等の取引関係があります。その他の社外取締役及び社外監査役との間には、特別な利害関係はありません。

#### 6. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

## 7. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

## 8. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 9. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする旨定款に定めております。

当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

## 10. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。

### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記載若しくは記録の株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する金銭による剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。

### 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

### 取締役及び監査役の責任軽減

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令に定める限度において免除することができる旨を定款に定めております。

## 11. 役員の報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	135	111	24	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	32	32	-	-	-	2
社外役員	48	48	-	-	-	5

注) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はありません。また、当事業年度に係る賞与金の支払いはございません。

2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が66百万円(2名)、監査役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が14百万円(2名)でございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円(1名)でございます。

3. ストックオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成22年1月29日開催の取締役会決議で同年2月26日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬制度は、報酬のコンサルティング会社も交え、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会において審議、決定するものであり、以下の4点を基本方針としております。

- 1) 株主と役員の利害一致の促進
- 2) 業績や株主価値の向上にむけたインセンティブ効果の拡大
- 3) 目標達成時には競合企業との比較において遜色のない水準の提供
- 4) 評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保

具体的な役員報酬体系は、

- ・毎月定額で支払われる「基本報酬」
- ・短期的なインセンティブとして年に一度業績に連動して支払われる「賞与」
- ・中長期インセンティブとして企業価値に連動する「ストックオプション」

の3つで構成されており、業績目標達成時に産業界の平均となるように設定しております。業績に応じて大きく変動する賞与のシェアが高いため、業績目標を上回った場合は産業界平均を上回り、業績が悪い場合は平均を下回るようになります。

## 12. 内部統制システムの構築に係る取締役会の決議

取締役会において、会社法第362条第4項第6号の規定により、業務の適正性を確保するための体制の整備について、以下の項目の基本方針を決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務報告の適正性を確保するための体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当該株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	78	-	81	1
連結子会社	270	4	222	-
計	348	4	304	1

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

連結子会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、内部統制の整備及び運用に関する助言・指導業務になります。

当連結会計年度

提出会社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行業務のコンフォ-トレター作成業務になります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)並びに当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下の通り連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できるため体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2 41,102	37,682
受取手形及び売掛金	4 104,001	4 97,314
有価証券	566	567
商品	63,838	55,501
製品	1,102	911
仕掛品	101	80
原材料及び貯蔵品	1,362	1,161
繰延税金資産	23,654	10,101
その他	27,734	24,873
貸倒引当金	4 2,606	4 2,941
流動資産合計	260,856	225,252
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	466,064	444,123
減価償却累計額	273,686	271,514
建物及び構築物（純額）	192,378	172,609
土地	567,144	537,609
建設仮勘定	7,027	16,128
その他	62,270	64,116
減価償却累計額	44,008	46,552
その他（純額）	18,261	17,564
有形固定資産合計	784,811	743,910
無形固定資産		
ソフトウェア	12,425	12,493
その他	62,217	35,611
無形固定資産合計	74,642	48,104
投資その他の資産		
投資有価証券	1 95,189	1, 2 94,798
長期貸付金	12,727	12,932
差入保証金	89,290	84,203
繰延税金資産	7,915	5,607
その他	28,237	25,251
貸倒引当金	2,038	2,055
投資その他の資産合計	231,322	220,738
固定資産合計	1,090,776	1,012,753
資産合計	1,351,633	1,238,006

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	99,004	94,940
短期借入金	4 165,742	2, 4 85,683
コマーシャル・ペーパー	30,000	40,000
未払法人税等	3,441	5,529
商品券	88,145	84,249
繰延税金負債	12	0
賞与引当金	4,976	8,245
ポイント引当金	1,858	2,955
商品券回収損引当金	19,228	20,710
その他	2 88,580	96,711
流動負債合計	500,990	439,026
固定負債		
長期借入金	37,100	71,600
繰延税金負債	194,393	194,106
退職給付引当金	63,561	46,672
負ののれん	52,937	39,703
その他	12,909	21,776
固定負債合計	360,902	373,858
負債合計	861,892	812,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,006	50,024
資本剰余金	319,118	324,984
利益剰余金	118,424	49,473
自己株式	64	81
株主資本合計	487,484	424,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,016	125
繰延ヘッジ損益	15	16
為替換算調整勘定	9,083	10,680
評価・換算差額等合計	12,115	10,538
新株予約権	733	941
少数株主持分	13,637	10,317
純資産合計	489,740	425,120
負債純資産合計	1,351,633	1,238,006

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	1,426,684	1,291,617
売上原価	1,029,238 <sup>1</sup>	930,931 <sup>1</sup>
売上総利益	397,446	360,685
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	36,047	30,754
ポイント引当金繰入額	1,573	2,375
給料手当及び賞与	116,107	111,605
退職給付費用	7,539	7,821
貸倒引当金繰入額	801	1,258
減価償却費	24,253	22,411
地代家賃	48,507	46,895
業務委託費	38,566	34,815
その他	104,467	98,569
販売費及び一般管理費合計	377,863	356,508
営業利益	19,582	4,177
営業外収益		
受取利息	868	831
受取配当金	1,088	826
持分法による投資利益	4,368	3,389
未回収商品券受入益	10,803	6,759
負ののれん償却額	13,235	13,275
その他	4,854	4,794
営業外収益合計	35,219	29,877
営業外費用		
支払利息	3,016	2,128
固定資産除却損	1,846	950
商品券回収損引当金繰入額	9,487	6,316
その他	5,398	4,930
営業外費用合計	19,749	14,324
経常利益	35,052	19,730
特別利益		
固定資産売却益	1,056 <sup>2</sup>	16,751 <sup>2</sup>
投資有価証券売却益	273	936
関係会社株式売却益	-	202 <sup>3</sup>
特別利益合計	1,330	17,889



	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>特別損失</b>		
たな卸資産評価損	1 1,494	-
固定資産処分損	4 570	4 3,685
減損損失	5 4,982	5 27,141
投資有価証券評価損	8,078	1,443
投資有価証券売却損	-	186
関係会社株式売却損	-	6 519
関係会社整理損	7 1,278	7 431
構造改革損失	5, 8 8,492	8 42,515
その他	-	1,421
<b>特別損失合計</b>	<b>24,897</b>	<b>77,344</b>
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	11,484	39,723
法人税、住民税及び事業税	7,232	7,071
法人税等調整額	1,297	16,040
法人税等合計	5,934	23,112
少数株主利益	867	685
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>4,683</b>	<b>63,521</b>

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	36,763	50,006
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	6	18
株式移転による増加	13,236	-
<b>当期変動額合計</b>	13,242	18
<b>当期末残高</b>	50,006	50,024
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	43,343	319,118
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	6	18
株式移転による増加	275,766	-
株式交換による増加	-	5,847
自己株式の処分	2	0
<b>当期変動額合計</b>	275,774	5,865
<b>当期末残高</b>	319,118	324,984
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	115,776	118,424
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	1,983	5,429
当期純利益又は当期純損失( )	4,683	63,521
連結範囲の変動	52	-
<b>当期変動額合計</b>	2,647	68,951
<b>当期末残高</b>	118,424	49,473
<b>自己株式</b>		
前期末残高	1	64
<b>当期変動額</b>		
株式移転による増加	29	-
自己株式の取得	65	20
自己株式の処分	31	3
<b>当期変動額合計</b>	62	17
<b>当期末残高</b>	64	81
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	195,881	487,484
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	12	36
剰余金の配当	1,983	5,429
株式移転による増加	288,974	-
株式交換による増加	-	5,847
当期純利益又は当期純損失( )	4,683	63,521
自己株式の取得	65	20
自己株式の処分	34	3
連結範囲の変動	52	-
<b>当期変動額合計</b>	291,602	63,084
<b>当期末残高</b>	487,484	424,399

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
前期末残高	6,788	3,016
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,804	3,141
当期変動額合計	9,804	3,141
当期末残高	3,016	125
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
前期末残高	2	15
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	31
当期変動額合計	12	31
当期末残高	15	16
<b>為替換算調整勘定</b>		
前期末残高	975	9,083
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,059	1,596
当期変動額合計	10,059	1,596
当期末残高	9,083	10,680
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	7,761	12,115
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19,876	1,576
当期変動額合計	19,876	1,576
当期末残高	12,115	10,538
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	648	733
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	85	208
当期変動額合計	85	208
当期末残高	733	941
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	14,424	13,637
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	786	3,320
当期変動額合計	786	3,320
当期末残高	13,637	10,317

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	218,716	489,740
<b>当期変動額</b>		
新株の発行	12	36
剰余金の配当	1,983	5,429
株式移転による増加	288,974	-
株式交換による増加	-	5,847
当期純利益又は当期純損失( )	4,683	63,521
自己株式の取得	65	20
自己株式の処分	34	3
連結範囲の変動	52	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	20,577	1,535
<b>当期変動額合計</b>	<b>271,024</b>	<b>64,620</b>
当期末残高	489,740	425,120

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	11,484	39,723
減価償却費	25,017	25,316
減損損失	4,982	27,141
負ののれん償却額	13,235	13,275
貸倒引当金の増減額( は減少)	439	357
退職給付引当金の増減額( は減少)	972	15,601
受取利息及び受取配当金	1,957	1,658
支払利息	3,016	2,128
持分法による投資損益( は益)	4,368	3,389
固定資産売却損益( は益)	1,055	16,681
固定資産処分損益( は益)	570	3,685
投資有価証券売却損益( は益)	270	750
投資有価証券評価損益( は益)	8,078	1,443
関係会社整理損	1,278	431
構造改革損失	8,492	42,515
売上債権の増減額( は増加)	8,936	5,633
たな卸資産の増減額( は増加)	4,984	10,558
仕入債務の増減額( は減少)	17,349	3,275
未払費用の増減額( は減少)	2,971	681
その他	7,476	5,157
小計	26,746	19,016
利息及び配当金の受取額	4,713	3,962
利息の支払額	3,197	2,064
法人税等の支払額	10,099	4,873
特別退職金の支払額	-	19,644
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,162</b>	<b>3,604</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	6,725	251
定期預金の払戻による収入	1,062	6,222
有形固定資産の取得による支出	26,762	21,438
有形及び無形固定資産の売却による収入	5,828	68,368
無形固定資産の取得による支出	5,129	5,215
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	10,945	354
有価証券及び投資有価証券の売却による収入	4,508	2,907
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	3 587
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	3 532	-
事業譲受による支出	-	4 13,125
敷金及び保証金の回収による収入	11,035	7,227
敷金及び保証金の差入による支出	938	1,652
その他	1,169	4,169
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>27,429</b>	<b>47,443</b>

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	39,311	27,015
長期借入れによる収入	30,000	65,000
長期借入金の返済による支出	70,973	83,560
社債の償還による支出	10,000	-
コマーシャル・ペーパーの増減額（ は減少）	21,000	10,000
配当金の支払額	2,005	5,399
自己株式の売却による収入	34	3
自己株式の取得による支出	65	20
少数株主への配当金の支払額	119	172
その他	66	522
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,116	41,688
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	5,113	2,616
現金及び現金同等物の期首残高	27,208	34,749
株式移転による現金及び現金同等物の増加額	13,244	-
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	589	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 34,749	1 37,366

**【継続企業の前提に関する注記】**

該当事項はありません。

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 42社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。 なお、上海錦江伊勢丹有限公司は解散の決議が行われ、営業活動が停止しており、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、(株)井筒屋ウイズカードは、(株)伊勢丹アイカードが株式譲渡に合意し、株式譲渡契約を締結したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。いずれも、上記連結子会社の数には含まれておりませんが、当連結会計年度末までの損益計算書については連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社 フランス三越S.A.S.、英国三越LTD.、イタリア三越S.p.A.、スペイン三越S.A.、(株)伊勢丹ソレイユ、(株)アイタス、(株)エージークラブ、(株)九州コミュニケーションサービス、(株)愛生、枚方中央ビル(株)</p> <p>(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 40社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しているため、省略しております。 なお、(株)札幌丸井今井及び(株)函館丸井今井は、当社が出資を行い新たに設立したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。従来、連結子会社でありました(株)伊勢丹ビジネスサポートは(株)エム・ロジスティクス・ソリューションズと、同じく連結子会社でありました(株)プロネットは(株)伊勢丹キャリアデザインと、平成21年4月1日付で合併したことに伴い連結の範囲から除外しております。また、連結子会社でありました名古屋ビルサービス(株)は、(株)三越が保有株式の全部を売却したことにより連結の範囲から除外しました。さらに、連結子会社でありました(株)三越環境ビル管理は、(株)三越が保有株式の一部を売却したことにより関連会社となったため、当連結会計年度中に連結の範囲から除外し持分法適用会社としております。いずれも上記連結子会社数には含まれておりませんが、除外までの損益計算書については連結しております。</p> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称 主要な非連結子会社 同左</p> <p>(3) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由 同左</p>



項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 11社  (株)ジェイアール西日本伊勢丹  (株)浜屋百貨店  アイティーエムクローバーCo.,Ltd.  (株)エージーカード  アールアンドアイダイニング(株)  新宿地下駐車場(株)  (株)JTB伊勢丹トラベル  (株)プランタン銀座  (株)うすい百貨店  セントレスタ(株)  新光三越百貨股? 有限公司</p> <p>(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由  持分法非適用会社(株)伊勢丹ソレイユ他)は当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。</p> <p>(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱  持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 持分法を適用した関連会社数 12社  (株)ジェイアール西日本伊勢丹  (株)浜屋百貨店  アイティーエムクローバーCo.,Ltd.  (株)エージーカード  アールアンドアイダイニング(株)  新宿サブナード(株)  (株)JTB伊勢丹トラベル  (株)プランタン銀座  (株)うすい百貨店  セントレスタ(株)  (株)三越環境ビル管理  新光三越百貨股? 有限公司  なお、アールアンドアイダイニング(株)は、セントレスタ(株)と平成22年1月1日付で合併しております。</p> <p>(2) 持分法非適用会社の名称及び持分法を適用しない理由  同左</p> <p>(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱  同左</p>
3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、瀋陽伊勢丹百貨有限公司、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド)Co.,Ltd.、イセタンオブジャパンSdn. Bhd.、米国三越INC.、イセタン(イタリア)S.r.l.及びレキシム(シンガポール)Pte.Ltd.の決算日は12月末日であります。なお、連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しております。また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券          其他有価証券          時価のあるもの              連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)          時価のないもの              主として移動平均法による原価法          デリバティブ 時価法          たな卸資産          商品 主として売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)          その他 主として先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)          建物及び構築物              主として定額法          その他の有形固定資産              主として定率法          無形固定資産(リース資産を除く)          定額法              ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法により償却しております。          リース資産              所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産              リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法              なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。          投資その他の資産「その他」(投資不動産)              建物 定額法              その他 定率法</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>創立費          支出時に全額費用処理をしております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券          其他有価証券          時価のあるもの              同左          時価のないもの              同左          デリバティブ 同左          たな卸資産          商品 同左          その他 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)          建物              同左          その他の有形固定資産              同左          無形固定資産(リース資産を除く)              同左          リース資産              同左          投資その他の資産「その他」(投資不動産)              建物 同左              その他 同左</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>創立費              同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。</p> <p>ポイント引当金 販売促進を目的とするポイントカード制度による将来のお買物券発行等の費用発生に備えるため、ポイント残高に対して、過去のお買物券発行実績率等に基づき、将来のお買物券発行見込額等を計上しております。</p> <p>商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～13年）による定額法により発生時から費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～13年）による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>(追加情報) 当社連結子会社(株)三越が、当連結会計年度に従業員の給与規程を改定し、基本賞与の支給対象期間を変更したことに伴い、従来と比較して、賞与引当金が2,061百万円、未払費用（賞与に対応する社会保険料相当額）が261百万円増加しております。この結果、販売費及び一般管理費が2,322百万円増加し、営業利益、経常利益は同額減少、税金等調整前当期純損失は同額増加しております。</p> <p>ポイント引当金 同左</p> <p>商品券回収損引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p> <p>6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項</p> <p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金 の支払い金利</p> <p>ヘッジ方針 当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。</p> <p>のれんは、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却しております。負ののれんは発生以降5年間で均等償却しております。ただし金額の僅少なものは、発生年度に全額を一括償却しております。</p> <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左</p> <p>ヘッジ対象 同左</p> <p>ヘッジ方針 同左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

## 会計方針の変更

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用し、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。なお、この変更による損益への影響は軽微であります。</p> <p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>百貨店事業セグメントにおける有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。これは、経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、当連結会計年度から固定資産システムの対応が可能となったため、百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統一して、重要セグメントの経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費は2,279百万円減少し、営業利益、経常利益は2,279百万円増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

## 【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
<p>1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目</p> <p>投資有価証券(株式) 59,013百万円</p> <p>2 担保に供している資産並びに担保に係る債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>定期預金 5,000百万円</p> <p>合計 5,000百万円</p> <p>担保に係る債務</p> <p>預り金 5,000百万円</p> <p>合計 5,000百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 保証債務等</p> <p>従業員住宅ローン保証 2,167百万円</p> <p>関係会社銀行借入金等保証</p> <p>ドイツ三越GmbH 3百万円</p> <p>関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p>英国三越LTD. 220百万円</p> <p>保証債務等合計 2,391百万円</p> <p>(2) その他の偶発債務</p> <p>平成21年5月12日開催取締役会において、株式会社伊勢丹(当社の完全子会社)の吉祥寺店の営業を終了することを決議いたしました。当連結会計年度において特別損失として減損損失1,701百万円を計上しております。今後営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金の計上は行っておりません。合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側</p> <p>クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>キャッシング及びカードローン等の</p> <p>与信限度額の総額 169,280百万円</p> <p>実行残高 12,384百万円</p> <p>差引額 156,895百万円</p> <p>(2) 借手側</p> <p>連結子会社(株)伊勢丹は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>特定融資枠契約の総額 30,000百万円</p> <p>借入実行残高 6,000百万円</p> <p>差引額 24,000百万円</p>	<p>1 非連結子会社及び関連会社に関する主な項目</p> <p>投資有価証券(株式) 60,707百万円</p> <p>2 担保に供している資産並びに担保に係る債務は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>投資有価証券 1,278百万円</p> <p>合計 1,278百万円</p> <p>担保に係る債務</p> <p>短期借入金 1,000百万円</p> <p>合計 1,000百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>保証債務等</p> <p>従業員住宅ローン保証 1,365百万円</p> <p>関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p>英国三越LTD. 138百万円</p> <p>保証債務等合計 1,504百万円</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側</p> <p>クレジットカード業務に附帯するキャッシング及びカードローン業務等を行っております。当該業務における未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>キャッシング及びカードローン等の</p> <p>与信限度額の総額 109,895百万円</p> <p>実行残高 9,487百万円</p> <p>差引額 100,408百万円</p> <p>(2) 借手側</p> <p>連結子会社(株)伊勢丹は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>特定融資枠契約の総額 50,000百万円</p> <p>借入実行残高 6,500百万円</p> <p>差引額 43,500百万円</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																												
<p>1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 売上原価 697百万円 特別損失 1,494百万円</p> <p>2 固定資産売却益は、主に伊勢丹の社有土地及び建物の売却したものであります。</p> <p>4 固定資産処分損は、三越の主に銀座店の増床関連によるものであります。</p> <p>5 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>	<p>1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額（洗替法による戻入額相殺後） 売上原価 132百万円</p> <p>2 固定資産売却益は、主に三越池袋店の土地、借地権及び建物を売却したものであります。</p> <p>3 関係会社株式売却益は、三越環境ビル管理株式を売却したものであります。</p> <p>4 固定資産処分損は、主に三越の銀座店の増床関連によるものであります。</p> <p>5 当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p>																																																												
(1) 減損損失を認識した資産グループの概要	(1) 減損損失を認識した資産グループの概要																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱伊勢丹松戸店 (千葉県松戸市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>2,066</td> </tr> <tr> <td>㈱伊勢丹吉祥寺店 (東京都武蔵野市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>1,701</td> </tr> <tr> <td>㈱伊勢丹府中店 (東京都府中市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>1,473</td> </tr> <tr> <td>㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>1,393</td> </tr> <tr> <td>㈱三越鹿児島店 (鹿児島県鹿児島市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>店舗等</td> <td>建物等</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	㈱伊勢丹松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物等	2,066	㈱伊勢丹吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物等	1,701	㈱伊勢丹府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物等	1,473	㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物等	1,393	㈱三越鹿児島店 (鹿児島県鹿児島市)	店舗等	建物等	512	その他	店舗等	建物等	49	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱三越新宿アルコット店 (東京都新宿区)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>12,433</td> </tr> <tr> <td>㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>7,924</td> </tr> <tr> <td>㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>3,735</td> </tr> <tr> <td>㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>1,910</td> </tr> <tr> <td>㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>548</td> </tr> <tr> <td>㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td>238</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>店舗等</td> <td>建物 土地 その他</td> <td>349</td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	㈱三越新宿アルコット店 (東京都新宿区)	店舗等	建物 土地 その他	12,433	㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物 土地 その他	7,924	㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)	店舗等	建物 土地 その他	3,735	㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物 土地 その他	1,910	㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物 土地 その他	548	㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物 その他	238	その他	店舗等	建物 土地 その他	349
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																										
㈱伊勢丹松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物等	2,066																																																										
㈱伊勢丹吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物等	1,701																																																										
㈱伊勢丹府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物等	1,473																																																										
㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物等	1,393																																																										
㈱三越鹿児島店 (鹿児島県鹿児島市)	店舗等	建物等	512																																																										
その他	店舗等	建物等	49																																																										
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																										
㈱三越新宿アルコット店 (東京都新宿区)	店舗等	建物 土地 その他	12,433																																																										
㈱三越 名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物 土地 その他	7,924																																																										
㈱三越 松山店 (愛媛県松山市)	店舗等	建物 土地 その他	3,735																																																										
㈱三越 新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物 土地 その他	1,910																																																										
㈱三越 千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物 土地 その他	548																																																										
㈱クイーンズ伊勢丹 (東京都江東区等)	店舗等	建物 その他	238																																																										
その他	店舗等	建物 土地 その他	349																																																										
(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失（4,982百万円）及び構造改革損失（2,213百万円）として特別損失に計上しております。	(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ、又は、市場価格が帳簿価額に比べて著しく下落した資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上しております。																																																												
(3) 減損損失の内訳 建物及び構築物 6,497百万円 その他 698百万円 合計 7,195百万円	(3) 減損損失の内訳 建物及び構築物 15,084百万円 土地 11,716百万円 その他 341百万円 合計 27,141百万円																																																												
(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。	(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。																																																												

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																
<p>(5) 回収可能額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としており、使用価値については将来キャッシュ・フローを7%で割引いて算定しております。</p> <p>7 関係会社整理損は、上海錦江伊勢丹有限公司及びドイツ三越GmbHの清算に伴い見込まれる損失を計上しております。</p> <p>8 構造改革損失の内訳は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="193 551 735 712"> <tr> <td>営業終了店舗に係る減損損失</td> <td style="text-align: right;">2,213百万円</td> </tr> <tr> <td>営業終了に関する損失</td> <td style="text-align: right;">4,404百万円</td> </tr> <tr> <td>システム及びカード機能統合費用</td> <td style="text-align: right;">1,874百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,492百万円</td> </tr> </table>	営業終了店舗に係る減損損失	2,213百万円	営業終了に関する損失	4,404百万円	システム及びカード機能統合費用	1,874百万円	合計	8,492百万円	<p>(5) 回収可能額の算定方法 資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。</p> <p>6 関係会社株式売却損は、名古屋ビルサービス株式を売却したものであります。</p> <p>7 関係会社整理損は、主にフランス三越S.A.S.の清算に伴い見込まれる損失を計上しております。</p> <p>8 構造改革損失の内訳は次のとおりです。</p> <table border="0" data-bbox="839 551 1382 743"> <tr> <td>早期退職特別支援制度の実施に伴う損失</td> <td style="text-align: right;">36,449百万円</td> </tr> <tr> <td>営業終了に関する損失</td> <td style="text-align: right;">4,274百万円</td> </tr> <tr> <td>システム及びカード機能統合費用</td> <td style="text-align: right;">1,792百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,515百万円</td> </tr> </table>	早期退職特別支援制度の実施に伴う損失	36,449百万円	営業終了に関する損失	4,274百万円	システム及びカード機能統合費用	1,792百万円	合計	42,515百万円
営業終了店舗に係る減損損失	2,213百万円																
営業終了に関する損失	4,404百万円																
システム及びカード機能統合費用	1,874百万円																
合計	8,492百万円																
早期退職特別支援制度の実施に伴う損失	36,449百万円																
営業終了に関する損失	4,274百万円																
システム及びカード機能統合費用	1,792百万円																
合計	42,515百万円																



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	220,356,581	167,502,441	-	387,859,022

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、株式移転による増加(株式会社三越分)167,491,601株及び、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加10,840株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	1,368	101,758	33,145	69,981

(変動事由の概要)

増加の内訳は、次のとおりであります。

株式移転による増加(株式会社三越分)	10,313株
持分法適用関連会社が取得した自己株式(当社株式)の当社帰属分	29,573株
単元未満株の買取による増加	61,872株

減少の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株の買増請求による減少	33,145株
-----------------	---------

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					733
合計							733

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当社は平成20年4月1日に株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は下記の完全子会社の定時株主総会において決議された金額です。

株式会社 伊勢丹

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,429	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月30日

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	387,859,022	6,725,452	-	394,584,474

(変動事由の概要) 普通株式の増加は、株式交換による増加6,690,992株及び、新株予約権の権利行使による新株の発行の増加34,460株であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	69,981	23,187	3,547	89,621

(変動事由の概要) 増加は、単元株式及び単元未満株式の買取りによるものであり、減少は、単元未満株式の買増請求によるものであります。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式					941
合計							941

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,429	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,945	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月29日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																														
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">41,102百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">6,413百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">60百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34,749百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	41,102百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,413百万円	有価証券	60百万円	現金及び現金同等物の期末残高	34,749百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">37,682百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">424百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">108百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物の期末残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37,366百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	37,682百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	424百万円	有価証券	108百万円	現金及び現金同等物の期末残高	37,366百万円														
現金及び預金勘定	41,102百万円																														
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,413百万円																														
有価証券	60百万円																														
現金及び現金同等物の期末残高	34,749百万円																														
現金及び預金勘定	37,682百万円																														
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	424百万円																														
有価証券	108百万円																														
現金及び現金同等物の期末残高	37,366百万円																														
<p>2 株式移転により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">105,368百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">826,196百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">260,961百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">382,751百万円</td> </tr> </table>	流動資産	105,368百万円	固定資産	826,196百万円	流動負債	260,961百万円	固定負債	382,751百万円																							
流動資産	105,368百万円																														
固定資産	826,196百万円																														
流動負債	260,961百万円																														
固定負債	382,751百万円																														
<p>3 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">6,844百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">30百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">5,909百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">株式の売却価格</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">945百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">945百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">532百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">売却による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">532百万円</td> </tr> </table>	流動資産	6,844百万円	固定資産	30百万円	流動負債	5,909百万円	固定負債	17百万円	株式の売却価格	945百万円	未収入金	945百万円	現金及び現金同等物	532百万円	売却による支出	532百万円	<p>3 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,510百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">644百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">1,834百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">281百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">株式の売却価格</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">656百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">69百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">587百万円</td> </tr> </table>	流動資産	2,510百万円	固定資産	644百万円	流動負債	1,834百万円	固定負債	281百万円	株式の売却価格	656百万円	現金及び現金同等物	69百万円	売却による収入	587百万円
流動資産	6,844百万円																														
固定資産	30百万円																														
流動負債	5,909百万円																														
固定負債	17百万円																														
株式の売却価格	945百万円																														
未収入金	945百万円																														
現金及び現金同等物	532百万円																														
売却による支出	532百万円																														
流動資産	2,510百万円																														
固定資産	644百万円																														
流動負債	1,834百万円																														
固定負債	281百万円																														
株式の売却価格	656百万円																														
現金及び現金同等物	69百万円																														
売却による収入	587百万円																														
	<p>4 事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>事業の譲受により新たに株式会社札幌丸井今井と株式会社函館丸井今井を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社の取得のための支出との関係は、次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">2,326百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">13,276百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">2,055百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">99百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">40百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">取得価格</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,406百万円</td> </tr> <tr> <td>新規連結子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">280百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">事業譲受による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">13,125百万円</td> </tr> </table>	流動資産	2,326百万円	固定資産	13,276百万円	流動負債	2,055百万円	固定負債	99百万円	負ののれん	40百万円	取得価格	13,406百万円	新規連結子会社の現金及び現金同等物	280百万円	事業譲受による支出	13,125百万円														
流動資産	2,326百万円																														
固定資産	13,276百万円																														
流動負債	2,055百万円																														
固定負債	99百万円																														
負ののれん	40百万円																														
取得価格	13,406百万円																														
新規連結子会社の現金及び現金同等物	280百万円																														
事業譲受による支出	13,125百万円																														

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																		
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、情報処理業におけるシステム設備 (器具及び備品)であります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な 事項「4.会計処理基準に関する事項(2)重 要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう ち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリー ス取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっており、その内容は以下のとおりであ ります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相 当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び 備品</td> <td>12,162</td> <td>7,442</td> <td>371</td> <td>4,347</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4,136</td> <td>2,791</td> <td>-</td> <td>1,345</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,298</td> <td>10,234</td> <td>371</td> <td>5,692</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2,919百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,953百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,872百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定残高 179百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末 残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,621百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の 取崩額</td> <td>197百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3,423百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>130百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び 備品	12,162	7,442	371	4,347	その他	4,136	2,791	-	1,345	合計	16,298	10,234	371	5,692	1年内	2,919百万円	1年超	2,953百万円	合計	5,872百万円	支払リース料	3,621百万円	リース資産減損勘定の 取崩額	197百万円	減価償却費相当額	3,423百万円	減損損失	130百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 ・有形固定資産 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相 当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>減損損失 累計額 相当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び 備品</td> <td>6,596</td> <td>4,634</td> <td>24</td> <td>1,937</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,936</td> <td>2,074</td> <td>-</td> <td>861</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,532</td> <td>6,708</td> <td>24</td> <td>2,798</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残 高が有形固定資産の期末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算 定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>1,564百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,243百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,808百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定残高 9百万円</p> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末 残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減 価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,794百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の 取崩額</td> <td>170百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,624百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	器具及び 備品	6,596	4,634	24	1,937	その他	2,936	2,074	-	861	合計	9,532	6,708	24	2,798	1年内	1,564百万円	1年超	1,243百万円	合計	2,808百万円	支払リース料	2,794百万円	リース資産減損勘定の 取崩額	170百万円	減価償却費相当額	2,624百万円
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																															
器具及び 備品	12,162	7,442	371	4,347																																																															
その他	4,136	2,791	-	1,345																																																															
合計	16,298	10,234	371	5,692																																																															
1年内	2,919百万円																																																																		
1年超	2,953百万円																																																																		
合計	5,872百万円																																																																		
支払リース料	3,621百万円																																																																		
リース資産減損勘定の 取崩額	197百万円																																																																		
減価償却費相当額	3,423百万円																																																																		
減損損失	130百万円																																																																		
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																															
器具及び 備品	6,596	4,634	24	1,937																																																															
その他	2,936	2,074	-	861																																																															
合計	9,532	6,708	24	2,798																																																															
1年内	1,564百万円																																																																		
1年超	1,243百万円																																																																		
合計	2,808百万円																																																																		
支払リース料	2,794百万円																																																																		
リース資産減損勘定の 取崩額	170百万円																																																																		
減価償却費相当額	2,624百万円																																																																		

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,826百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">68,131百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">76,957百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">902百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">902百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">902百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	8,826百万円	1年超	68,131百万円	合計	76,957百万円	1年内	902百万円	1年超	902百万円	合計	902百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">8,384百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">59,142百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">67,527百万円</td> </tr> </table> <p>(貸主側)</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">100百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,300百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,400百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	8,384百万円	1年超	59,142百万円	合計	67,527百万円	1年内	100百万円	1年超	1,300百万円	合計	1,400百万円
1年内	8,826百万円																								
1年超	68,131百万円																								
合計	76,957百万円																								
1年内	902百万円																								
1年超	902百万円																								
合計	902百万円																								
1年内	8,384百万円																								
1年超	59,142百万円																								
合計	67,527百万円																								
1年内	100百万円																								
1年超	1,300百万円																								
合計	1,400百万円																								

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債及び債権流動化等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び買掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的の時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	37,682	37,682	
(2) 受取手形及び売掛金	97,314	97,314	
(3) 有価証券	567	567	
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	28,122	28,122	
(5) 長期貸付金	12,932		
貸倒引当金	1,169		
	11,763	11,590	173
(6) 差入保証金	84,203	79,859	4,344
資産計	259,654	255,136	4,517
(1) 支払手形及び買掛金	94,940	94,940	
(2) 短期借入金	85,683	85,683	
(3) コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	
(4) 未払法人税等	5,529	5,529	
(5) 長期借入金	71,600	71,569	30
負債計	297,753	297,723	30
デリバティブ取引			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 有価証券及び(4)投資有価証券

株式及び債券は取引所の価格によっております。

## (5) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

## (6) 差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。

## 負 債

## (1) 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 短期借入金及び(3)コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 未払法人税等

短期間で支払いされるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式、関係会社株式等	66,676

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。



(注3)満期のある金銭債権及び有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	27,577			
受取手形及び売掛金	97,314			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの(社債)	458	1,368	262	
長期貸付金	63	260	729	810
差入保証金	314	995	6,077	5,399
合計	125,729	2,625	7,069	6,209

(注4)長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金		5,100	1,500	20,000	30,000	15,000

## (有価証券関係)

前連結会計年度

## 1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,308	13,197	4,888
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	8,308	13,197	4,888
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	17,260	14,800	2,459
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	17,260	14,800	2,459
合計		25,569	27,997	2,428

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について7,825百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

## 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
3,969	67	1

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	6,133
非上場債券	1,700
合計	7,833

## 4 その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債・地方債等	506	941	252	-
合計	506	941	252	-

## 当連結会計年度

## 1 その他有価証券(平成22年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	21,509	16,546	4,962
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	21,509	16,546	4,962
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	5,091	5,774	683
	債券	2,089	2,089	-
	その他	-	-	-
	小計	7,180	7,864	683
合計		28,689	24,411	4,278

(注) 1. 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について242百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

## 2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,335	936	186
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	2,335	936	186

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

### 1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容、取組方針、利用目的

連結子会社は、主に通常の業務遂行上必要な範囲内で、相場変動リスクを回避する目的にデリバティブ取引を利用する方針であります。

通貨関連では、外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション等を利用しております。

また、金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。

#### (2) 取引に係るリスクの内容

連結子会社が利用しているデリバティブ取引も、為替相場の変動によるリスクや市場金利の変動によるリスクを有しております。

なお、連結子会社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。

#### (3) 取引に係るリスク管理体制

外貨建営業債務に係る為替予約取引及び通貨スワップ取引等について、また、借入金に係る金利スワップ取引等については連結子会社の経理部門等で取引を実行するとともに取引の残高状況を把握し管理しております。

なお、重要なデリバティブ取引は社内規程により定められた決議機関の承認を得て行っております。

### 2 取引の時価等に関する事項

#### (1) 通貨関連

当連結会計年度は、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

#### (2) 金利関連

当連結会計年度は、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建 ユーロ	売掛金	4	-	0
	合計		4	-	0
	買建 ユーロ	買掛金	312	-	0
	米ドル		127	-	1
	英ポンド		42	-	0
合計		482	-	0	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	65,000	65,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">87,996百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">24,813</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">63,182百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">6,940</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">1,150</td> </tr> <tr> <td>ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">57,392</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">6,168</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">63,561</td> </tr> </table> <p>(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,763百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,998</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">754</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td> <td style="text-align: right;">428</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務費用処理額</td> <td style="text-align: right;">373</td> </tr> <tr> <td>ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額</td> <td style="text-align: right;">1,575</td> </tr> <tr> <td>ト その他</td> <td style="text-align: right;">155</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> <td style="text-align: right;">7,539</td> </tr> </table> <p>(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="width: 50%;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>2.00~2.50%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>0.00~3.50%</td> </tr> <tr> <td>ニ 過去勤務債務の額 の処理年数</td> <td>3~13年</td> </tr> <tr> <td>ホ 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td>8~13年</td> </tr> </table> <p>発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。</p>	イ 退職給付債務	87,996百万円	ロ 年金資産	24,813	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	63,182百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	6,940	ホ 未認識過去勤務債務	1,150	ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	57,392	ト 前払年金費用	6,168	チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	63,561	イ 勤務費用	3,763百万円	ロ 利息費用	1,998	ハ 期待運用収益	754	ニ 数理計算上の差異費用処理額	428	ホ 過去勤務債務費用処理額	373	ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,575	ト その他	155	チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,539	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.00~2.50%	ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%	ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3~13年	ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~13年	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社及び国内連結子会社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">68,564百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">25,233</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">43,331百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">2,351</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">551</td> </tr> <tr> <td>ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)</td> <td style="text-align: right;">41,530</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">5,141</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金(ヘ-ト)</td> <td style="text-align: right;">46,672</td> </tr> </table> <p>(注) 一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。</p> <p>3 退職給付費用に関する事項(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,681百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">1,909</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">606</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,436</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務費用処理額</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額</td> <td style="text-align: right;">1,485</td> </tr> <tr> <td>ト その他</td> <td style="text-align: right;">33</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)</td> <td style="text-align: right;">7,821</td> </tr> </table> <p>(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ 勤務費用」に計上しております。 2 上記退職給付費用以外に、早期退職特別支援制度の実施に伴う費用を特別損失に計上しております。内容は以下のとおりであります。 早期退職特別支援制度に伴う割増退職金 30,223百万円 未認識項目の償却 677</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="width: 50%;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td>2.00~2.50%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td>0.00~3.50%</td> </tr> <tr> <td>ニ 過去勤務債務の額 の処理年数</td> <td>3~13年</td> </tr> <tr> <td>ホ 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td>8~13年</td> </tr> </table> <p>発生時の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により発生時から費用処理しております。</p>	イ 退職給付債務	68,564百万円	ロ 年金資産	25,233	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	43,331百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	2,351	ホ 未認識過去勤務債務	551	ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	41,530	ト 前払年金費用	5,141	チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	46,672	イ 勤務費用	3,681百万円	ロ 利息費用	1,909	ハ 期待運用収益	606	ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,436	ホ 過去勤務債務費用処理額	120	ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,485	ト その他	33	チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,821	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.00~2.50%	ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%	ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3~13年	ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~13年
イ 退職給付債務	87,996百万円																																																																																				
ロ 年金資産	24,813																																																																																				
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	63,182百万円																																																																																				
ニ 未認識数理計算上の差異	6,940																																																																																				
ホ 未認識過去勤務債務	1,150																																																																																				
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	57,392																																																																																				
ト 前払年金費用	6,168																																																																																				
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	63,561																																																																																				
イ 勤務費用	3,763百万円																																																																																				
ロ 利息費用	1,998																																																																																				
ハ 期待運用収益	754																																																																																				
ニ 数理計算上の差異費用処理額	428																																																																																				
ホ 過去勤務債務費用処理額	373																																																																																				
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,575																																																																																				
ト その他	155																																																																																				
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,539																																																																																				
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
ロ 割引率	2.00~2.50%																																																																																				
ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%																																																																																				
ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3~13年																																																																																				
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~13年																																																																																				
イ 退職給付債務	68,564百万円																																																																																				
ロ 年金資産	25,233																																																																																				
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	43,331百万円																																																																																				
ニ 未認識数理計算上の差異	2,351																																																																																				
ホ 未認識過去勤務債務	551																																																																																				
ヘ 連結貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	41,530																																																																																				
ト 前払年金費用	5,141																																																																																				
チ 退職給付引当金(ヘ-ト)	46,672																																																																																				
イ 勤務費用	3,681百万円																																																																																				
ロ 利息費用	1,909																																																																																				
ハ 期待運用収益	606																																																																																				
ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,436																																																																																				
ホ 過去勤務債務費用処理額	120																																																																																				
ヘ 確定拠出型年金制度への 掛金払込額	1,485																																																																																				
ト その他	33																																																																																				
チ 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	7,821																																																																																				
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																																				
ロ 割引率	2.00~2.50%																																																																																				
ハ 期待運用収益率	0.00~3.50%																																																																																				
ニ 過去勤務債務の額 の処理年数	3~13年																																																																																				
ホ 数理計算上の差異の 処理年数	8~13年																																																																																				

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 11百万円

## 2 スtock・オプションの内容、規模及び変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

## 第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

## 第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

## 第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日

## 第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日



## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点で以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使用するものとする。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

## 第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p>

権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

## 第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

## 第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

## 第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 54,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

## 第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 18,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 平成18年6月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	325,200	108,900	384,200
権利確定(株)			
権利行使(株)		2,000	
失効(株)	21,000	5,000	34,200
未行使残(株)	304,200	101,900	350,000

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	644,900	635,600	751,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	87,800	22,900	
未行使残(株)	557,100	612,700	751,000

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社三越発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	37,000	322,000	29,240
権利確定(株)			
権利行使(株)			3,400
失効(株)		43,000	
未行使残(株)	37,000	279,000	25,840

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	38,760	18,360	5,440
権利確定(株)			
権利行使(株)	5,440		
失効(株)			
未行使残(株)	33,320	18,360	5,440

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価		1,206円	
付与日における公正な評価単価			

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価		新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価			1,100円
付与日における公正な評価単価			新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価			1,129円
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 397,460円	新株予約権1個当たり 395,760円	新株予約権1個当たり 395,760円

第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

## 3 ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

[次へ](#)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 299百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

営業外収益(新株予約権戻入益) 68百万円

3 ストック・オプションの内容、規模及び変動状況

(1) ストック・オプションの内容

第1回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成14年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 20名、当社従業員 344名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,152,000株
付与日	平成14年8月6日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月26日

第2回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成15年6月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名、当社執行役員 19名、当社従業員 336名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 1,533,500株
付与日	平成15年8月5日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月26日

第3回

会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
決議年月日	平成16年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名、当社執行役員 18名、当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 640,600株
付与日	平成16年8月3日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月28日



## 第4回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成17年6月29日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名、当社執行役員 19名、当社従業員 53名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 692,400株
付与日	平成17年8月2日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定められていません
権利行使期間	平成20年4月1日～平成24年6月28日

## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 160,700株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	取締役の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年5月8日開催の取締役会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 17名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 262,900株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	執行役員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

## 第5回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成18年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成18年7月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 54名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 216,000株
付与日	平成18年8月8日
権利確定条件	従業員の地位を平成19年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成19年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成18年8月8日～平成19年3月31日
権利行使期間	平成20年8月9日～平成25年8月8日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 211,600株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	取締役の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 取締役の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 19名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 331,400株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	執行役員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 執行役員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第6回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年6月28日開催の定時株主総会決議及び 平成19年7月20日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 52名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 208,000株
付与日	平成19年8月7日
権利確定条件	従業員の地位を平成20年3月31日までに自己都合により喪失した場合、その時点以降行使できない。 従業員の地位を平成20年3月31日までに死亡により喪失した場合、その時点で以降行使できない。 その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによる。
対象勤務期間	平成19年8月7日～平成20年3月31日
権利行使期間	平成21年8月8日～平成26年8月7日

## 第7回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 37,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引き続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、又は取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者（新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人（以下本段落において「承継者」という。）に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成22年6月28日

## 第8回

会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
決議年月日	平成19年10月4日開催の取締役会決議 平成19年11月20日開催の臨時株主総会の特別決議及び 平成20年2月21日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、執行役員及び従業員 61名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 322,000株
付与日	平成20年3月14日
権利確定条件	<p>取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p> <p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p> <p>従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。</p>

権利確定条件	<p>新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役又は執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。</p> <p>新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。</p> <p>新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。</p>
対象勤務期間	定められておりません。
権利行使期間	平成20年4月1日～平成23年6月27日

## 第9回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成16年5月27日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役6名及び役付執行役員7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 124,000株
付与日	平成16年6月24日
権利確定条件	付与日(平成16年6月24日)以降、権利確定日(平成17年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年6月24日～平成17年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成26年5月31日

## 第10回

会社名	提出会社(株式会社三越発行)
決議年月日	平成17年5月24日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役10名及び役付執行役員4名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 134,000株
付与日	平成17年6月23日
権利確定条件	付与日(平成17年6月23日)以降、権利確定日(平成18年4月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年6月23日～平成18年4月30日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成27年5月31日

## 第11回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役7名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 54,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

## 第12回

会社名	提出会社（株式会社三越発行）
決議年月日	平成18年5月23日開催の定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の役付執行役員3名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 18,000株
付与日 2	平成18年6月30日
権利確定条件	付与日（平成18年6月30日）以降、権利確定日（平成19年5月31日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成18年6月30日～平成19年5月31日
権利行使期間	平成20年4月1日～平成28年5月31日

## 第13回

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年6月29日開催の定時株主総会決議及び 平成22年1月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の社内取締役3名及び執行役員9名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 97,500株
付与日	平成22年2月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年4月1日～平成38年2月26日

## 第14回

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年 1 月29日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	株式会社伊勢丹社内取締役 3 名、執行役員14名及び株式会社三越社内取締役 4 名、執行役員 9 名
株式の種類及び付与数 1	普通株式 242,600株
付与日	平成22年 2 月26日
権利確定条件	付されておりません
対象勤務期間	定められておりません
権利行使期間	平成23年 4 月 1 日 ~ 平成38年 2 月26日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 平成18年 6 月発行新株予約権は取締役、執行役員及び監査役の地位を有する時は行使できません。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	304,200	101,900	350,000
権利確定(株)			
権利行使(株)		14,400	
失効(株)	15,000	19,900	60,900
未行使残(株)	289,200	67,600	289,100

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	557,100	612,700	751,000
権利確定(株)			
権利行使(株)			
失効(株)	83,600	82,000	61,800
未行使残(株)	473,500	530,700	689,200

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社伊勢丹発行)	提出会社(株式会社三越発行)
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	37,000	279,000	25,840
権利確定(株)			
権利行使(株)			6,120
失効(株)		32,000	
未行使残(株)	37,000	247,000	19,720



	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利確定前			
期首(株)			
付与(株)			
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)			
権利確定後			
期首(株)	33,320	18,360	5,440
権利確定(株)			
権利行使(株)	11,560	2,380	
失効(株)			
未行使残(株)	21,760	15,980	5,440

	第13回	第14回
会社名	提出会社	提出会社
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)	975	2,426
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)	975	2,426
権利確定後		
期首(株)		
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)		

## 単価情報

	第1回	第2回	第3回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,162円に100を乗じた価額	891円に100を乗じた価額	1,378円に100を乗じた価額
行使時平均株価		924円	
付与日における公正な評価単価			

	第4回	第5回	第6回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）
権利行使価格	1,560円に100を乗じた価額	1,829円に100を乗じた価額	1,952円に100を乗じた価額
行使時平均株価			
付与日における公正な評価単価		新株予約権1個当たり 50,100円	新株予約権1個当たり 43,900円

	第7回	第8回	第9回
会社名	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社伊勢丹発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1,157円に1,000を乗じた価額	1,359円に1,000を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価			927円
付与日における公正な評価単価			新株予約権1個当たり 398,820円

	第10回	第11回	第12回
会社名	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）	提出会社（株式会社三越発行）
権利行使価格	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額	1円に340を乗じた価額
行使時平均株価	928円	902円	
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 397,460円	新株予約権1個当たり 395,760円	新株予約権1個当たり 395,760円

	第13回	第14回
会社名	提出会社	提出会社
権利行使価格	1円に100を乗じた価額	1円に100を乗じた価額
行使時平均株価		
付与日における公正な評価単価	新株予約権1個当たり 88,200円	新株予約権1個当たり 88,200円

第9回～第12回の評価単価は、平成20年4月1日時点の評価単価となります。

#### 4 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

##### (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

##### (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 46.241%

平成20年4月1日～平成22年2月26日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 4年

ブラック・ショールズ式を用いるに当たって、オプションの満期までの期間に代えて、付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を用いております。

予想配当 14円

過去1年間の実績配当金（平成21年3月期の配当実績による）

無リスク利率 0.386%

年率、平成22年2月26日の国債利回り（残存期間：4年）

#### 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映いたしております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,680百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">2,591</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">21,088</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">13,123</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">3,278</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">2,146</td></tr> <tr><td>商品券回収損失引当金</td><td style="text-align: right;">7,977</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">13,827</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">14,554</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">18,156</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">98,425百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">38,994</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">59,430百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table border="0"> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">4,915百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,349</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">70,332</td></tr> <tr><td>時価評価による簿価修正額</td><td style="text-align: right;">140,611</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,056</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">222,266百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;">162,835百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table border="0"> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">23,654百万円</td></tr> <tr><td>固定資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">7,915</td></tr> <tr><td>流動負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">194,393</td></tr> </table>	貸倒引当金	1,680百万円	賞与引当金	2,591	退職給付引当金	21,088	減価償却費	13,123	投資有価証券評価損	3,278	固定資産減損損失	2,146	商品券回収損失引当金	7,977	合併受入資産評価損	13,827	繰越欠損金	14,554	その他	18,156	繰延税金資産小計	98,425百万円	評価性引当金	38,994	繰延税金資産合計	59,430百万円	固定資産圧縮積立金	4,915百万円	その他有価証券評価差額金	1,349	合併受入資産評価益	70,332	時価評価による簿価修正額	140,611	その他	5,056	繰延税金負債合計	222,266百万円	繰延税金資産(負債)の純額	162,835百万円	流動資産 - 繰延税金資産	23,654百万円	固定資産 - 繰延税金資産	7,915	流動負債 - 繰延税金負債	12	固定負債 - 繰延税金負債	194,393	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table border="0"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">1,733百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">3,852</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">16,213</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">15,016</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">3,245</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">1,870</td></tr> <tr><td>商品券回収損失引当金</td><td style="text-align: right;">9,024</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">27,453</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">18,478</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">12,713</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">113,559百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">86,916</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">22,684百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table border="0"> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">7,865百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,122</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">70,443</td></tr> <tr><td>時価評価による簿価修正額</td><td style="text-align: right;">115,886</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,763</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">201,082百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right;">178,397百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。</p> <table border="0"> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">10,101百万円</td></tr> <tr><td>固定資産 - 繰延税金資産</td><td style="text-align: right;">5,607</td></tr> <tr><td>流動負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">194,106</td></tr> </table>	貸倒引当金	1,733百万円	賞与引当金	3,852	退職給付引当金	16,213	減価償却費	15,016	投資有価証券評価損	3,245	固定資産減損損失	1,870	商品券回収損失引当金	9,024	合併受入資産評価損	27,453	繰越欠損金	18,478	その他	12,713	繰延税金資産小計	113,559百万円	評価性引当金	86,916	繰延税金資産合計	22,684百万円	固定資産圧縮積立金	7,865百万円	その他有価証券評価差額金	1,122	合併受入資産評価益	70,443	時価評価による簿価修正額	115,886	その他	5,763	繰延税金負債合計	201,082百万円	繰延税金資産(負債)の純額	178,397百万円	流動資産 - 繰延税金資産	10,101百万円	固定資産 - 繰延税金資産	5,607	流動負債 - 繰延税金負債	0	固定負債 - 繰延税金負債	194,106
貸倒引当金	1,680百万円																																																																																																
賞与引当金	2,591																																																																																																
退職給付引当金	21,088																																																																																																
減価償却費	13,123																																																																																																
投資有価証券評価損	3,278																																																																																																
固定資産減損損失	2,146																																																																																																
商品券回収損失引当金	7,977																																																																																																
合併受入資産評価損	13,827																																																																																																
繰越欠損金	14,554																																																																																																
その他	18,156																																																																																																
繰延税金資産小計	98,425百万円																																																																																																
評価性引当金	38,994																																																																																																
繰延税金資産合計	59,430百万円																																																																																																
固定資産圧縮積立金	4,915百万円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	1,349																																																																																																
合併受入資産評価益	70,332																																																																																																
時価評価による簿価修正額	140,611																																																																																																
その他	5,056																																																																																																
繰延税金負債合計	222,266百万円																																																																																																
繰延税金資産(負債)の純額	162,835百万円																																																																																																
流動資産 - 繰延税金資産	23,654百万円																																																																																																
固定資産 - 繰延税金資産	7,915																																																																																																
流動負債 - 繰延税金負債	12																																																																																																
固定負債 - 繰延税金負債	194,393																																																																																																
貸倒引当金	1,733百万円																																																																																																
賞与引当金	3,852																																																																																																
退職給付引当金	16,213																																																																																																
減価償却費	15,016																																																																																																
投資有価証券評価損	3,245																																																																																																
固定資産減損損失	1,870																																																																																																
商品券回収損失引当金	9,024																																																																																																
合併受入資産評価損	27,453																																																																																																
繰越欠損金	18,478																																																																																																
その他	12,713																																																																																																
繰延税金資産小計	113,559百万円																																																																																																
評価性引当金	86,916																																																																																																
繰延税金資産合計	22,684百万円																																																																																																
固定資産圧縮積立金	7,865百万円																																																																																																
その他有価証券評価差額金	1,122																																																																																																
合併受入資産評価益	70,443																																																																																																
時価評価による簿価修正額	115,886																																																																																																
その他	5,763																																																																																																
繰延税金負債合計	201,082百万円																																																																																																
繰延税金資産(負債)の純額	178,397百万円																																																																																																
流動資産 - 繰延税金資産	10,101百万円																																																																																																
固定資産 - 繰延税金資産	5,607																																																																																																
流動負債 - 繰延税金負債	0																																																																																																
固定負債 - 繰延税金負債	194,106																																																																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr><td>国内の法定実効税率 (調整)</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に 算入されない金額</td><td style="text-align: right;">1.6%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に 算入されない金額</td><td style="text-align: right;">2.2</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.1</td></tr> <tr><td>在外連結子会社の税率差異</td><td style="text-align: right;">4.7</td></tr> <tr><td>持分法による投資利益</td><td style="text-align: right;">15.5</td></tr> <tr><td>のれん及び負ののれんの償却額</td><td style="text-align: right;">46.4</td></tr> <tr><td>未実現利益消去による影響</td><td style="text-align: right;">49.9</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">28.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.1</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">51.7%</td></tr> </table>	国内の法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に 算入されない金額	1.6%	受取配当金等永久に益金に 算入されない金額	2.2	住民税均等割額	1.1	在外連結子会社の税率差異	4.7	持分法による投資利益	15.5	のれん及び負ののれんの償却額	46.4	未実現利益消去による影響	49.9	評価性引当額	28.3	その他	1.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度については、税金等調整前当期純損失であるため、記載しておりません。</p>																																																																										
国内の法定実効税率 (調整)	40.7%																																																																																																
交際費等永久に損金に 算入されない金額	1.6%																																																																																																
受取配当金等永久に益金に 算入されない金額	2.2																																																																																																
住民税均等割額	1.1																																																																																																
在外連結子会社の税率差異	4.7																																																																																																
持分法による投資利益	15.5																																																																																																
のれん及び負ののれんの償却額	46.4																																																																																																
未実現利益消去による影響	49.9																																																																																																
評価性引当額	28.3																																																																																																
その他	1.1																																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.7%																																																																																																

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

・パーチェス法適用

1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社 三越 百貨店業

(2) 企業結合を行った理由

百貨店業界は、総人口の減少による市場規模の縮小や、総合スーパー、ドラッグストア、量販店やコンビニエンスストアなど、他業態との競争激化など厳しい状況に直面しています。このような市場環境を勝ち抜くためには、近年ますます多様化・高度化するお客さまのご要望をスピーディーかつ的確に把握し、それに品揃えやサービスの組合せとして応えていくことが出来るだけの提案力・開発力を一層高めていくことが求められています。

株式会社伊勢丹と株式会社三越は、こうした共通認識の下、さまざまな提携のあり方を模索してまいりましたが、両社が協働してサプライチェーン改革に取り組み、両社が持つ経営資源を最大限活用するためには、単なる業務提携に止まらず、一つのグループとなることで初めて可能になるとの認識を共有するに至り、経営統合を行うことが最良の選択であるとの結論に至りました。

(3) 企業結合日

平成20年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5) 結合後企業の名称

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス

(6) 取得した議決権比率

100%

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	289,090百万円
取得に直接要した支出	939百万円
新株予約権価額	107百万円
取得原価	290,137百万円

4. 株式の種類別の移転比率及び算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(1) 株式の種類及び移転比率

株式会社伊勢丹の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、株式会社三越の普通株式1株に対して当社の普通株式0.34株をそれぞれ割当て交付いたしました。

(2) 移転比率の算定方法

算定の基礎

株式会社伊勢丹(以下「伊勢丹」といいます。)及び株式会社三越(以下「三越」といいます。)は、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、伊勢丹は三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」といいます。)を、三越は大和証券エスエムピー株式会社(以下「大和証券SMB C」といいます。)を今回の経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命しそれぞれ株式移

転比率の算定を依頼いたしました。

伊勢丹は、三菱UFJ証券より平成19年8月22日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が伊勢丹株主にとり財務的見地から妥当である旨の意見書(以下「意見書(1)」)といたします。)を取得し、三越は、大和証券SMB Cより、平成19年8月23日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、上記株式移転比率が三越の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(以下「意見書(2)」)といたします。)を取得いたしました。

三菱UFJ証券は、本株式移転の諸条件等を分析した上で、市場株価法、類似会社比較法、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法、1株当たり利益希薄化分析などを総合的に勘案して意見表明を行っております。市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年7月25日の前営業日の平成19年7月24日を基準日として、直近1ヶ月間、3ヶ月間、及び6ヶ月間の株価終値に基づく株式移転比率の評価レンジを採用いたしました。

三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
市場株価法	0.24～0.35
類似会社比較法	0.14～0.35
DCF法	0.26～0.45
1株当たり利益希薄化分析	0.32～0.35

三菱UFJ証券は、意見書(1)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測に関する情報及び予想シナジー効果については両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UFJ証券の意見書(1)は、平成19年8月22日現在までの上記情報等を反映したものであります。

大和証券SMB Cは、株式移転比率の算定において、DCF(ディスカунテッド・キャッシュフロー)法及び市場株価法を主たる指標として採用し、加えて、多面的な評価を行うため、参考として時価純資産法による分析等を行っております。また、市場株価法については、本株式移転に関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成19年7月25日の前営業日の平成19年7月24日を基準日として、それぞれ1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の出来高加重平均株価を採用いたしました。大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果の概要は、以下の通りです。

採用手法	株式移転比率の評価レンジ
DCF法	0.31～0.44
市場株価法	0.30～0.32

大和証券SMB Cは、意見書(2)の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておりません。大和証券SMB Cの意見書(2)は平成19年8月23日現在に大和証券SMB Cが認識している情報と経済条件を前提としたものです。

伊勢丹は、三菱UFJ証券による株式移転比率の算定結果を参考に、三越は、大和証券SMB Cによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### 算定の経緯

上記記載のとおり、伊勢丹は三菱UFJ証券に、三越は大和証券SMB Cに、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に協議を重ねた結果、平成19年8月23日付にて、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

#### (3) 交付株式数及びその評価額

167,491,601株 289,090百万円

#### 5. 発生した負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

##### (1) 負ののれんのご金額 66,171百万円

##### (2) 発生原因

企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったことによります。

##### (3) 償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

#### 6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

企業結合日が、当連結会計年度の開始の日のため、該当ありません。

#### . 共通支配下の取引等

#### 1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

##### (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 伊勢丹 情報システム事業（内容：百貨店営業に関する情報システム事業）

##### (2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、株式会社伊勢丹の100%子会社である株式会社イセタン・データ・センターを承継会社とする吸収分割であります。

##### (3) 結合後企業の名称

株式会社イセタン・データ・センター(現 株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ)

##### (4) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社伊勢丹の情報システム事業を株式会社イセタン・データ・センターに吸収分割し、伊勢丹及び三越の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データ・センターに集約するものです。

#### 2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

・ 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社 三越情報サービス 情報システム関連事業

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社三越情報サービスを分割会社、当社の子会社である株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズを承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社三越の100%子会社である株式会社三越情報サービスの情報システム関連事業を株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズと統合し、伊勢丹及び三越の情報システム関連事業・資産を集約するものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

・ 共通支配下の取引等

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）

株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ（以下「IMS」）と株式会社ジェイアール西日本伊勢丹（以下「WJRI」）に係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

(2) 企業結合の法的形式

当社の子会社である株式会社伊勢丹を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割（以下「本会社分割」）であります。

(3) 結合後企業の名称

変更ありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社が伊勢丹から承継し、IMSを当社の直接子会社としました。なお、IMSの発行済株式のうち、三越が保有していた18.4%につきましても、別途当社が三越から時価で取得し、本会社分割と併せ、IMSを当社の100%子会社といたしました。

また、当社グループでは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」）の連結子会社で、伊勢丹の持分法適用関連会社であるWJRIにて、ジェイアール大阪三越伊勢丹を運営することを予定しております。当該事業は当社グループ全体としての重要プロジェクトであることから、本会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社が伊勢丹から承継し、当社がWJRIの直接の株主となることといたしました。なお、本会社分割に先立ち、伊勢丹がWJRIによる60億円の第三者割当て増資を引受け、WJRIに対する出資比率を現在の33.3%から40%に引き上げております。したがって、本会社分割後は、当社がWJRI株式の40%を保有することになります。

## 2. 実施した会計処理の概要

当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

### . パーチェス法適用

#### 1. 事業譲受けについて

##### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式会社 丸井今井 百貨店業

##### (2) 企業結合を行った理由

当社は、丸井今井からのスポンサー就任要請を受け、平成21年4月30日に丸井今井のスポンサーに選定され、丸井今井の再生に関する具体的な協議を両者間にて進めてまいりました。

その結果、時間の経過による丸井今井の事業の毀損を最小限に抑えるためには、早期に事業譲渡を実施することが必要であると判断し、当社が新たに設立した札幌丸井今井及び函館丸井今井が、それぞれ丸井今井の札幌事業、函館事業を譲り受けることで合意し、平成21年6月29日に事業譲渡契約を締結するに至りました。なお、丸井今井は、平成21年6月22日に札幌地方裁判所より事業譲渡の許可を取得しています。

##### (3) 企業結合日

平成21年7月31日

##### (4) 企業結合の法的形式

事業譲受

##### (5) 結合後企業の名称

株式会社 札幌丸井今井

株式会社 函館丸井今井

##### (6) 取得した議決権比率

100%

#### 2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成21年5月29日から平成22年3月31日まで

#### 3. 被取得企業の取得原価

株式会社 札幌丸井今井 11,800百万円

株式会社 函館丸井今井 1,606百万円

#### 4. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

##### (1) 負ののれんの金額 400百万円

##### (2) 償却方法及び償却期間 重要性がないため、一括償却

#### 5. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

概算額の算定は困難であるため、記載しておりません。

### . 共通支配下の取引等

#### グループ内組織再編について

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）及び株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険



子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

## 1．組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

## 2．会社分割について

### (1) 会社分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

### (2) 承継する事業部門の概要

承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

## 承継する資産、負債の項目及び金額

資産（三越から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	275百万円
合計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326百万円
合計	1,326百万円

関係会社株式の内容	
次に掲げる関係会社の株式	
・株式会社三越保険サービス	
・株式会社三越友の会	
・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ	
・株式会社プロネット	

関係会社株式の内容	
次に掲げる関係会社の株式	
・株式会社伊勢丹アイカード	
・株式会社イセタンクローパーサークル	
・株式会社伊勢丹ビジネスサポート	
・株式会社伊勢丹キャリアデザイン	

## 3. 合併について

## 合併の要旨

- (1) 物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

合併の効力発生日

平成21年4月1日

合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたしました。

合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート

合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

- (2) 人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

合併の効力発生日

平成21年4月1日

合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたしました。

合併後の企業の名称

株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ

合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

## . 共通支配下の取引等

## グループ内組織再編について

当社は、百貨店事業に係るグループ内の組織再編として、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）から、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）、株式会社静岡伊勢丹（以下「静岡伊勢丹」という。）及び株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」という。）に係る経営管理並びに営業支援業務（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を当社に承継させる吸収分割を平成21年10月1日に実施しました。

### 1．組織再編の目的について

平成20年11月13日に発表いたしました「三越伊勢丹グループ3ヵ年計画（2009-2011年度）」の4つの重点戦略のひとつである「店舗体制の再構築」の具体策として、伊勢丹から岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務を承継して、両社を直接子会社といたしました。

これにより、平成20年10月に当社と直接の資本関係となった株式会社ジェイアール西日本伊勢丹、平成21年7月末に株式会社丸井今井から事業を譲り受けた株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井とあわせ、持株会社（当社）の直下に三越、伊勢丹及び地域事業会社等の百貨店事業会社が並列する組織体制が構築されます。

かかる組織体制のもと、各地域の百貨店事業会社に権限委譲を行い、各地域に最適な意思決定をスピードをもって行っただけでなく、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となるべく地域に密着した営業体制を構築し、迅速で細やかな営業施策の展開を推進する体制の整備を実現いたします。

### 2．会社分割について

#### (1) 会社分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年10月1日

分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹の株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

### 3．承継する事業部門の概要

#### (1) 承継する部門の事業内容

岩田屋、静岡伊勢丹及び新潟伊勢丹に係る経営管理並びに営業支援業務

#### (2) 承継する資産、負債の項目及び金額

資産	
項目	帳簿価額
岩田屋株式	6,259百万円
静岡伊勢丹株式	111百万円
新潟伊勢丹株式	1,008百万円
合計	7,380百万円

### ．株式交換について

#### 1．対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

##### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

株式会社岩田屋

百貨店業

(2) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換

(3) 結合後企業の名称

株式会社岩田屋

(4) 取引の目的を含む取引の概要

厳しい環境の下、当社及び株式会社岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断し、株式交換を致しました。

2. 実施した会計処理の概要

少数株主との取引

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価

当社の株式 5,847百万円

取得に直接要した支出

アドバイザー費用等 68百万円

---

取得原価 5,916百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額

株式の種類及び交換比率

株式会社岩田屋の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたしました。

交換比率の算定方法

当社は三菱UFJ証券株式会社を、株式会社岩田屋は大和証券株式会社をそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、決定しました。

交付株式数及びその評価額

交付株式数 6,690,992株

評価額 5,916百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

のれん金額

1,755百万円

発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

償却の方法及び償却期間

5年間で均等償却

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度から「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)

及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅を所有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,987百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は1,770百万円、減損損失は12,433百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
	前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産	60,085	443	68,578	103,061
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	85,703	12,795	72,908	72,908

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 賃貸等不動産の増減額のうち、主な増加額は賃貸住宅の不動産取得1,530百万円であります。
- 3 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の増減額のうち、主な減少額は減損損失12,433百万円であります。
- 4 時価の算定方法  
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものをむ。)であります。

[前へ](#)

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット・ 金融業 (百万円)	小売・専門店 業 (百万円)	友の会事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,322,221	9,862	54,081	363	40,155	1,426,684	-	1,426,684
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	703	5,407	9,740	4,621	102,883	123,357	(123,357)	-
計	1,322,925	15,269	63,822	4,985	143,039	1,550,042	(123,357)	1,426,684
営業費用	1,303,791	14,086	64,326	7,743	140,688	1,530,635	(123,533)	1,407,101
営業利益又は営業損失( )	19,134	1,182	503	2,758	2,351	19,406	175	19,582
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出								
資産	1,266,261	72,061	12,860	89,575	91,367	1,532,126	(180,493)	1,351,633
減価償却費	20,989	1,026	1,026	46	2,008	25,097	(79)	25,017
減損損失	5,756	-	1,414	-	24	7,195	-	7,195
資本的支出	22,256	2,955	1,826	6	3,694	30,739	(619)	30,120

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

## 2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売
- (2) クレジット・金融業.....クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理
- (3) 小売・専門店業.....婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売
- (4) 友の会事業.....友の会運営
- (5) その他事業.....不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

3 百貨店業の減損損失には、構造改革損失として計上した2,213百万円が含まれております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	百貨店業 (百万円)	クレジット・ 金融業 (百万円)	小売・専門 店業 (百万円)	友の会事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,200,454	9,004	49,583	259	32,315	1,291,617	-	1,291,617
(2)セグメント間の内部 売上高又は振替高	826	5,201	9,414	4,415	90,166	110,024	(110,024)	-
計	1,201,280	14,206	58,997	4,675	122,482	1,401,642	(110,024)	1,291,617
営業費用	1,194,090	15,434	59,229	7,075	121,308	1,397,138	(109,698)	1,287,439
営業利益又は営業損失( )	7,190	1,228	232	2,400	1,173	4,503	(326)	4,177
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出								
資産	1,147,533	71,447	11,670	89,343	93,963	1,413,958	(175,952)	1,238,006
減価償却費	18,437	1,847	586	42	4,529	25,443	(126)	25,316
減損損失	26,880	-	258	-	2	27,141	-	27,141
資本的支出	23,245	1,817	201	11	4,348	29,623	(1,366)	28,256

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

## 2 各事業区分の主要な内容

- (1) 百貨店業.....衣料品、身廻品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売  
(2) クレジット・金融業.....クレジットカード、貸金、損害保険代理、生命保険募集代理  
(3) 小売・専門店業.....婦人服、食料品、衣料雑貨、家庭用品等の販売  
(4) 友の会事業.....友の会運営  
(5) その他事業.....不動産管理業、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等

3 百貨店業における有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、建物附属設備は定額法に、構築物は定率法に統一することとしました。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は2,279百万円増加しております。

## 【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計額及び全セグメントの資産の合計額に占める「本邦」の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

## 【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

海外売上高が、連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	畔柳 信雄	-	-	当社取締役(株)三菱東京UFJ銀行代表取締役	(被所有)直接1.38%	資金の借入	資金の借入	19,810	短期借入金	31,110
	北山 禎介	-	-	当社監査役(株)三井住友銀行代表取締役	(被所有)直接0.61%	資金の借入	資金の借入	2,000	短期借入金 長期借入金	21,133 42,500

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。  
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入の実行額と返済額を相殺しております。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行）の代表者として行った取引であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

該当事項はありません。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股？ 有限公司及び(株)ジェイアール西日本伊勢丹であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

	新光三越百貨股？ 有限公司	(株)ジェイアール西日本伊勢丹
流動資産合計	28,818	10,252
固定資産合計	73,603	36,841
流動負債合計	39,674	8,782
固定負債合計	468	15,504
純資産合計	62,279	22,806
売上高	172,345	69,312
税引前当期純利益金額	12,383	1,163
当期純利益	9,168	674

(注) 新光三越百貨股？ 有限公司の要約財務諸表は平成20年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。



当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

### （1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

### （2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	畔柳 信雄	-	-	当社取締役株 三菱東京UFJ 銀行代表取締 役	(被所有) 直接1.36%	資金の借入	資金の借入	4,295	短期借入金	17,905
							利息の支払	427	未払費用	86
	北山 禎介	-	-	当社監査役株 三井住友銀行 代表取締役	(被所有) 直接0.60%	資金の借入	借入金の返済	22,928	短期借入金	25,705
							利息の支払	706	未払費用	52

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。  
なお、資金の借入の取引金額は、当連結会計年度における借入額又は返済額であります。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者（株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行）の代表者として行った取引であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### （1）親会社情報

該当事項はありません。

### （2）重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

新光三越百貨股? 有限  
公司

流動資産合計	36,949
固定資産合計	81,082
流動負債合計	45,064
固定負債合計	675
純資産合計	72,291
売上高	186,800
税引前当期純利益金額	12,148
当期純利益	8,990

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成21年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,225.85円	1株当たり純資産額	1,049.09円
1株当たり当期純利益金額	12.08円	1株当たり当期純損失金額	162.51円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	12.07円	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	4,683	63,521
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( )(百万円)	4,683	63,521
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,797	390,882
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	99	-
(うち新株予約権)(千株)	(99)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,891,000株)	新株予約権12種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,686,200株)

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

・グループ内組織再編について

当社は、平成21年1月27日の取締役会の決議に基づき、当社グループ内の組織再編の一環として、当社の100%子会社である株式会社三越（以下「三越」）及び株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から、それぞれのカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」）を、当社に承継させる会社分割（以下「本会社分割」）を平成21年4月1日に実施しました。

また、三越及び伊勢丹の物流子会社及び人材サービス子会社は、本会社分割による直接子会社化と同時にそれぞれ合併いたしました。

1．組織再編の目的について

当社グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日に当社の直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務を当社が承継し、当該各子会社を当社の直接子会社とすることといたしました。

2．会社分割について

(1)会社分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

分割方式

三越及び伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越及び伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において三越が本件事業に関して有する関係会社株式及び伊勢丹が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

## (2) 承継する事業部門の概要

## 承継する部門の事業内容

三越及び伊勢丹のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

## 承継する資産、負債の項目及び金額

(平成21年4月1日)

資産（三越から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	275百万円
合計	275百万円

資産（伊勢丹から当社が承継するもの）	
項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326百万円
合計	1,326百万円

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社三越保険サービス ・株式会社三越友の会 ・株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ ・株式会社プロネット

関係会社株式の内容
次に掲げる関係会社の株式 ・株式会社伊勢丹アイカード ・株式会社イセタンクローバーサークル ・株式会社伊勢丹ビジネスサポート ・株式会社伊勢丹キャリアデザイン

## 3. 合併について

## (1) 合併の要旨

物流子会社（株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズと株式会社伊勢丹ビジネスサポート）の合併

## a 合併の効力発生日

平成21年4月1日

## b 合併方式

株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社伊勢丹ビジネスサポートは解散いたします。

## c 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

## d 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社伊勢丹ビジネスサポートは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

人材サービス子会社（株式会社伊勢丹キャリアデザインと株式会社プロネット）の合併

## a 合併の効力発生日

平成21年4月1日

## b 合併方式

株式会社伊勢丹キャリアデザインを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社プロネットは解散いたします。

## c 合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。

また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

## d 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

株式会社プロネットは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

・株式会社伊勢丹との吸収分割契約締結並びに株式交換契約締結による株式会社岩田屋の完全子会社化について

当社は、平成21年6月16日開催の取締役会決議において、当社を完全親会社、株式会社岩田屋（以下「岩田屋」という。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約書を締結いたしました。

また、当社の完全子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」という。）は、既に岩田屋の発行済株式（以下「岩田屋株式」という。）のうち51.58%を保有しておりますが、当社と伊勢丹は、同日付でそれぞれ本株式交換に先立つ平成21年10月1日を効力発生日（予定）として、岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務（以下「本件事業」という。）を、当社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことを決議し、同日付で吸収分割契約書を締結いたしました。

### 1．会社分割及び株式交換による完全子会社化の目的について

厳しい環境の下、当社及び岩田屋が競争に打ち勝つためには、お客さまの期待を上回る販売サービスやMD（営業施策）の提供を、これまで以上に高いレベルでかつスピーディーに実現することが不可欠となります。そして、その実現に向けては、三越伊勢丹グループの総力を挙げた支援と、福岡エリアにおける最適な意思決定をスピードを持って行うことができる体制の整備が必要であり、そのためには、当社が岩田屋を完全子会社化することが最善の策であると判断いたしました。

### 2．吸収分割について

#### (1)吸収分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成21年10月1日（木）（予定）

分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が本件事業に関して有する岩田屋株式を承継します。

#### (2)承継する事業部門の概要

承継する部門の事業内容

岩田屋に係る経営管理及び営業支援業務

承継する資産、負債の項目及び金額

資 産	
項 目	帳 簿 価 額
岩田屋株式	6,259百万円
合 計	6,259百万円

### 3．株式交換について

#### (1)株式交換の要旨

株式交換の効力発生日

平成21年10月15日（木）（予定）

交換方式

当社を株式交換完全親会社とし、岩田屋を株式交換完全子会社とする株式交換です。

## 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	岩田屋 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	0.3
株式交換により発行する新株式数	普通株式：6,692,186株(予定)	

(注1) 岩田屋の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.3株を割当て交付いたします。ただし、伊勢丹が保有している岩田屋株式については、本株式交換に先立って行われる本吸収分割により当社が保有することとなるため株式の割当ては行いません。

(注2) 岩田屋は、本株式交換の効力発生日までに、その保有する自己株式を実務上可能な範囲で消却する予定です。本株式交換により発行する当社の新株式数は、平成21年3月31日時点において岩田屋が保有する自己株式数(84,815株)に基づいて算出しているものであり、今後修正される可能性があります。

株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

・子会社の異動及び子会社による事業の一部譲受けの契約締結について

平成21年5月29日に当社が設立した、株式会社札幌丸井今井(以下「札幌丸井今井」)及び株式会社函館丸井今井(以下「函館丸井今井」)は、平成21年6月29日に民事再生手続中の株式会社丸井今井(以下「丸井今井」)との間で、札幌丸井今井が丸井今井の札幌事業を、函館丸井今井が丸井今井の函館事業を、それぞれ譲り受けることで合意し、丸井今井との間で各事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 異動及び事業譲受けの理由

当社は、丸井今井からのスポンサー就任要請を受け、平成21年4月30日に丸井今井のスポンサーに選定され、丸井今井の再生に関する具体的な協議を両者間にて進めてまいりました。

その結果、時間の経過による丸井今井の事業の毀損を最小限に抑えるためには、早期に事業譲渡を実施することが必要であると判断し、当社が新たに設立した札幌丸井今井及び函館丸井今井が、それぞれ丸井今井の札幌事業、函館事業を譲り受けることで合意し、平成21年6月29日に事業譲渡契約を締結するに至りました。なお、丸井今井は、平成21年6月22日に札幌地方裁判所より事業譲渡の許可を取得しています。

事業譲受け実施後は、当社グループのあらゆる経営資源を活用した戦略的な取り組みを通じて、札幌丸井今井、函館丸井今井が譲り受ける丸井今井の札幌事業、函館事業の再生に努めてまいります。

2. 子会社(札幌丸井今井)の概要(平成21年6月29日現在)

(1) 名称	株式会社 札幌丸井今井
(2) 所在地	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(3) 代表者	代表取締役 関根 純
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	1円
(6) 設立年月日	平成21年5月29日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 100%
(8) その他	事業譲受価額については確定しておりません

(注) 代表者及び資本金については、事業譲受け期日以前に変更されることがあります。

## 3. 子会社（函館丸井今井）の概要（平成21年6月29日現在）

(1) 名称	株式会社 函館丸井今井
(2) 所在地	北海道函館市本町32番15号
(3) 代表者	代表取締役 関根 純
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	1円
(6) 設立年月日	平成21年5月29日
(7) 大株主及び持株比率	株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 100%
(8) その他	事業譲受価額については確定していません

(注) 代表者及び資本金については、事業譲受け期日以前に変更されることがあります。

## 4. 譲渡会社の概要

(1) 名称	株式会社 丸井今井
(2) 所在地	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(3) 代表者	代表取締役 畑中 幸一
(4) 事業内容	百貨店業
(5) 資本金	2,010百万円
(6) 設立年月日	平成17年11月1日
(7) 大株主及び持株比率	有限会社エイチ・アール・エフ 65.5% 北海道丸井今井株式会社 21.3% 株式会社伊勢丹 13.1%
(8) 最近の売上高 (平成20年2月1日 ～平成21年1月31日)	75,094百万円 (参考) 札幌本店 50,592百万円 函館店 11,908百万円
(9) その他	平成21年1月29日付で民事再生手続の開始決定を受け、現在民事再生手続中

## 5. 今後の日程

事業譲受け期日 平成21年7月31日（予定）

事業開始日 平成21年8月1日（予定）

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## ・グループ内の組織再編について

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、友の会及び保険事業並びにビルメンテナンス事業に係るグループ内の組織再編の一環として、友の会及び保険事業については、株式会社三越友の会（以下「三越友の会」）及び株式会社イセタンクローバーサークル（以下「イセタンクローバーサークル」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社から100%子会社である株式会社エムアイカード（以下「エムアイカード」）に承継させる吸収分割、三越友の会とイセタンクローバーサークルの合併、並びに エムアイカードと当社の100%子会社である株式会社三越保険サービス（以下「三越保険サービス」）の合併を平成22年4月1日に実施しました。

また、ビルメンテナンス事業については、当社の100%子会社である株式会社伊勢丹（以下「伊勢丹」）から株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス（以下「伊勢丹ビルマネジメントサービス」）に係る経営管理及び営業支援業務を当社に承継する吸収分割を平成22年4月1日に実施しました。

### 1．組織再編の目的について

株式会社三越（以下「三越」）及び伊勢丹の友の会子会社をエムアイカードの傘下とした上で統合すると同時に、三越保険サービスについてもエムアイカードに統合することといたしました。当社グループに分散していたカード・保険、友の会事業を一元化し、優良な顧客基盤をもつ戦略子会社であるエムアイカードが効率的且つ効果的な運営を行うことで、金融サービス事業をグループ第二の収益の柱へと育成してまいります。

また、ビルメンテナンス事業につきましても、伊勢丹ビルマネジメントサービスを当社の直接子会社とした上で、お客様に対して「安全・安心・快適」な空間をグループ全体の店舗を通して提供していく子会社として、より効率的且つ効果的な運営を図ってまいります。

### 2．友の会事業に係る吸収分割について

#### (1) 吸収分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

分割方式

当社を分割会社とし、エムアイカードを承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である当社に対する割当ては行われません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権を発行しておりますが、吸収分割に伴う取扱いの変更はありません。

吸収分割により減少する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

エムアイカードは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において当社が友の会子会社に係る経営管理及び営業支援業務に関して有する三越友の会及びイセタンクローバーサークルの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社及びエムアイカードの債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

承継する部門の事業内容

三越友の会及びイセタンクローバーサークルに係る経営管理及び営業支援業務

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。



### 3. 合併について

#### (1) 合併の要旨

友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）

a. 吸収合併の効力発生日

平成22年4月1日

b. 合併方式

三越友の会を存続会社とする吸収合併方式で、イセタンクローバーサークルは解散いたします。なお、友の会子会社の吸収合併（三越友の会とイセタンクローバーサークル）の効力発生日は、当社及びエムアイカードとの間の吸収分割の効力が生ずることを条件とします。

c. 吸収合併に係る割当ての内容

エムアイカードの完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

d. 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イセタンクローバーサークルは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

保険子会社の吸収合併（エムアイカードと三越保険サービス）

a. 吸収合併の効力発生日

平成22年4月1日

b. 合併方式

エムアイカードを存続会社とする吸収合併方式で、三越保険サービスは解散いたします。

c. 吸収合併に係る割当ての内容

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の取り決めはありません。また、合併による新株発行及び資本金の増加もありません。

d. 消滅会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越保険サービスは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

### 4. ビルメンテナンス事業に係る吸収分割について

#### (1) 会社分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

分割方式

伊勢丹を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

分割会社である伊勢丹に対する割当ては行われません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

伊勢丹は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

吸収分割により増加する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

当社は、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において伊勢丹が伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務に関して有する伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

債務履行の見込み

吸収分割の効力発生日後における当社及び伊勢丹の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

承継する部門の事業内容

伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

・百貨店事業に係る組織再編（吸収分割）について

当社の連結子会社である株式会社三越（以下、「三越」）は、平成22年2月23日開催の取締役会の決議に基づき、グループ百貨店事業の組織再編の一環として、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業に係る権利義務を、新たに設立した地域事業会社、及び新潟については株式会社新潟伊勢丹（以下「新潟伊勢丹」）に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」）を平成22年4月1日に実施しました。

1. 本吸収分割の目的

当社は、平成23年春までにグループの最適化を完了し、お客さまのご要望によりお応えできる体制を構築してまいります。その一環である、百貨店事業に係る組織再構築の具体策として、平成22年4月1日付で、三越の札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各店における百貨店運営事業を、平成21年10月1日に設立した当社の100%子会社である株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越、及び株式会社新潟伊勢丹（以下8社あわせて「各地域事業会社」）に承継させることといたしました。

本吸収分割によって、各地域事業会社に各店舗の運営権限を移譲することで、お客さまの要望を迅速な意思決定によって実現することが可能となり、これまで以上に地域に密着した営業体制を構築し、各地域に最適な営業施策の迅速かつ細やかな展開を推進してまいります。そして、これらにより生み出した利益をお客さまや地域に還元し、より魅力的な店づくりのために活用することにより、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となることを目指します。

また、併存する店舗の一体運営化のモデルエリアと位置づけた新潟エリアにおいては、三越新潟店の百貨店運営事業を新潟伊勢丹が承継することとし、これに伴って新潟伊勢丹は、平成22年4月1日より「株式会社新潟三越伊勢丹」に商号を変更いたしました。三越・伊勢丹両店舗の一体運営化により、三越、伊勢丹それぞれのブランドを生かした、競合に負けない魅力的な商業施設づくりを行ってまいります。

また、後方部門の統合による物流費・賃借料の削減、共同取組による経費の有効活用など、単独の店舗ではなし得なかった店舗運営コストの大幅削減を実現いたします。

2. 吸収分割について

(1) 吸収分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

分割方式

三越を分割会社とし、各地域事業会社を承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、分割会社である三越に対する割当ては行われません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

三越は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

各地域事業会社は、効力発生日において三越が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における三越及び各地域事業会社の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

承継する部門の事業内容

札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	82,182	55,183	0.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	83,560	30,500	1.1	
1年以内に返済予定のリース債務	368	752		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	37,100	71,600	1.3	平成23年7月31日～平成29年3月8日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,278	2,236		平成23年4月～平成27年8月
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内返済予定)	30,000	40,000	0.1	
合計	234,489	200,273		

(注) (1) 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

(3) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,100	1,500	20,000	30,000
リース債務	770	747	555	159

## (2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

回次	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	306,284	310,820	361,455	313,056
税金等調整前四半期 純利益又は損失( ) (百万円)	3,049	116	25,372	17,283
四半期純利益又は損 失( ) (百万円)	3,858	301	14,634	53,046
1株当たり四半期純 利益又は損失( ) (円)	9.95	0.78	37.26	134.46

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	142	168
繰延税金資産	180	193
関係会社短期貸付金	4,900	3,200
未収還付法人税等	1,092	812
その他	19	84
流動資産合計	6,334	4,460
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	1	1
減価償却累計額	0	0
工具、器具及び備品（純額）	1	1
有形固定資産合計	1	1
投資その他の資産		
関係会社株式	445,131	453,847
繰延税金資産	0	0
投資その他の資産合計	445,131	453,847
固定資産合計	445,132	453,849
資産合計	451,467	458,309

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	119	48
未払費用	167	200
賞与引当金	99	295
未払法人税等	419	212
その他	128	163
	1	1
流動負債合計	932	919
負債合計	932	919
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,006	50,024
資本剰余金		
資本準備金	12,506	18,372
その他資本剰余金	379,570	379,570
資本剰余金合計	392,076	397,942
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,759	8,539
利益剰余金合計	7,759	8,539
自己株式	40	58
株主資本合計	449,801	456,448
新株予約権	733	941
純資産合計	450,534	457,389
負債純資産合計	451,467	458,309

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>営業収益</b>		
受取配当金	1 7,500	1 5,601
経営指導料	1 4,557	1 5,082
役務収益	-	1 1,387
<b>営業収益合計</b>	<b>12,058</b>	<b>12,072</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
役員報酬	397	424
給料手当及び賞与	1,259	2,742
法定福利費	180	352
租税公課	231	233
地代家賃	154	185
支払手数料	561	358
業務委託費	377	624
その他	266	572
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>1 3,429</b>	<b>1 5,494</b>
<b>営業利益</b>	<b>8,628</b>	<b>6,577</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	1 0	1 7
その他	2	9
<b>営業外収益合計</b>	<b>3</b>	<b>16</b>
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1 13	1 9
創立費償却	1 126	-
その他	-	0
<b>営業外費用合計</b>	<b>139</b>	<b>10</b>
<b>経常利益</b>	<b>8,491</b>	<b>6,584</b>
<b>特別利益</b>		
新株予約権戻入益	11	68
<b>特別利益合計</b>	<b>11</b>	<b>68</b>
<b>特別損失</b>		
関係会社株式消滅損	324	-
<b>特別損失合計</b>	<b>324</b>	<b>-</b>
<b>税引前当期純利益</b>	<b>8,178</b>	<b>6,652</b>
法人税、住民税及び事業税	600	455
法人税等調整額	180	13
<b>法人税等合計</b>	<b>419</b>	<b>442</b>
<b>当期純利益</b>	<b>7,759</b>	<b>6,209</b>

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	-	50,006
当期変動額		
新株の発行	6	18
株式移転による増加	50,000	-
当期変動額合計	50,006	18
当期末残高	50,006	50,024
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	-	12,506
当期変動額		
新株の発行	6	18
株式移転による増加	12,500	-
株式交換による増加	-	5,847
当期変動額合計	12,506	5,866
当期末残高	12,506	18,372
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	-	379,570
当期変動額		
株式移転による増加	379,575	-
自己株式の処分	5	0
当期変動額合計	379,570	0
当期末残高	379,570	379,570
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	-	392,076
当期変動額		
新株の発行	6	18
株式移転による増加	392,075	-
株式交換による増加	-	5,847
自己株式の処分	5	0
当期変動額合計	392,076	5,865
当期末残高	392,076	397,942
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	-	7,759
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,429
当期純利益	7,759	6,209
当期変動額合計	7,759	780
当期末残高	7,759	8,539

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	-	7,759
当期変動額		
剰余金の配当	-	5,429
当期純利益	7,759	6,209
当期変動額合計	7,759	780
当期末残高	7,759	8,539
<b>自己株式</b>		
前期末残高	-	40
当期変動額		
自己株式の取得	80	20
自己株式の処分	39	3
当期変動額合計	40	17
当期末残高	40	58
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	-	449,801
当期変動額		
新株の発行	12	36
剰余金の配当	-	5,429
株式移転による増加	442,075	-
株式交換による増加	-	5,847
当期純利益	7,759	6,209
自己株式の取得	80	20
自己株式の処分	34	3
当期変動額合計	449,801	6,646
当期末残高	449,801	456,448
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	-	733
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	733	208
当期変動額合計	733	208
当期末残高	733	941
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	-	450,534
当期変動額		
新株の発行	12	36
剰余金の配当	-	5,429
株式移転による増加	442,075	-
株式交換による増加	-	5,847
当期純利益	7,759	6,209
自己株式の取得	80	20
自己株式の処分	34	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	733	208
当期変動額合計	450,534	6,855
当期末残高	450,534	457,389



## 【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

## 【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法	子会社株式及び関連会社株式 同左
2 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 器具及び備品 定率法	有形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	創立費 支出時に全額費用処理しております。	
4 引当金の計上基準	賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。	賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。 (追加情報) 当社連結子会社(株)三越が、当連結会計年度に従業員の給与規程を改定し、基本賞与の支給対象期間を変更したことに伴い、従来と比較して、賞与引当金が63百万円、未払費用(賞与に対応する社会保険料相当額)が8百万円増加しております。この結果、販売費及び一般管理費が71百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理方法 同左

## 【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日)	当事業年度 (平成22年 3月31日)						
1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次の通りであります。 その他流動資産 18百万円 その他流動負債 245百万円	1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次の通りであります。 その他流動資産 81百万円 その他流動負債 43百万円						
	2 偶発債務 下記の会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。 <table border="0"> <tr> <td>(株)伊勢丹</td> <td>6,500百万円</td> </tr> <tr> <td>(株)岩田屋</td> <td>2,780百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,280百万円</td> </tr> </table>	(株)伊勢丹	6,500百万円	(株)岩田屋	2,780百万円	合計	9,280百万円
(株)伊勢丹	6,500百万円						
(株)岩田屋	2,780百万円						
合計	9,280百万円						

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 受取配当金 7,500百万円 経営指導料 4,557百万円 販売費及び一般管理費 245百万円 営業取引以外の取引高 38百万円	1 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。 受取配当金 5,601百万円 経営指導料 5,082百万円 役務収益 1,387百万円 販売費及び一般管理費 272百万円 営業取引以外の取引高 17百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	-	73,553	33,145	40,408

(注) (1)増加は、株式取得による増加11,681株及び、単元未満株式の買取による増加61,872株によるものです。

(2)減少は、単元未満株式の買増請求による減少33,145株によるものです。

当事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	40,408	23,187	3,547	60,048

(注) (1)増加は、単元株式及び単元未満株式の買取による増加23,187株によるものです。

(2)減少は、単元未満株式の買増請求による減少3,547株によるものです。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。	1 ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 同左
2 オペレーティング・リース取引 (借主側) 該当事項はありません。	2 オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 12百万円 1年超 12百万円 合計 24百万円

## (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

## 当事業年度(平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 子会社株式及び関係会社株式

時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	445,847
(2) 関連会社株式	8,000
計	453,847

上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1 繰越税金資産及び繰越税金負債の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 44百万円 未払事業税 134百万円 その他 1百万円 繰延税金資産合計 180百万円	1 繰越税金資産及び繰越税金負債の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) 賞与引当金 133百万円 未払事業税 57百万円 ストックオプション費用 34百万円 その他 3百万円 繰延税金資産小計 229百万円 評価性引当額 34百万円 繰延税金資産合計 194百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% (調整) 受取配当金等永久に益金に参入 されない項目 37.3% その他 1.7% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 5.1%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% (調整) 受取配当金等永久に益金に参入 34.2% されない項目 評価性引当額 0.5% 新株予約権失効株戻入益 0.4% その他 0.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 6.7%

## (企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,159.82円	1株当たり純資産額	1,156.96円
1株当たり当期純利益金額	20.01円	1株当たり当期純利益金額	15.89円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	20.00円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	15.88円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	7,759	6,209
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	7,759	6,209
普通株式の期中平均株式数(千株)	387,826	390,911
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数(千株)	99	76
(うち新株予約権)(千株)	(99)	(76)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,891,000株)	新株予約権7種類の目的となる株式の数。 (新株予約権 2,555,700株)

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)をご参照下さい。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結財務諸表の注記事項(重要な後発事象)をご参照下さい。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

該当事項はありません。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	1	-	-	1	0	0	1
有形固定資産計	1	-	-	1	0	0	1

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	99	295	99	-	295

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	153
その他	14
預金計	168
合計	168

## 関係会社短期貸付金

相手先	金額(百万円)
株式会社三越	3,200
計	3,200

## 関係会社株式

区分	銘柄	金額(百万円)
子会社株式	株式会社三越	289,875
	株式会社伊勢丹	136,218
	株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ	1,761
	株式会社伊勢丹ソレイユ	13
	株式会社静岡伊勢丹	114
	株式会社新潟伊勢丹	1,039
	株式会社岩田屋	12,368
	株式会社札幌丸井今井	2,000
	株式会社函館丸井今井	100
	株式会社エムアイカード	1,156
	株式会社三越保険サービス	19
	株式会社イセタンクローバーサークル	52
	株式会社三越友の会	95
	株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート	127
	株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ	205
	株式会社福岡三越	100
	株式会社名古屋三越	100
	株式会社広島三越	100
	株式会社高松三越	100
	株式会社仙台三越	100
株式会社松山三越	100	
株式会社札幌三越	100	
	計	445,847
関連会社株式	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	8,000
	計	8,000
	合計	453,847

(3) 【その他】

株式移転により完全子会社となった株式会社伊勢丹の最近2事業年度に係る財務諸表並びに株式会社三越の最近2事業年度に係る財務諸表は、以下のとおりであります。

[次へ](#)

(株式会社伊勢丹)

財務諸表

貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金		6,821		6,703		
2 受取手形		278		172		
3 売掛金	1	28,927		27,738		
4 商品		18,895		16,155		
5 貯蔵品		126		164		
6 前渡金		60		38		
7 前払費用		944		958		
8 繰延税金資産		3,232		5,065		
9 関係会社短期貸付金	3	54,555		73,593		
10 未収入金		4,040		3,980		
11 その他		3,196		3,809		
貸倒引当金		265		248		
流動資産合計		120,814	36.7	138,131	35.9	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物		152,404		153,443		
減価償却累計額		92,464	59,939	95,419	58,023	
(2) 構築物		1,313		1,317		
減価償却累計額		805	507	853	464	
(3) 車両及び運搬具		33		33		
減価償却累計額		32	1	32	0	
(4) 器具及び備品		19,162		19,641		
減価償却累計額		13,838	5,323	14,898	4,743	
(5) 土地			38,135		38,135	
(6) リース資産		24		67		
減価償却累計額		2	21	13	53	
(7) 建設仮勘定			122		732	
有形固定資産合計		104,051	31.6	102,153	26.6	



区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
2 無形固定資産						
(1) 借地権			953		906	
(2) 商標権			0		-	
(3) ソフトウェア			164		168	
(4) 電話加入権			24		24	
(5) その他			1		24	
無形固定資産合計			1,143	0.4	1,125	0.3
3 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			23,731		24,116	
(2) 関係会社株式			14,966		5,360	
(3) 出資金			7		7	
(4) 関係会社出資金			2,097		921	
(5) 長期貸付金			5		4	
(6) 関係会社長期貸付金			-		53,000	
(7) 長期前払費用			4,491		4,143	
(8) 前払年金費用			5,922		4,924	
(9) 投資不動産		28,914		29,721		
減価償却累計額		6,339	22,575	7,203	22,518	
(10) 差入敷金保証金			26,150		25,641	
(11) 繰延税金資産			1,854		1,783	
(12) その他			1,031		832	
貸倒引当金			5		15	
投資その他の資産合計			102,828	31.3	143,237	37.2
固定資産合計			208,022	63.3	246,516	64.1
資産合計			328,837	100.0	384,647	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)							
流動負債							
1 買掛金			33,882		31,907		
2 短期借入金	3		42,100		30,100		
3 関係会社短期借入金			29,167		27,716		
4 コマーシャル・ ペーパー			30,000		40,000		
5 リース債務			4		11		
6 未払金	1		5,493		9,873		
7 未払費用			7,186		9,150		
8 未払法人税等			1,190		3,230		
9 前受金			54		31		
10 商品券			12,797		11,981		
11 預り金			2,562		1,527		
12 前受収益			306		264		
13 賞与引当金			3,716		4,496		
14 役員賞与引当金			19		5		
15 商品券回収損引当金			2,068		2,255		
16 その他			116		866		
流動負債合計			170,667	51.9	173,418	45.1	
固定負債							
1 長期借入金			-		65,000		
2 リース債務			17		42		
3 退職給付引当金			13,124		10,960		
4 その他			4,847		4,655		
固定負債合計			17,990	5.5	80,657	21.0	
負債合計			188,657	57.4	254,076	66.1	

区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金			36,763		36,763	
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		43,343		9,190		
(2) その他資本剰余金		-		26,772		
資本剰余金合計			43,343		35,963	
3 利益剰余金						
(1) 利益準備金		5,057		-		
(2) その他利益剰余金						
圧縮積立金		6,668		6,450		
別途積立金		15,696		-		
繰越利益剰余金		30,608		48,588		
利益剰余金合計			58,031		55,038	
株主資本合計			138,138	42.0	127,765	33.2
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差 額金			2,040		2,806	
2 繰延ヘッジ損益			0		0	
評価・換算差額等合計			2,041	0.6	2,805	0.7
純資産合計			140,179	42.6	130,571	33.9
負債及び純資産合計			328,837	100.0	384,647	100.0

[次へ](#)

## 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	百分比 (%)
売上高			432,477	100.0		395,446	100.0
売上原価	1						
1 商品期首たな卸高		20,864			18,895		
2 当期商品仕入高		313,179			285,094		
合計		334,043			303,989		
3 他勘定振替高	2	1,103			-		
4 商品期末たな卸高		18,895	314,045	72.6	16,155	287,834	72.8
売上総利益			118,431	27.4		107,612	27.2
その他の営業収入			1,954	0.4		1,962	0.5
営業総利益			120,386	27.8		109,575	27.7
販売費及び一般管理費							
1 宣伝費		7,053			5,690		
2 役員報酬		265			407		
3 給料手当		25,846			25,122		
4 賞与金		5,739			6,131		
5 役員賞与引当金繰入額		19			5		
6 福利費		5,102			4,284		
7 退職給付費用		2,461			2,797		
8 役員退職慰労金引当金繰入額		35			-		
9 減価償却費		6,658			6,132		
10 修理費		4,570			3,835		
11 外部委託作業費		16,741			11,369		
12 地代家賃		8,136			8,078		
13 手数料		8,188			7,842		
14 その他		14,868	105,688	24.4	17,955	99,654	25.2
営業利益			14,697	3.4		9,921	2.5
営業外収益							
1 受取利息		623			932		
2 受取配当金	3	13,105			809		
3 受入家賃	3	3,718			3,523		
4 固定資産受贈益		367			363		
5 未回収商品券受入益		1,160			1,182		
6 その他		501	19,477	4.5	437	7,248	1.8

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)			当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
営業外費用							
1 支払利息		975			961		
2 社債利息		25			-		
3 支払家賃		437			325		
4 固定資産除却損		1,099			438		
5 商品券回収損引当金繰 入額		976			1,003		
6 投資不動産償却		966			886		
7 経営管理料	3	727			566		
8 その他		1,315	6,522	1.5	1,354	5,537	1.4
経常利益			27,652	6.4		11,632	2.9
特別利益							
1 固定資産売却益	4	1,056			-		
2 関係会社株式売却益		267			-		
3 関係会社貸倒引当金 戻入益		26			30		
4 新株予約権戻入益		648			-		
5 投資有価証券売却益		-	1,997	0.5	24	54	0.0
特別損失							
1 固定資産減損損失	5	3,540			167		
2 投資有価証券評価損		6,436			231		
3 関係会社整理損		248			-		
4 関係会社株式評価損		954			899		
5 関係会社株式売却損		0			-		
6 関係会社出資金評価損		923			1,042		
7 関係会社貸倒引当金 繰入額		1,910			-		
8 構造改革損失	5,6	1,701			3,116		
9 たな卸資産評価損	1	1,103			-		
10 環境関連対策費		332			-		
11 会員権評価損		-	17,150	4.0	5	5,462	1.3
税引前当期純利益			12,499	2.9		6,224	1.6
法人税、住民税 及び事業税		3,366			3,877		
法人税等調整額		1,139	2,226	0.5	1,587	2,289	0.6
当期純利益			10,272	2.4		3,935	1.0

[前へ](#) [次へ](#)

## 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	株主資本											自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
						圧縮積立金	圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
平成20年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	-	43,343	5,057	8,000	129	15,696	43,994	72,877	1	152,982	
事業年度中の変動額													
圧縮積立金の積立						129				129		129	
圧縮積立金の取崩						1,461			1,461	-		-	
圧縮特別勘定積立金の取崩							129			129		129	
剰余金の配当									9,484	9,484		9,484	
当期純利益									10,272	10,272		10,272	
自己株式の処分			0	0							1	2	
分割型の会社分割による減少			0	0					15,634	15,634		15,635	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	-	-	-	-	1,331	129	-	13,385	14,846	1	14,844	
平成21年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	-	43,343	5,057	6,668	-	15,696	30,608	58,031	-	138,138	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高(百万円)	5,661	1	5,660	648	159,291
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の積立					129
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の取崩					129
剰余金の配当					9,484
当期純利益					10,272
自己株式の処分					2
分割型の会社分割による減少					15,635
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,621	2	3,619	648	4,267
事業年度中の変動額合計(百万円)	3,621	2	3,619	648	19,111
平成21年3月31日残高(百万円)	2,040	0	2,041	-	140,179

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成21年3月31日残高(百万円)	36,763	43,343	-	43,343	5,057	6,668	15,696	30,608	58,031	138,138
事業年度中の変動額										
準備金から剰余金への振替		34,152	34,152	-	5,057			20,754	15,696	15,696
別途積立金の取崩							15,696		15,696	15,696
圧縮積立金の取崩						218		218	-	-
剰余金の配当								5,601	5,601	5,601
当期純利益								3,935	3,935	3,935
分割型の会社分割による減少			7,380	7,380				1,326	1,326	8,706
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	34,152	26,772	7,380	5,057	218	15,696	17,980	2,992	10,372
平成22年3月31日残高(百万円)	36,763	9,190	26,772	35,963	-	6,450	-	48,588	55,038	127,765

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高(百万円)	2,040	0	2,041	140,179
事業年度中の変動額				
準備金から剰余金への振替				15,696
別途積立金の取崩				15,696
圧縮積立金の取崩				-
剰余金の配当				5,601
当期純利益				3,935
分割型の会社分割による減少				8,706
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	766	1	764	764
事業年度中の変動額合計(百万円)	766	1	764	9,608
平成22年3月31日残高(百万円)	2,806	0	2,805	130,571

[前へ](#) [次へ](#)

## キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前事業年度	当事業年度
		(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		12,499	6,224
減価償却費		7,717	7,172
固定資産減損損失		3,540	167
構造改革損失		1,701	3,116
貸倒引当金の増減額		470	6
退職給付引当金の増減額		303	1,166
受取利息及び受取配当金		13,729	1,741
支払利息		1,001	961
有形固定資産売却損益		1,054	-
有形固定資産除却損		1,099	438
投資有価証券評価損		6,444	236
関係会社整理損		248	-
関係会社株式売却損益		266	-
関係会社株式評価損		954	899
関係会社出資金評価損		923	1,042
売上債権の増減額		4,933	1,321
たな卸資産の増減額		1,930	2,702
仕入債務の増減額		5,585	1,975
その他		2,091	904
小計		23,675	20,298
利息及び配当金の受取額		13,478	1,355
利息の支払額		1,031	808
法人税等の支払額		5,656	1,811
営業活動によるキャッシュ・フロー		30,465	19,033



区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券・投資有価証券の取得による 支出		1	1
有価証券・投資有価証券の売却等による 収入		28	55
関係会社株式の取得による支出		7,767	-
関係会社株式の売却等による収入		350	-
有形・無形固定資産の取得による支出		9,341	3,152
有形・無形固定資産の売却による収入		732	1
貸付による支出		18,185	38,368
差入敷金保証金の差入による支出		661	137
差入敷金保証金の回収による収入		1,877	883
その他		654	691
投資活動によるキャッシュ・フロー		33,622	41,409
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		24,077	2,451
長期借入れによる収入		-	65,000
長期借入金の返済による支出		-	11,000
コマーシャルペーパーの増減額		21,000	10,000
社債の償還による支出		10,000	-
配当金の支払額		9,486	5,611
その他		2	11
財務活動によるキャッシュ・フロー		25,587	55,925
現金及び現金同等物の増減額		22,430	33,549
現金及び現金同等物の期首残高		12,947	35,378
現金及び現金同等物の期末残高	1	35,378	68,927

## 重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価 切下げの方法) 貯蔵品 先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価 切下げの方法)</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物 定額法 その他の有形固定資産 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内 における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を 採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリー ス資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。</p> <p>(4) 投資不動産 建物 定額法 その他 定率法</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>(4) 投資不動産 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率による計算 額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上し ております。</p>	<p>3 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により発生年度の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。</p> <p>(5) 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(5) 商品券回収損引当金 同左</p>
<p>4 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引 ヘッジ対象 外貨建営業債務</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社のリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末(四半期末を含む)に個別取引毎のヘッジ効果を検証し、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。</p>	<p>4 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
<p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p>
<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

## (会計処理の変更)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(棚卸資産の評価に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年 7月 5日 企業会計基準第9号)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上総利益、営業利益及び経常利益が248百万円、税引前当期純利益が1,351百万円減少しております。</p>	
<p>(リース取引に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から平成19年 3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>この結果、損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	

## (追加情報)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(役員退職慰労金引当金)</p> <p>当事業年度において、取締役、監査役及び執行役員に関する退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、「役員退職慰労金引当金」を取崩し、当事業年度末における未払額322百万円については、固定負債の「その他」に含めております。</p>	

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																								
<p>1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>21,460百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>3,997</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>3,601</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>3,739</td> </tr> </table>	売掛金	21,460百万円	流動資産	3,997	未払金	3,601	流動負債	3,739	<p>1 関係会社に対する資産・負債 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>売掛金</td> <td>20,589百万円</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>4,637</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>4,970</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>3,807</td> </tr> </table>	売掛金	20,589百万円	流動資産	4,637	未払金	4,970	流動負債	3,807								
売掛金	21,460百万円																								
流動資産	3,997																								
未払金	3,601																								
流動負債	3,739																								
売掛金	20,589百万円																								
流動資産	4,637																								
未払金	4,970																								
流動負債	3,807																								
<p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証 下記の各社の金融機関よりの借入金に対して次の債務保証を行っております。</p> <table> <tr> <td>㈱岩田屋</td> <td>9,600百万円</td> </tr> <tr> <td>瀋陽伊勢丹百貨有限公司</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,887百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 経営指導念書 関係会社の借入等に対する念書248百万円があります。その内訳は、イセタン(タイランド)Co., Ltd. 248百万円であります。</p> <p>(3) その他 平成21年5月12日開催の親会社の取締役会において、吉祥寺店の営業終了を決議いたしました。当事業年度において特別損失として減損損失1,701百万円を計上しております。今後、営業終了に関連する損失等が発生する可能性があります。損失金額を現時点で見積る事は困難であるため、引当金の計上は行っておりません。合理的に見積可能となった時点で費用計上いたします。</p>	㈱岩田屋	9,600百万円	瀋陽伊勢丹百貨有限公司	287	合計	9,887百万円	<p>2 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>(2) 経営指導念書 関係会社の借入等に対する念書143百万円があります。その内訳は、イセタン(タイランド)Co., Ltd. 143百万円あります。</p> <p>(3) その他</p>																		
㈱岩田屋	9,600百万円																								
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	287																								
合計	9,887百万円																								
<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側 当社は、関係会社との間に極度貸付契約を締結しております。当事業年度末における極度貸付契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度貸付契約の総額</td> <td>99,230 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>54,555</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>44,674 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>特定融資枠契約の総額</td> <td>30,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>24,000 百万円</td> </tr> </table>	極度貸付契約の総額	99,230 百万円	貸出実行残高	54,555	差引額	44,674 百万円	特定融資枠契約の総額	30,000 百万円	借入実行残高	6,000	差引額	24,000 百万円	<p>3 貸出コミットメント</p> <p>(1) 貸手側 当社は、関係会社との間に極度貸付契約を締結しております。当事業年度末における極度貸付契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>極度貸付契約の総額</td> <td>168,600 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出実行残高</td> <td>126,593</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>42,006 百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 借手側 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>特定融資枠契約の総額</td> <td>50,000 百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>43,500 百万円</td> </tr> </table>	極度貸付契約の総額	168,600 百万円	貸出実行残高	126,593	差引額	42,006 百万円	特定融資枠契約の総額	50,000 百万円	借入実行残高	6,500	差引額	43,500 百万円
極度貸付契約の総額	99,230 百万円																								
貸出実行残高	54,555																								
差引額	44,674 百万円																								
特定融資枠契約の総額	30,000 百万円																								
借入実行残高	6,000																								
差引額	24,000 百万円																								
極度貸付契約の総額	168,600 百万円																								
貸出実行残高	126,593																								
差引額	42,006 百万円																								
特定融資枠契約の総額	50,000 百万円																								
借入実行残高	6,500																								
差引額	43,500 百万円																								

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																
<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額</p> <p>売上原価 248百万円 特別損失 1,103</p>	<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額(洗替法による戻入額相殺後)</p> <p>売上原価 72百万円</p>																																
<p>2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)適用初年度に発生する期首時点における簿価切り下げ額の特別損失への振替であります。</p>																																	
<p>3 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 12,537百万円 経営管理料 727</p>	<p>3 関係会社との取引 主なものは次のとおりであります。</p> <p>受入家賃 1,957百万円 経営管理料 566</p>																																
<p>4 社有土地及び建物を売却したものであります。</p>																																	
<p>5 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉祥寺店 (東京都武蔵野市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td style="text-align: center;">1,701</td> </tr> <tr> <td>松戸店 (千葉県松戸市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">2,066</td> </tr> <tr> <td>府中店 (東京都府中市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">1,473</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、固定資産減損損失(3,540百万円)、構造改革損失(1,701百万円)として計上しました。</p> <p>減損損失の内訳</p> <p>吉祥寺店 1,701(内、建物1,518、その他183)百万円 松戸店 2,066(内、建物2,066)百万円 府中店 1,473(内、建物1,473)百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	1,701	松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	2,066	府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	1,473	<p>5 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場所</th> <th style="text-align: center;">用途</th> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉祥寺店 (東京都武蔵野市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物 その他</td> <td style="text-align: center;">55</td> </tr> <tr> <td>松戸店 (千葉県松戸市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">62</td> </tr> <tr> <td>府中店 (東京都府中市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物</td> <td style="text-align: center;">104</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、固定資産減損損失(167百万円)、構造改革損失(55百万円)として計上しました。</p> <p>減損損失の内訳</p> <p>吉祥寺店 55(内、建物8、その他47)百万円 松戸店 62(内、建物62)百万円 府中店 104(内、建物104)百万円</p> <p>なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	55	松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	62	府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	104
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																														
吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	1,701																														
松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	2,066																														
府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	1,473																														
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																														
吉祥寺店 (東京都武蔵野市)	店舗等	建物 その他	55																														
松戸店 (千葉県松戸市)	店舗等	建物	62																														
府中店 (東京都府中市)	店舗等	建物	104																														
<p>6 営業終了店舗に係る減損損失を計上したものであります。</p>	<p>6 早期退職特別支援制度の実施に伴う損失及び営業終了店舗に係る損失を計上したものであります。</p>																																

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	220,356,581	-	-	220,356,581

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,368	-	1,368	-

(注) 減少は、株式移転によるものであります。

## 3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
(株)伊勢丹	平成14年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	325,200	-	325,200	-	-
(株)伊勢丹	平成15年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	108,900	-	108,900	-	-
(株)伊勢丹	平成16年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	384,200	-	384,200	-	-
(株)伊勢丹	平成17年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	644,900	-	644,900	-	-
(株)伊勢丹	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	639,600	-	639,600	-	-
(株)伊勢丹	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	359,000	-	359,000	-	-
合計			2,461,800	-	2,461,800	-	-

(注) 1. 減少は、株式引受権及び新株予約権の親会社への承継によるものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 4. 剰余金の配当に関する事項

## 剰余金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,983	9.00	平成20年3月31日	平成20年6月23日
平成21年3月27日 取締役会	普通株式	7,500	34.04	-	平成21年3月30日

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	220,356,581	-	-	220,356,581

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

剰余金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年3月26日 取締役会	普通株式	5,601	25.42	-	平成22年3月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 6,821百万円	現金及び預金勘定 6,703百万円
短期貸付金 28,556	短期貸付金 62,224
現金及び現金同等物の期末残高 35,378百万円	現金及び現金同等物の期末残高 68,927百万円



## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																				
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容 ・有形固定資産 主として、事務機器 (器具及び備品) であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>170</td> <td>79</td> <td>91</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>30百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>432百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,342</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,774百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	170	79	91	1年内	25百万円	1年超	66	合計	91百万円	支払リース料	30百万円	減価償却費相当額	30	未経過リース料		1年内	432百万円	1年超	2,342	合計	2,774百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容 ・有形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>116</td> <td>88</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>16百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>16</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>424百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,908</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,332百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	器具及び備品	116	88	27	1年内	12百万円	1年超	14	合計	27百万円	支払リース料	16百万円	減価償却費相当額	16	未経過リース料		1年内	424百万円	1年超	1,908	合計	2,332百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																		
器具及び備品	170	79	91																																																		
1年内	25百万円																																																				
1年超	66																																																				
合計	91百万円																																																				
支払リース料	30百万円																																																				
減価償却費相当額	30																																																				
未経過リース料																																																					
1年内	432百万円																																																				
1年超	2,342																																																				
合計	2,774百万円																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																		
器具及び備品	116	88	27																																																		
1年内	12百万円																																																				
1年超	14																																																				
合計	27百万円																																																				
支払リース料	16百万円																																																				
減価償却費相当額	16																																																				
未経過リース料																																																					
1年内	424百万円																																																				
1年超	1,908																																																				
合計	2,332百万円																																																				

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び短期社債(コマーシャル・ペーパー)、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に係る資金調達です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約及び当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日(当期の事業年度の末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)売掛金	27,738	27,738	-
(2)関係会社短期貸付金	73,593	73,593	-
(3)投資有価証券			
その他有価証券	23,049	23,049	-
(4)関係会社株式	2,156	4,816	2,660
(5)関係会社長期貸付金	53,000	52,812	187
(6)差入敷金保証金	25,641	24,924	716
資産計	205,179	206,935	1,755
(1)買掛金	31,907	31,907	-
(2)短期借入金	30,100	30,100	-
(3)関係会社短期借入金	27,716	27,716	-
(4)コマーシャル・ペーパー	40,000	40,000	-
(5)長期借入金	65,000	64,864	135
負債計	194,723	194,588	135
デリバティブ取引	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資産

## (1)売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (2)関係会社短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (3)投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## (4)関係会社株式

株式は取引所の価格によっています。

## (5)関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

## (6)差入敷金保証金

差入敷金保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (2)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (3)関係会社短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (4)コマーシャル・ペーパー

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式、匿名組合契約出資金	1,066

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社株式	3,204

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3)満期のある金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
売掛金	27,738			
関係会社短期貸付金	73,593			
関係会社長期貸付金		38,000	15,000	
差入敷金保証金	314	995	6,077	5,399
合計	28,053	38,995	21,077	5,399

## (注4)長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金				20,000	30,000	15,000

[前へ](#) [次へ](#)

## (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

## 1 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	8,416	10,253	1,837
計	8,416	10,253	1,837

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	14,840	18,665	3,824
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	14,840	18,665	3,824
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	4,821	4,050	771
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	4,821	4,050	771
合計	19,662	22,716	3,053

(注) 当事業年度において、有価証券について6,436百万円(その他有価証券で時価のある株式6,383百万円、時価のない株式52百万円)減損処理を行っております。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
26	-	0

## 4 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	1,015

当事業年度（平成22年3月31日現在）

## 1 子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	2,156	4,816	2,660
計	2,156	4,816	2,660

## 2 その他有価証券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	18,860	14,678	4,181
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	18,860	14,678	4,181
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	4,189	4,724	535
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	4,189	4,724	535
合計	23,049	19,403	3,646

(注) 1. 当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について35百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

## 3 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	55	24	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	55	24	-

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的 当社は、主に通常の業務遂行上必要な範囲内で、相場変動リスクを回避する目的にデリバティブ取引を利用する方針であります。 通貨関連では、外貨建債務に係る為替リスクを回避する目的で、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション等を利用しております。 また、金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引も、為替相場の変動によるリスクや市場金利の変動によるリスクを有しております。 なお、当社のデリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。</p> <p>(3) 取引に係るリスク管理体制 外貨建営業債務に係る為替予約取引及び通貨スワップ取引等については当社MD(マーチャンダイジング)統括部等で、また、借入金に係る金利スワップ取引等については当社経理部等で取引を実行するとともに取引の残高状況を把握し管理しております。 なお、重要なデリバティブ取引は社内規程により定められた決議機関の承認を得て行っております。</p>

## 2 取引の時価等に関する事項

## (1) 通貨関連

当事業年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

## (2) 金利関連

当事業年度において、ヘッジ会計が適用されているため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引	買掛金	46	-	1
	買建				
	米ドル				
合計			46	-	1

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	65,000	65,000	(注)	-

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。



## (退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)																																																																														
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">24,661 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">12,890</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">11,770</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">4,567</td> </tr> <tr> <td>ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)</td> <td style="text-align: right;">7,202</td> </tr> <tr> <td>ヘ 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">5,922</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)</td> <td style="text-align: right;">13,124</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項(自平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">982 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">643</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">571</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td> <td style="text-align: right;">686</td> </tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額</td> <td style="text-align: right;">684</td> </tr> <tr> <td>ヘ その他</td> <td style="text-align: right;">34</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)</td> <td style="text-align: right;">2,461</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">3.50%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	24,661 百万円	ロ 年金資産	12,890	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	11,770	ニ 未認識数理計算上の差異	4,567	ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	7,202	ヘ 前払年金費用	5,922	ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	13,124	イ 勤務費用	982 百万円	ロ 利息費用	643	ハ 期待運用収益	571	ニ 数理計算上の差異費用処理額	686	ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額	684	ヘ その他	34	ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,461	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.50%	ハ 期待運用収益率	3.50%	ニ 数理計算上の差異の 処理年数	10年		発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。	<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型制度として、キャッシュバランスプラン型年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度等を設けております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成22年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">22,014 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">13,876</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)</td> <td style="text-align: right;">8,138</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">2,102</td> </tr> <tr> <td>ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)</td> <td style="text-align: right;">6,036</td> </tr> <tr> <td>ヘ 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">4,924</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)</td> <td style="text-align: right;">10,960</td> </tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項(自平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">928 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 利息費用</td> <td style="text-align: right;">616</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">451</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異費用処理額</td> <td style="text-align: right;">1,020</td> </tr> <tr> <td>ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額</td> <td style="text-align: right;">653</td> </tr> <tr> <td>ヘ その他</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)</td> <td style="text-align: right;">2,797</td> </tr> </table> <p>(注) 上記退職給付費用以外に、早期退職特別支援制度の実施に伴う費用を特別損失に計上しております。内容は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">早期退職特別支援制度に伴う 割増退職金</td> <td style="text-align: right;">2,105百万円</td> </tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">イ 退職給付見込額の 期間配分方法</td> <td style="text-align: center;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: center;">2.50%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: center;">3.50%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の 処理年数</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	22,014 百万円	ロ 年金資産	13,876	ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	8,138	ニ 未認識数理計算上の差異	2,102	ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	6,036	ヘ 前払年金費用	4,924	ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	10,960	イ 勤務費用	928 百万円	ロ 利息費用	616	ハ 期待運用収益	451	ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,020	ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額	653	ヘ その他	29	ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,797	早期退職特別支援制度に伴う 割増退職金	2,105百万円	イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.50%	ハ 期待運用収益率	3.50%	ニ 数理計算上の差異の 処理年数	10年		発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。
イ 退職給付債務	24,661 百万円																																																																														
ロ 年金資産	12,890																																																																														
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	11,770																																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	4,567																																																																														
ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	7,202																																																																														
ヘ 前払年金費用	5,922																																																																														
ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	13,124																																																																														
イ 勤務費用	982 百万円																																																																														
ロ 利息費用	643																																																																														
ハ 期待運用収益	571																																																																														
ニ 数理計算上の差異費用処理額	686																																																																														
ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額	684																																																																														
ヘ その他	34																																																																														
ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,461																																																																														
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																														
ロ 割引率	2.50%																																																																														
ハ 期待運用収益率	3.50%																																																																														
ニ 数理計算上の差異の 処理年数	10年																																																																														
	発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。																																																																														
イ 退職給付債務	22,014 百万円																																																																														
ロ 年金資産	13,876																																																																														
ハ 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	8,138																																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	2,102																																																																														
ホ 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ)	6,036																																																																														
ヘ 前払年金費用	4,924																																																																														
ト 退職給付引当金(ホ-ヘ)	10,960																																																																														
イ 勤務費用	928 百万円																																																																														
ロ 利息費用	616																																																																														
ハ 期待運用収益	451																																																																														
ニ 数理計算上の差異費用処理額	1,020																																																																														
ホ 確定拠出型年金制度への掛金 払込額	653																																																																														
ヘ その他	29																																																																														
ト 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	2,797																																																																														
早期退職特別支援制度に伴う 割増退職金	2,105百万円																																																																														
イ 退職給付見込額の 期間配分方法	期間定額基準																																																																														
ロ 割引率	2.50%																																																																														
ハ 期待運用収益率	3.50%																																																																														
ニ 数理計算上の差異の 処理年数	10年																																																																														
	発生時の平均残存勤務期 間内の一定の年数による 定額法により発生年度の 翌事業年度から費用処理 しております。																																																																														

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">1,729百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">3,059</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">4,291</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">8,824</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">1,064</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">288</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">4,090</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">23,347百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">12,670</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,677百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">4,576</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,013</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,590百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">5,087百万円</td></tr> </table>	賞与引当金	1,729百万円	退職給付引当金	3,059	減価償却費	4,291	関係会社株式評価損	8,824	固定資産減損損失	1,064	未払事業税	288	その他	4,090	繰延税金資産小計	23,347百万円	評価性引当額	12,670	繰延税金資産合計	10,677百万円	固定資産圧縮積立金	4,576	その他有価証券評価差額金	1,013	その他	0	繰延税金負債合計	5,590百万円	繰延税金資産(負債)の純額	5,087百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">2,003百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">2,985</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">3,970</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">4,747</td></tr> <tr><td>固定資産減損損失</td><td style="text-align: right;">631</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,703</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,042百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">7,926</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">12,115百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>固定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">4,426</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">839</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,266百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産(負債)の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">6,849百万円</td></tr> </table>	賞与引当金	2,003百万円	退職給付引当金	2,985	減価償却費	3,970	関係会社株式評価損	4,747	固定資産減損損失	631	その他	5,703	繰延税金資産小計	20,042百万円	評価性引当額	7,926	繰延税金資産合計	12,115百万円	固定資産圧縮積立金	4,426	その他有価証券評価差額金	839	繰延税金負債合計	5,266百万円	繰延税金資産(負債)の純額	6,849百万円
賞与引当金	1,729百万円																																																								
退職給付引当金	3,059																																																								
減価償却費	4,291																																																								
関係会社株式評価損	8,824																																																								
固定資産減損損失	1,064																																																								
未払事業税	288																																																								
その他	4,090																																																								
繰延税金資産小計	23,347百万円																																																								
評価性引当額	12,670																																																								
繰延税金資産合計	10,677百万円																																																								
固定資産圧縮積立金	4,576																																																								
その他有価証券評価差額金	1,013																																																								
その他	0																																																								
繰延税金負債合計	5,590百万円																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	5,087百万円																																																								
賞与引当金	2,003百万円																																																								
退職給付引当金	2,985																																																								
減価償却費	3,970																																																								
関係会社株式評価損	4,747																																																								
固定資産減損損失	631																																																								
その他	5,703																																																								
繰延税金資産小計	20,042百万円																																																								
評価性引当額	7,926																																																								
繰延税金資産合計	12,115百万円																																																								
固定資産圧縮積立金	4,426																																																								
その他有価証券評価差額金	839																																																								
繰延税金負債合計	5,266百万円																																																								
繰延税金資産(負債)の純額	6,849百万円																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない金額</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない金額</td><td style="text-align: right;">41.2</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">0.2</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">20.6</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1.3</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">17.8</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない金額	0.5%	受取配当金等永久に益金に算入されない金額	41.2	住民税均等割額	0.2	評価性引当額	20.6	外国税額控除	1.3	その他	1.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない金額</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない金額</td><td style="text-align: right;">1.7</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">0.4</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">1.4</td></tr> <tr><td>外国税額控除</td><td style="text-align: right;">1.4</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.5</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">36.8</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない金額	0.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない金額	1.7	住民税均等割額	0.4	評価性引当額	1.4	外国税額控除	1.4	その他	0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8																				
法定実効税率	40.7%																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.5%																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない金額	41.2																																																								
住民税均等割額	0.2																																																								
評価性引当額	20.6																																																								
外国税額控除	1.3																																																								
その他	1.7																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.8																																																								
法定実効税率	40.7%																																																								
(調整)																																																									
交際費等永久に損金に算入されない金額	0.7%																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない金額	1.7																																																								
住民税均等割額	0.4																																																								
評価性引当額	1.4																																																								
外国税額控除	1.4																																																								
その他	0.5																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8																																																								

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(共通支配下の取引等)

当社情報システム事業の分割

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
  - (1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容  
株式会社伊勢丹 情報システム事業(内容:百貨店営業に関する情報システム事業)
  - (2) 企業結合の法的形式  
当社を分割会社、当社の100%子会社である株式会社イセタン・データー・センターを承継会社とする吸収分割であります。
  - (3) 結合後企業の名称  
株式会社イセタン・データー・センター(現 株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ)
  - (4) 取引の目的を含む取引の概要  
当社の情報システム事業を株式会社イセタン・データー・センターに吸収分割し、当社の情報システム事業・資産を株式会社イセタン・データー・センターに集約するものです。
2. 実施した会計処理の概要  
当該会社分割は、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

子会社等の経営管理及び営業支援業務の分割

1. 会社分割の目的  
HDSでは、平成22年春のシステム統合をスピーディーかつ確実にを行うための体制作りを目的としたシステム子会社再編プロセスを進めております。IMSに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務を当社からHDSへ承継し、IMSをHDSの直接子会社としました。  
また、HDSでは、ジェイアール大阪三越伊勢丹を運営することを予定しております。当該事業はグループ全体としての重要プロジェクトであることから、本会社分割により、WJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務についても当社からHDSへ承継し、HDSがWJRIの直接の株主となることといたしました。
2. 会社分割の要旨
  - (1) 吸収分割の効力発生日  
平成20年10月1日
  - (2) 分割方式  
当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。
  - (3) 承継により増加する資本金等  
該当事項はありません。
  - (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い  
当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。
  - (5) 承継会社が承継する権利義務  
HDSは、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において当社が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

### 3. 分割する事業部門の概要

#### (1) 分割する部門の事業内容

IMS及びWJRIに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務

#### (2) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	722	純資産	8,812
関係会社株式	8,090		
合計	8,812	合計	8,812

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ株式及び株式会社ジェイアール西日本伊勢丹株式です。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### (会社分割)

当社は、平成21年1月30日の取締役会の決議に基づき、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポート及び株式会社伊勢丹キャリアデザインに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「HDS」)へ承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を平成21年4月1日に実施しました。

##### 1. 会社分割の目的

三越伊勢丹グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

##### 2. 会社分割の要旨

#### (1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

#### (2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

#### (3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

#### (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

#### (5) 承継会社が承継する権利義務

HDSは、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において当社が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

### 3. 分割する事業部門の概要

#### (1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

#### (2) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326	純資産	1,326
合計	1,326	合計	1,326

(注)関係会社株式の内容は、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポート及び株式会社伊勢丹キャリアデザインの株式です。

#### (賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,399百万円であります。

また、貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	22,001	85	22,087	42,284

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

#### 2 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)三越伊勢丹 ホールディングス	東京都中央区	50,006	子会社及び グループ会社 の経営計画・管理並びにそれに 付帯する業務	被所有 直接 100%	百貨店業全般に 関わる営業支援  役員の兼任	経営指導料の 支払(注1)	2,206		
							会社分割 分割資産	8,090		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料の支払については、(株)三越伊勢丹ホールディングスより提示された料率を基礎として毎期交渉の上、決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)岩田屋	福岡県福岡市 中央区	3,451	百貨店業	所有 直接 51.8	百貨店業全般に 関わる営業支援  役員の兼任	保証債務 (注1)	9,600		
							保証料の受 取(注2)	23		
							資金貸借 (貸付減)	300	短期貸付金	6,300
							利息の受取	88		
子会社	(株)伊勢丹アイ カード	東京都新宿区	1,100	クレジット ・金融業	所有 直接 100.0	クレジット カード加盟店契約  役員の兼任	クレジット 手数料の支払(注4)	4,620	売掛金	21,332
							CMS資金貸借 (貸付増)	19,825	短期貸付金	23,657
							CMS金利の受 取(注3)	119		
子会社	(株)イセタンク ローバーサー クル	東京都新宿区	50	友の会運営	所有 直接 100.0	友の会運営 業務委託	CMS資金貸借 (借入増)	604	短期借入金	20,702
							CMS金利の支 払(注3)	299		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 保証債務は、金融機関からの借入金に対してのものであります。
2. 一般的な保証料率を参考にして決定しております。
3. CMSによる資金の貸借については、利率を市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、無担保での運用であります。
4. クレジット販売代金の回収については、加盟店契約に基づいており、回収に係るクレジット手数料については、一般取引条件を参考に決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	(株)三越伊勢丹システム・ソリューションズ	東京都新宿区	90	情報処理サービス業	なし	システム運営委託	会社分割 分割資産 (注1)	6,822	短期借入金	2,048
							CMS資金貸借 (借入増)	1,663		
							CMS金利の支払(注2)	10		
親会社の子会社	(株)三越	東京都中央区	37,404	百貨店業	なし	役員の兼任	資金貸借 (貸付増)	19,999	短期貸付金	19,999
							利息の受取	17		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 会社分割は、当社の情報システム事業・資産を集約したものであります。
2. CMSによる資金の貸借については、利率を市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、無担保での運用であります。

## (4) 親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	畔柳信雄			(株)三菱東京UFJ銀行会長	(被所有) 間接1.38%	資金の借入	資金の借入 (注1)	19,810	短期借入金	31,110
							利息の支払 (注1)	228		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入及び利息の支払については、取締役畔柳信雄氏が代表権を有する第三者(株)三菱東京UFJ銀行)との取引であり、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。なお、資金の借入の取引金額は、当事業年度における借入額であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

### (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱三越伊勢丹 ホールディングス	東京都 中央区	50,024	純粋持株会 社	(被所有) 直接 100%	百貨店業全 般に関わる 営業支援 役員の兼任	経営指導料 の支払(注1)	2,394	未払金	7
							被保証債務 (注2)	6,500	-	-
							会社分割 分割資産	8,706	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導料については、契約条件により決定しております。
2. 被保証債務は、金融機関からの借入金に対してのものであります。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	㈱新潟伊勢丹	新潟県新潟市	100	百貨店業	なし	百貨店業全 般に関わる 営業支援 役員の兼任	家賃の受取	840	-	-
親会社の子会社	㈱岩田屋	福岡県福岡市	100	百貨店業	なし	百貨店業全 般に関わる 営業支 援 役員の兼任	資金貸借 (貸付増)	2,183	短期貸付金	8,483
							金利の受取 (注1)	56	-	-
親会社の子会社	㈱三越	東京都中央区	37,404	百貨店業	なし	役員の兼任	資金貸借 (貸付増)	72,997	短期貸付金	39,997
							金利の受取 (注1)	295	長期貸付金	53,000
									未収収益	131
親会社の子会社	㈱札幌丸井今井	北海道札幌市	100	百貨店業	なし	百貨店業全 般に関わる 営業支 援 役員の兼任	資金貸借 (貸付増)	9,217	短期貸付金	9,217
							金利の受取 (注1)	58	-	-
親会社の子会社	㈱エムアイ カード (注3)	東京都新宿区	1,100	金融業	なし	クレジット カード加盟 店契約 役員の兼任	クレジット 手数料の支 払(注2)	4,063	売掛金	20,449
							資金貸借 (貸付減)	11,904	短期貸付金	11,752
							金利の受取 (注1)	155	-	-
親会社の子会社	㈱イセタンク ローバーサー クル	東京都新宿区	50	友の会事業	なし	友の会運営 業務委託	資金貸借 (借入減)	359	短期借入金	20,342
							金利の支払 (注1)	242	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸借については、利率を市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. クレジット販売代金の回収については、加盟店契約に基づいており、回収に係るクレジット手数料については、一般取引条件を参考に決定しております。
3. ㈱伊勢丹アイカードは、平成21年9月1日に社名を㈱エムアイカードに変更しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。



## (3) 親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	畔柳信雄	-	-	(株)三菱東京 UFJ銀行会長	(被所有) 間接1.36%	資金の借入	資金の借入 (注1)	4,295	短期借入金	17,905
									長期借入金	17,500
							利息の支払 (注1)	285	未払費用	84
役員	北山禎介	-	-	(株)三井住友銀 行会長	(被所有) 間接0.60%	資金の借入	資金の借入 (注2)	17,405	短期借入金	2,405
									長期借入金	15,000
							利息の支払 (注2)	46	未払費用	46

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入及び利息の支払については、取締役畔柳信雄氏が代表権を有する第三者(株)三菱東京UFJ銀行)との取引であり、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。なお、資金の借入の取引金額は、当事業年度における借入額であります。
2. 資金の借入及び利息の支払については、取締役北山禎介氏が代表権を有する第三者(株)三井住友銀行)との取引であり、他の金融機関との取引同様、一般的な借入条件で行っております。なお、資金の借入の取引金額は、当事業年度における借入額であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス(東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	636.15円	1株当たり純資産額	592.55円
1株当たり当期純利益金額	46.62円	1株当たり当期純利益金額	17.86円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載をしております。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載をしております。	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	10,272	3,935
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	10,272	3,935
普通株式の期中平均株式数(千株)	220,356	220,356

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(会社分割)

当社は、平成21年1月30日の取締役会の決議に基づき、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポート及び株式会社伊勢丹キャリアデザインに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「HDS」)へ承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を平成21年4月1日に実施しました。

1. 会社分割の目的

三越伊勢丹グループでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

2. 会社分割の要旨

(1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

(2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

(3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

(4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 承継会社が承継する権利義務

HDSは、吸収分割契約の定めにしたがって、効力発生日において当社が本件事業に関して有する関係会社株式を承継します。

3. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

(2) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
関係会社株式	1,326	純資産	1,326
合計	1,326	合計	1,326

(注)関係会社株式の内容は、株式会社伊勢丹アイカード、株式会社イセタンクローバーサークル、株式会社伊勢丹ビジネスサポート及び株式会社伊勢丹キャリアデザインの株式です。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(会社分割)

#### 1. 会社分割の目的

当社は、平成21年12月25日開催の取締役会の決議に基づき、ビルメンテナンス事業について、株式会社伊勢丹ビルマネジメントサービス(以下「伊勢丹ビルマネジメントサービス」)に係る経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「HDS」)へ承継する会社分割を平成22年4月1日に実施しました。

#### 1. 会社分割の目的

ビルメンテナンス事業について、伊勢丹ビルマネジメントサービスをHDSの直接子会社とした上で、お客様に対して「安全・安心・快適」な空間をグループ全体の店舗を通して提供し、より効率的且つ効果的な運営を図ってまいります。

#### 2. 会社分割の要旨

##### (1) 吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

##### (2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

##### (3) 承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

##### (4) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

##### (5) 承継会社が承継する権利義務

HDSは、吸収分割契約の定めに従って、効力発生日において当社が伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務に関して有する伊勢丹ビルマネジメントサービスの株式並びに当該株式に関する権利義務を承継します。

##### (6) 分割する部門の事業内容

伊勢丹ビルマネジメントサービスに係る経営管理及び営業支援業務

#### 3. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

[前へ](#) [次へ](#)

## 附属明細表

## 有価証券明細表

## 株式

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有 価証券	その他有 価証券	(株)オンワードホールディングス	5,001,829	3,646
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,953,596	1,937
		(株)松屋	2,200,000	1,931
		キリンホールディングス(株)	1,245,000	1,716
		(株)東京スタイル	2,367,400	1,538
		(株)三陽商会	3,923,378	1,392
		清水建設(株)	3,071,000	1,197
		凸版印刷(株)	1,228,214	1,036
		大日本印刷(株)	785,600	992
		大正製薬(株)	550,000	935
		東京海上ホールディングス(株)	341,575	899
		(株)ワコールホールディングス	764,935	893
		東日本旅客鉄道(株)	134,900	876
		ヤマトホールディングス(株)	484,000	635
		ロイヤルホールディングス(株)	681,000	633
		西日本旅客鉄道(株)	1,690	544
		日清紡ホールディングス(株)	446,000	431
		ミズノ(株)	1,028,600	424
		その他 35銘柄	8,779,130	1,547
計		36,987,847	23,212	

## その他

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券 匿名組合契約出資金	-	904
計		-	904

## 有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	152,404	3,090	2,051 (175)	153,443	95,419	4,489	58,023
構築物	1,313	17	13	1,317	853	60	464
車両及び運搬具	33	-	-	33	32	0	0
器具及び備品	19,162	1,011	532 (1)	19,641	14,898	1,525	4,743
土地	38,135	-	-	38,135	-	-	38,135
リース資産	24	43	-	67	13	11	53
建設仮勘定	122	4,598	3,987	732	-	-	732
有形固定資産計	211,194	8,761	6,585 (176)	213,370	111,217	6,087	102,153
無形固定資産							
借地権	953	-	46 (46)	906	-	-	906
商標権	0	-	-	0	0	0	-
ソフトウェア	191	48	-	240	71	44	168
電話加入権	24	-	-	24	-	-	24
その他	57	24	-	81	56	0	24
無形固定資産計	1,228	72	46 (46)	1,255	129	45	1,125
投資その他の資産							
長期前払費用	4,734	61	307	4,488	344	152	4,143
投資不動産	28,914	865	57	29,721	7,203	886	22,518
投資その他の資産計	33,648	927	364	34,210	7,547	1,039	26,662

(注) 1 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります

2 建物、構築物、器具及び備品の増加のうち、主なものは各店改修工事であります。

3 建物の減少のうち主なものは、各店改修工事に伴うものであります。

## 借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	60,267	57,816	0.7	-
1年以内に返済予定の長期借入金	11,000	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	4	11	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	65,000	1.3	平成25年11月～平成29年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	17	42	-	平成23年4月～平成27年3月
その他の有利子負債 コマーシャルペーパー(1年以内)	30,000	40,000	0.1	-
合計	101,288	162,869	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照日後における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	-	-	20,000	30,000
リース債務	11	11	11	8

## 引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	271	50	19	37	264
賞与引当金	3,716	7,381	6,600	-	4,496
役員賞与引当金	19	5	19	-	5
商品券回収損引当金	2,068	1,509	1,322	-	2,255
退職給付引当金	13,124	693	2,857	-	10,960

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、回収による戻し入れ30百万円及び洗い替えによる戻し入れ6百万円です。

[前へ](#) [次へ](#)

(株式会社三越)

財務諸表

貸借対照表

区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
<b>(資産の部)</b>						
<b>流動資産</b>						
1 現金及び預金	1	17,706		11,863		
2 受取手形		323		170		
3 売掛金		31,395		26,040		
4 商品		30,416		23,696		
5 貯蔵品		165		188		
6 前渡金		505		102		
7 前払費用		1,988		1,595		
8 繰延税金資産		15,617		-		
9 短期貸付金	2,4	10,612		8,083		
10 その他		4,203		3,859		
11 貸倒引当金		222		22		
<b>流動資産合計</b>		<b>112,715</b>	<b>21.5</b>	<b>75,578</b>	<b>16.0</b>	
<b>固定資産</b>						
<b>1 有形固定資産</b>						
(1) 建物設備		249,166		227,313		
減価償却累計額		151,280	97,886	143,539	83,774	
(2) 構築物		1,591		1,448		
減価償却累計額		1,313	278	1,256	192	
(3) 機械装置		4,829		4,312		
減価償却累計額		3,703	1,125	3,335	977	
(4) 車両運搬具		41		27		
減価償却累計額		37	4	25	2	
(5) 器具備品		14,367		13,644		
減価償却累計額		10,561	3,806	10,464	3,179	
(6) 土地			223,136		219,757	
(7) リース資産		205		205		
減価償却累計額		49	156	94	111	
(8) 建設仮勘定			6,355		17,990	
<b>有形固定資産合計</b>		<b>332,750</b>		<b>325,984</b>		
<b>2 無形固定資産</b>						
(1) 借地権			4,003		3,776	
(2) ソフトウェア			1,792		831	
(3) その他			420		534	
<b>無形固定資産合計</b>			<b>6,217</b>		<b>5,142</b>	
<b>3 投資その他の資産</b>						
(1) 投資有価証券	1		8,826		7,247	
(2) 関係会社株式			14,002		13,350	
(3) 出資金			5		4	
(4) 長期貸付金			11,504		11,643	
(5) 破産・更生債権等			116		51	
(6) 長期前払費用			4,274		3,740	
(7) 差入保証金			31,948		29,022	
(8) その他			1,613		1,603	
(9) 貸倒引当金			761		703	
<b>投資その他の資産合計</b>			<b>71,530</b>		<b>65,960</b>	
<b>固定資産合計</b>			<b>410,497</b>	<b>78.5</b>	<b>397,086</b>	<b>84.0</b>
<b>資産合計</b>			<b>523,213</b>	<b>100.0</b>	<b>472,665</b>	<b>100.0</b>

区分	注記 番号	前事業年度 (平成21年3月31日)		当事業年度 (平成22年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
<b>(負債の部)</b>						
<b>流動負債</b>						
1 買掛金		40,972		34,014		
2 短期借入金	1,2	141,709		98,452		
3 未払金		15,553		15,676		
4 未払費用		2,925		2,383		
5 未払法人税等		351		530		
6 未払消費税等		807		1,066		
7 前受金		2,274		1,271		
8 商品券		23,205		20,575		
9 預り金	1,2	60,097		55,466		
10 賞与引当金		13		1,997		
11 役員賞与引当金		-		2		
12 ポイント費用引当金		315		-		
13 商品券回収損引当金		12,526		12,880		
14 その他	2	451		427		
<b>流動負債合計</b>		<b>301,206</b>	<b>57.6</b>	<b>244,744</b>	<b>51.8</b>	
<b>固定負債</b>						
1 長期借入金		37,100		59,600		
2 長期未払金		-		9,555		
3 繰延税金負債		47,513		71,988		
4 退職給付引当金		37,594		25,824		
5 子会社投資損失引当金		675		845		
6 その他	2	4,537		3,582		
<b>固定負債合計</b>		<b>127,419</b>	<b>24.3</b>	<b>171,396</b>	<b>36.3</b>	
<b>負債合計</b>		<b>428,626</b>	<b>81.9</b>	<b>416,141</b>	<b>88.0</b>	
<b>(純資産の部)</b>						
<b>株主資本</b>						
1 資本金		37,404		37,404		
2 資本剰余金						
(1) 資本準備金		41,458		9,351		
(2) その他資本準備金		-		32,107		
<b>資本剰余金合計</b>		<b>41,458</b>		<b>41,458</b>		
3 利益剰余金						
(1) その他利益剰余金						
特定資産圧縮積立金		494		5,012		
繰越利益剰余金		15,046		27,700		
<b>利益剰余金合計</b>		<b>15,540</b>		<b>22,687</b>		
<b>株主資本合計</b>		<b>94,403</b>	<b>18.0</b>	<b>56,174</b>	<b>11.9</b>	
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		182		349		
2 繰延ヘッジ損益		0		0		
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>183</b>	<b>0.0</b>	<b>349</b>		
<b>純資産合計</b>		<b>94,586</b>	<b>18.1</b>	<b>56,524</b>	<b>12.0</b>	
<b>負債純資産合計</b>		<b>523,213</b>	<b>100.0</b>	<b>472,665</b>	<b>100.0</b>	

[前へ](#) [次へ](#)



## 損益計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)			当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)
売上高							
1 商品売上高		332,252			546,474		
2 興行収入		293	332,545	100.0	562	547,037	100.0
売上原価	1						
1 商品売上原価							
(1) 商品期首棚卸高		31,344			30,416		
(2) 当期商品仕入高		247,858			400,210		
合計		279,203			430,627		
(3) 商品期末棚卸高		30,416	248,786		23,696	406,931	
2 興行経費			199		384		
売上原価計			248,985	74.9		407,315	74.5
売上総利益			83,559	25.1		139,721	25.5
その他の営業収入			6,004	1.8		12,097	2.2
営業総利益			89,564	26.9		151,819	27.8
販売費及び一般管理費							
1 宣伝費		9,349			14,698		
2 商品送達費		7,239			14,175		
3 通信費		1,349			2,309		
4 貸倒引当金繰入額		96			7		
5 賞与引当金繰入額		13			2,000		
6 ポイント費用引当金繰入額		73			76		
7 役員報酬及び従業員給料手当		19,397			34,405		
8 従業員賞与		5,819			6,794		
9 退職給付費用		2,021			3,813		
10 福利厚生費		3,645			6,243		
11 借地借家料		14,445			25,910		
12 減価償却費		5,069			7,555		
13 水道光熱費		2,956			5,283		
14 業務委託費		9,364			18,028		
15 その他		10,157	90,998	27.5	18,233	159,536	29.2
営業損失( )			1,434	0.4		7,716	1.4

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業外収益					
1 受取利息		157		289	
2 受取配当金	2	3,132		2,432	
3 債務勘定整理益		3,127		3,020	
4 その他		267	6,685	668	6,411
営業外費用					
1 支払利息	2	2,232		3,934	
2 貸倒引当金繰入額		24		24	
3 商品券回収損引当金 繰入額		2,891		3,071	
4 その他		1,005	6,153	2,208	9,239
経常損失( )			902		10,545
特別利益					
1 固定資産売却益	3	12,990		68,100	
2 投資有価証券売却益		12		698	
3 関係会社株式売却益				297	
4 その他		415	13,418	20	69,117
特別損失					
1 固定資産除却損	4	218		3,606	
2 減損損失	5			8,891	
3 投資有価証券評価損		461		1,129	
4 関係会社整理損				431	
5 子会社投資損失引当金 繰入額		369		476	
6 構造改革損失	6	4,844		41,279	
7 その他		635	6,529	608	56,422
税引前当期純利益			5,986		2,149
法人税、住民税 及び事業税		59		101	
法人税等調整額		1,212	1,271	40,001	40,102
当期純利益又は 当期純損失( )			4,714		37,952

[前へ](#) [次へ](#)

## 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				特定資産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年9月30日残高 (百万円)	37,404	41,458	41,458	494	10,332	10,826	89,688
事業年度中の変動額							
当期純利益					4,714	4,714	4,714
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計 (百万円)					4,714	4,714	4,714
平成21年3月31日残高 (百万円)	37,404	41,458	41,458	494	15,046	15,540	94,403

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成20年9月30日残高 (百万円)	436	1	435	90,123
事業年度中の変動額				
当期純利益				4,714
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	253	2	251	251
事業年度中の変動額合計 (百万円)	253	2	251	4,462
平成21年3月31日残高 (百万円)	182	0	183	94,586

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					特定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金		
平成21年3月31日残高(百万円)	37,404	41,458	-	41,458	494	15,046	15,540	94,403
事業年度中の変動額								
資本準備金の取崩し		32,107	32,107	-				-
圧縮積立金の積立					4,518	4,518	-	-
当期純損失						37,952	37,952	37,952
分割型の会社分割による減少						275	275	275
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	32,107	32,107	-	4,518	42,747	38,228	38,228
平成22年3月31日残高(百万円)	37,404	9,351	32,107	41,458	5,012	27,700	22,687	56,174

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成21年3月31日残高(百万円)	182	0	183	94,586
事業年度中の変動額				
資本準備金の取崩し				-
圧縮積立金の積立				-
当期純損失				37,952
分割型の会社分割による減少				275
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	166	0	166	166
事業年度中の変動額合計(百万円)	166	0	166	38,062
平成22年3月31日残高(百万円)	349	0	349	56,524

[前へ](#) [次へ](#)

## キャッシュ・フロー計算書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税引前当期純利益		5,986	2,149
2 減価償却費		5,069	8,052
3 減損損失			8,891
4 貸倒引当金の増減額(減少：)		157	257
5 退職給付引当金の増減額(減少：)		24	11,769
6 受取利息		157	289
7 受取配当金		3,132	2,432
8 債務勘定整理益		3,127	3,020
9 支払利息		2,232	3,934
10 商品券回収損引当金繰入額		2,891	3,071
11 固定資産売却益		12,990	68,100
12 投資有価証券売却益		12	698
13 関係会社株式売却益			297
14 固定資産除却損		218	3,606
15 投資有価証券評価損		461	1,129
16 子会社投資損失引当金繰入額		369	476
17 関係会社整理損			431
18 構造改革損失		4,844	41,279
19 売上債権の増減額(増加：)		997	5,581
20 たな卸資産の増減額(増加：)		933	6,698
21 仕入債務の増減額(減少：)		3,081	6,958
22 未払消費税等の増減額(減少：)		153	258
23 その他		2,559	13,465
小計		3,395	21,729
24 利息及び配当金の受取額		3,197	2,576
25 利息の支払額		2,308	4,019
26 早期退職措置に伴う支払額		759	19,644
27 店舗閉鎖に伴う支払額		486	589
28 法人税等の支払額		70	42
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,968	43,449

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 定期預金の払戻による収入			5,389
2 投資有価証券の取得による支出		3,703	7
3 投資有価証券の売却による収入		3,777	1,415
4 関係会社株式の売却による収入			673
5 有形・無形固定資産の取得による支出		20,568	16,889
6 有形・無形固定資産の売却による収入		15,211	68,368
7 短期貸付金の純増減額(純増加・)		6,158	2,639
8 長期貸付金の回収による収入		2,485	2
9 その他の投資の増加による支出		706	1,771
10 その他の投資の減少による収入		3,400	3,947
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,261	63,767
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入金の純増減額(純減少：)		16,185	1,196
2 長期借入れによる収入		30,000	53,000
3 長期借入金の返済による支出		46,755	72,560
4 配当金の支払額		17	14
財務活動によるキャッシュ・フロー		587	20,771
現金及び現金同等物の増減額(減少：)		3,880	453
現金及び現金同等物の期首残高		16,197	12,316
現金及び現金同等物の期末残高	1	12,316	11,863

## 重要な会計方針

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 売価還元法による原価法(店頭外商品は個別法による原価法)(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(2) 貯蔵品 先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物(附属設備を除く) 定額法 建物(附属設備を除く)以外 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(4) 長期前払費用 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準により償却</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p> <p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 商品 同左</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p> <p>4 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 建物設備 定額法 建物設備以外 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p> <p>(4) 長期前払費用 同左</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を考慮して引当てております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。</p> <p>(4) ポイント費用引当金 ポイント金券の発行に備えるため、当期末におけるポイント残高に対する将来の金券発行見積り額を引当てております。</p> <p>(5) 商品券回収損引当金 商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。</p> <p>(6) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を引当てております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理しております。</p> <p>(7) 子会社投資損失引当金 子会社への投資に係る損失に備えるため、当該子会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。 (追加情報) 賞与支給対象期間の変更 従業員の給与規程の改定に伴い、賞与の支給対象期間を変更したことにより従来と比較して、賞与引当金が1,997百万円、未払費用が252百万円増加しております。また販売費及び一般管理費は2,250百万円増加し、営業損失、経常損失はそれぞれ同額増加、税引前当期純利益は同額減少しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 取締役に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う額を計上しております。</p> <p>(4) 商品券回収損引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(6) 子会社投資損失引当金 同左</p>



前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 為替予約取引、金利スワップ取引 ヘッジ対象 外貨建営業債権債務及び外貨建予定取引、借入金 の支払金利</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社のデリバティブ取引管理規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避することを目的としてヘッジ取引を利用しております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債等に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引出可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>6 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左 ヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計処理の変更

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(有形固定資産の減価償却方法の変更)</p> <p>建物附属設備の減価償却方法は、従来、定率法によっておりましたが、当事業年度から定額法に変更いたしました。これは、株式会社伊勢丹との経営統合を契機として減価償却方法を見直した結果、当事業年度から固定資産システムの対応等の整備が整ったため、三越伊勢丹グループにおける百貨店事業セグメント内の有形固定資産の減価償却方法を統一してグループ内の経営管理の合理化を図ることを目的として行ったものであります。</p> <p>この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、販売費及び一般管理費は2,208百万円減少し、営業損失、経常損失はそれぞれ同額減少、税引前当期純利益は同額増加しております。</p>

## 表示方法の変更

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(貸借対照表関係)</p> <p>前事業年度において、固定負債の「その他」に含めていた「長期未払金」は、負債純資産合計額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしております。</p> <p>なお、前事業年度の固定負債の「その他」に含まれる「長期未払金」は881百万円であります。</p>

[前へ](#) [次へ](#)

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 20px;">定期預金 5,000百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 40px;">預り金 5,000百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期貸付金 10,564百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">預り金 51,555百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">短期借入金 9,326百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">その他の負債 5,978百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 従業員住宅ローン保証 1,402百万円</p> <p>(2) 関係会社銀行借入金等債務保証</p> <p style="padding-left: 20px;">ドイツ三越GmbH 3百万円</p> <p>(3) 関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p style="padding-left: 20px;">英国三越LTD. 220百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">偶発債務合計 1,626百万円</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>子会社16社とグループCMSに係る基本約定を締結し、貸付限度額を設定しております。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">CMSによる貸付限度額 12,600百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付実行残高 3,475百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">差引未実行残高 9,124百万円</p>	<p>1 担保に供している資産及び担保に係る債務</p> <p>担保に供している資産</p> <p style="padding-left: 20px;">投資有価証券 1,278百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">担保に係る債務</p> <p style="padding-left: 40px;">短期借入金 1,000百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記</p> <p>区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期貸付金 7,973百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">短期借入金 8,527百万円</p> <p>3 偶発債務</p> <p>(1) 従業員住宅ローン保証 712百万円</p> <p>(2) 関係会社銀行借入金等保証予約</p> <p style="padding-left: 20px;">英国三越LTD. 138百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">偶発債務合計 851百万円</p> <p>4 貸出コミットメント</p> <p>子会社9社とグループCMSに係る基本約定を締結し、貸付限度額を設定しております。</p> <p>これらの契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">CMSによる貸付限度額 4,800百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">貸付実行残高 1,830百万円</p> <p style="padding-left: 20px;">差引未実行残高 2,969百万円</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																								
<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額 売上原価 100百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 受取配当金 3,024百万円 支払利息 1,192百万円</p> <p>3 固定資産売却益は、借地権付建物等の売却によるものであります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 仙台店定禅寺通り館改装 184百万円 その他 33百万円 合計 218百万円</p>	<p>1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切り下げ額(洗替法による戻入額相殺後) 売上原価 228百万円</p> <p>2 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 受取配当金 2,189百万円</p> <p>3 固定資産売却益は、池袋店等の売却によるものであります。</p> <p>4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 銀座店増築 3,178百万円 その他 428百万円 合計 3,606百万円</p> <p>5 当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名古屋栄店 (愛知県名古屋市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物設備 その他</td> <td>5,754</td> </tr> <tr> <td>新潟店 (新潟県新潟市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物設備 土地 その他</td> <td>2,609</td> </tr> <tr> <td>千葉店 (千葉県千葉市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物設備 土地 その他</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>福岡店 (福岡県福岡市)</td> <td>店舗等</td> <td>建物設備 その他</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>遊休資産</td> <td>土地</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識に至った経緯 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループ、又は、市場価格が帳簿価額に比べて著しく下落した資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。</p> <p>(3) 減損損失の内訳 建物設備 7,874百万円 土地 886百万円 その他 130百万円 合計 8,891百万円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。</p> <p>(5) 回収可能額の算定方法 資産グループの回収可能価格は正味売却価格により測定しており、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額を基準としております。</p> <p>6 構造改革損失の内訳は次のとおりです。 営業終了に関連する損失 3,264百万円 早期退職特別支援制度の実施に伴う損失 36,234百万円 システム及びカード機能統 合費用 1,779百万円 合計 41,279百万円</p>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物設備 その他	5,754	新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物設備 土地 その他	2,609	千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物設備 土地 その他	363	福岡店 (福岡県福岡市)	店舗等	建物設備 その他	149	その他	遊休資産	土地	14
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																						
名古屋栄店 (愛知県名古屋市)	店舗等	建物設備 その他	5,754																						
新潟店 (新潟県新潟市)	店舗等	建物設備 土地 その他	2,609																						
千葉店 (千葉県千葉市)	店舗等	建物設備 土地 その他	363																						
福岡店 (福岡県福岡市)	店舗等	建物設備 その他	149																						
その他	遊休資産	土地	14																						
<p>6 構造改革損失の内訳は次のとおりです。 営業終了に関連する損失 4,398百万円 カード機能統合費用 445百万円 合計 4,844百万円</p>	<p>6 構造改革損失の内訳は次のとおりです。 営業終了に関連する損失 3,264百万円 早期退職特別支援制度の実施に伴う損失 36,234百万円 システム及びカード機能統 合費用 1,779百万円 合計 41,279百万円</p>																								

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	492,622,356	-	-	492,622,356

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (1) 発行済株式の総数に関する事項

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	492,622,356	-	-	492,622,356

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 17,706百万円	現金及び預金勘定 11,863百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 5,389百万円	現金及び現金同等物の期末残高 11,863百万円
現金及び現金同等物の期末残高 12,316百万円	

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																
<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 器具備品 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,413百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">3,571百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">371百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,470百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">885百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">765百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,650百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td style="text-align: right;">179百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">514百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">149百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">364百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品	取得価額相当額	5,413百万円	減価償却累計額相当額	3,571百万円	減損損失累計額相当額	371百万円	期末残高相当額	1,470百万円	1年内	885百万円	1年超	765百万円	合計	1,650百万円	リース資産減損勘定の残高	179百万円	支払リース料	514百万円	リース資産減損勘定の取崩額	149百万円	減価償却費相当額	364百万円	<p>1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,939百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,340百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">574百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">247百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">336百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">583百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">774百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">170百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">603百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		器具備品	取得価額相当額	1,939百万円	減価償却累計額相当額	1,340百万円	減損損失累計額相当額	24百万円	期末残高相当額	574百万円	1年内	247百万円	1年超	336百万円	合計	583百万円	リース資産減損勘定の残高	9百万円	支払リース料	774百万円	リース資産減損勘定の取崩額	170百万円	減価償却費相当額	603百万円
	器具備品																																																
取得価額相当額	5,413百万円																																																
減価償却累計額相当額	3,571百万円																																																
減損損失累計額相当額	371百万円																																																
期末残高相当額	1,470百万円																																																
1年内	885百万円																																																
1年超	765百万円																																																
合計	1,650百万円																																																
リース資産減損勘定の残高	179百万円																																																
支払リース料	514百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	149百万円																																																
減価償却費相当額	364百万円																																																
	器具備品																																																
取得価額相当額	1,939百万円																																																
減価償却累計額相当額	1,340百万円																																																
減損損失累計額相当額	24百万円																																																
期末残高相当額	574百万円																																																
1年内	247百万円																																																
1年超	336百万円																																																
合計	583百万円																																																
リース資産減損勘定の残高	9百万円																																																
支払リース料	774百万円																																																
リース資産減損勘定の取崩額	170百万円																																																
減価償却費相当額	603百万円																																																

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<b>2 オペレーティング・リース取引</b> <b>(1) 借主側</b> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,272百万円 1年超 36,637百万円 合計 40,909百万円 <b>(2) 貸主側</b> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 902百万円 1年超 百万円 合計 902百万円	<b>2 オペレーティング・リース取引</b> <b>(1) 借主側</b> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 3,816百万円 1年超 32,189百万円 合計 36,005百万円 <b>(2) 貸主側</b> オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 100百万円 1年超 1,300百万円 合計 1,400百万円

## (金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、余剰資金に関する資金運用については銀行預金及び高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスク及び借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業(取引先企業)の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行と当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

## (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,863	11,863	
(2) 受取手形	170	170	
(3) 売掛金	26,040	26,040	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	2,897	2,897	
(5) 長期貸付金	11,643	11,470	173
(6) 差入敷金保証金	29,022	26,996	2,025
資産計	81,638	79,439	2,198
(1) 買掛金	34,014	34,014	
(2) 短期借入金	98,452	98,452	
(3) 預り金	55,466	55,466	
(4) 長期借入金	59,600	59,517	82
負債計	247,533	247,450	82
デリバティブ取引			

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1)現金及び預金、(2)受取手形及び(3)売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (4)投資有価証券

株式は取引所の価格によっています。

## (5)長期貸付金

長期貸付金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

## (6)差入敷金保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。



## 負債

## (1)買掛金、(2)短期借入金及び(3)預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

## デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

## (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4,350
関係会社株式	13,350

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## (注3)満期のある金銭債権及び有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金				
預金	7,276			
受取手形	170			
売掛金	26,040			
長期貸付金	63	260	729	810
合計	33,552	260	729	810

## (注4)長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金		5,100	1,500	10,000	28,000	15,000

[前へ](#) [次へ](#)

## (有価証券関係)

前事業年度(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

## 1 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日)

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの 株式	1,519	1,888	369
小計	1,519	1,888	369
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの 株式	1,638	1,451	186
小計	1,638	1,451	186
合計	3,157	3,340	183

(注) 1. 当事業年度において株式461百万円を減損処理しております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年10月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
27	12	0

## 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額(平成21年3月31日)

	貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式等	5,485
合計	5,485

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 その他有価証券で時価のあるもの（平成22年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	2,068	1,440	628
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	2,068	1,440	628
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	828	1,013	185
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	828	1,013	185
合計	2,897	2,454	443

(注) 1. 当事業年度において、その他有価証券で時価のある株式について128百万円の減損処理を行っております。

2. 時価が30%以上下落した場合は、一律減損処理を行っております。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,363	698	51
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	1,363	698	51

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

## 1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(1) 取引の内容、取組方針、利用目的            当社は、デリバティブ取引を利用しております。            当社は、通常の業務遂行上必要な範囲内で、市場リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用する方針であり、収益の獲得や投機を目的とした取引は行わない方針であります。            通貨関連では、通常の営業取引における外貨建債権債務に係る為替変動リスクの回避を目的で、為替予約取引を利用しております。            金利関連では、変動金利支払の借入金について、将来の金利支払を固定化する目的で、金利スワップ取引を利用しております。</p> <p>(2) 取引に係るリスクの内容            当社のデリバティブ取引の契約先は信用度の高い銀行であり、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないものと判断しております。</p> <p>(3) 取引に係る管理体制            重要なデリバティブ取引は、当社の取締役会の決定事項であります。また、通常の営業取引上の為替予約取引及び借入金に係る金利スワップ取引については、当社が稟議書に基づき取引の妥当性を審査するとともに、当社経理部が取引の実施及び残高状況を確認し、定期的に経営会議もしくは取締役会に報告することでリスク管理をしております。</p>

## 2 取引の時価等に関する事項

前事業年度末(平成21年3月31日)

当社で行っているデリバティブ取引は、金利スワップ取引については、特例処理を適用し、為替予約取引については、振当処理を適用しているため記載しておりません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	買建	買掛金	163	-	1
	ユーロ				
	米ドル				
合計		204	-	0	

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																				
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型制度を併用しております。また、従業員の退職等に際して、割増退職金を支払う場合があります。</p> <p>当社は、退職給付信託を設定しております。</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">47,697百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">2,266百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">1,610百万円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">43,820百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">2,235百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">8,461百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">37,594百万円</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">922百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">486百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">142百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">393百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">361百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,021百万円</td></tr> </table> <p>(注) 「その他」は、主として確定拠出年金に係る要拠出額であります。</p> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> </table> <p>過去勤務債務の額の費用処理年数</p> <p>その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>	退職給付債務	47,697百万円	年金資産	2,266百万円	退職給付信託	1,610百万円	未積立退職給付債務	43,820百万円	未認識過去勤務債務	2,235百万円	未認識数理計算上の差異	8,461百万円	退職給付引当金	37,594百万円	勤務費用	922百万円	利息費用	486百万円	過去勤務債務の費用処理額	142百万円	数理計算上の差異の費用処理額	393百万円	その他	361百万円	退職給付費用	2,021百万円	割引率	2.0%	期待運用収益率	0.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>退職給付債務</td><td style="text-align: right;">32,346百万円</td></tr> <tr><td>年金資産</td><td style="text-align: right;">1,676百万円</td></tr> <tr><td>退職給付信託</td><td style="text-align: right;">1,788百万円</td></tr> <tr><td>未積立退職給付債務</td><td style="text-align: right;">28,882百万円</td></tr> <tr><td>未認識過去勤務債務</td><td style="text-align: right;">1,008百万円</td></tr> <tr><td>未認識数理計算上の差異</td><td style="text-align: right;">4,066百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">25,824百万円</td></tr> </table> <p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>勤務費用</td><td style="text-align: right;">1,803百万円</td></tr> <tr><td>利息費用</td><td style="text-align: right;">953百万円</td></tr> <tr><td>過去勤務債務の費用処理額</td><td style="text-align: right;">285百万円</td></tr> <tr><td>数理計算上の差異の費用処理額</td><td style="text-align: right;">857百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">485百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">3,813百万円</td></tr> </table> <p>(注) 1 同左</p> <p>2 上記退職給付費用以外に、早期退職特別支援制度の実施に伴う費用を特別損失に計上しております。内容は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>早期退職特別支援制度に伴う割増退職金</td><td style="text-align: right;">28,117百万円</td></tr> <tr><td>未認識項目の償却</td><td style="text-align: right;">2,389</td></tr> </table> <p>4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>割引率</td><td style="text-align: right;">2.0%</td></tr> <tr><td>期待運用収益率</td><td style="text-align: right;">0.0%</td></tr> <tr><td>退職給付見込額の期間配分方法</td><td style="text-align: right;">期間定額基準</td></tr> </table> <p>過去勤務債務の額の費用処理年数</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	退職給付債務	32,346百万円	年金資産	1,676百万円	退職給付信託	1,788百万円	未積立退職給付債務	28,882百万円	未認識過去勤務債務	1,008百万円	未認識数理計算上の差異	4,066百万円	退職給付引当金	25,824百万円	勤務費用	1,803百万円	利息費用	953百万円	過去勤務債務の費用処理額	285百万円	数理計算上の差異の費用処理額	857百万円	その他	485百万円	退職給付費用	3,813百万円	早期退職特別支援制度に伴う割増退職金	28,117百万円	未認識項目の償却	2,389	割引率	2.0%	期待運用収益率	0.0%	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
退職給付債務	47,697百万円																																																																				
年金資産	2,266百万円																																																																				
退職給付信託	1,610百万円																																																																				
未積立退職給付債務	43,820百万円																																																																				
未認識過去勤務債務	2,235百万円																																																																				
未認識数理計算上の差異	8,461百万円																																																																				
退職給付引当金	37,594百万円																																																																				
勤務費用	922百万円																																																																				
利息費用	486百万円																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	142百万円																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	393百万円																																																																				
その他	361百万円																																																																				
退職給付費用	2,021百万円																																																																				
割引率	2.0%																																																																				
期待運用収益率	0.0%																																																																				
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				
退職給付債務	32,346百万円																																																																				
年金資産	1,676百万円																																																																				
退職給付信託	1,788百万円																																																																				
未積立退職給付債務	28,882百万円																																																																				
未認識過去勤務債務	1,008百万円																																																																				
未認識数理計算上の差異	4,066百万円																																																																				
退職給付引当金	25,824百万円																																																																				
勤務費用	1,803百万円																																																																				
利息費用	953百万円																																																																				
過去勤務債務の費用処理額	285百万円																																																																				
数理計算上の差異の費用処理額	857百万円																																																																				
その他	485百万円																																																																				
退職給付費用	3,813百万円																																																																				
早期退職特別支援制度に伴う割増退職金	28,117百万円																																																																				
未認識項目の償却	2,389																																																																				
割引率	2.0%																																																																				
期待運用収益率	0.0%																																																																				
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																																				

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																				
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">344百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">15,965百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">5,861百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">119百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">7,761百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">25,793百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">14,671百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">70,517百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">33,523百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">36,993百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>特定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">339百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">68,302百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">247百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">68,889百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">31,895百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	344百万円	退職給付引当金	15,965百万円	減価償却費	5,861百万円	未払事業税	119百万円	繰越欠損金	7,761百万円	合併受入資産評価損	25,793百万円	その他	14,671百万円	繰延税金資産小計	70,517百万円	評価性引当額	33,523百万円	繰延税金資産合計	36,993百万円	その他有価証券評価差額金	0百万円	特定資産圧縮積立金	339百万円	合併受入資産評価益	68,302百万円	その他	247百万円	繰延税金負債合計	68,889百万円	繰延税金負債の純額	31,895百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">259百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">11,187百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">916百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">7,763百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">173百万円</td></tr> <tr><td>商品券回収損引当金</td><td style="text-align: right;">5,241百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">12,069百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価損</td><td style="text-align: right;">25,530百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,977百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">73,118百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">73,118百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">-百万円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">93百万円</td></tr> <tr><td>特定資産圧縮積立金</td><td style="text-align: right;">3,439百万円</td></tr> <tr><td>合併受入資産評価益</td><td style="text-align: right;">68,279百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">176百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">71,989百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right;">71,989百万円</td></tr> </table>	貸倒引当金	259百万円	退職給付引当金	11,187百万円	賞与引当金	916百万円	減価償却費	7,763百万円	未払事業税	173百万円	商品券回収損引当金	5,241百万円	繰越欠損金	12,069百万円	合併受入資産評価損	25,530百万円	その他	9,977百万円	繰延税金資産小計	73,118百万円	評価性引当額	73,118百万円	繰延税金資産合計	-百万円	その他有価証券評価差額金	93百万円	特定資産圧縮積立金	3,439百万円	合併受入資産評価益	68,279百万円	その他	176百万円	繰延税金負債合計	71,989百万円	繰延税金負債の純額	71,989百万円
貸倒引当金	344百万円																																																																				
退職給付引当金	15,965百万円																																																																				
減価償却費	5,861百万円																																																																				
未払事業税	119百万円																																																																				
繰越欠損金	7,761百万円																																																																				
合併受入資産評価損	25,793百万円																																																																				
その他	14,671百万円																																																																				
繰延税金資産小計	70,517百万円																																																																				
評価性引当額	33,523百万円																																																																				
繰延税金資産合計	36,993百万円																																																																				
その他有価証券評価差額金	0百万円																																																																				
特定資産圧縮積立金	339百万円																																																																				
合併受入資産評価益	68,302百万円																																																																				
その他	247百万円																																																																				
繰延税金負債合計	68,889百万円																																																																				
繰延税金負債の純額	31,895百万円																																																																				
貸倒引当金	259百万円																																																																				
退職給付引当金	11,187百万円																																																																				
賞与引当金	916百万円																																																																				
減価償却費	7,763百万円																																																																				
未払事業税	173百万円																																																																				
商品券回収損引当金	5,241百万円																																																																				
繰越欠損金	12,069百万円																																																																				
合併受入資産評価損	25,530百万円																																																																				
その他	9,977百万円																																																																				
繰延税金資産小計	73,118百万円																																																																				
評価性引当額	73,118百万円																																																																				
繰延税金資産合計	-百万円																																																																				
その他有価証券評価差額金	93百万円																																																																				
特定資産圧縮積立金	3,439百万円																																																																				
合併受入資産評価益	68,279百万円																																																																				
その他	176百万円																																																																				
繰延税金負債合計	71,989百万円																																																																				
繰延税金負債の純額	71,989百万円																																																																				
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.90%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">15.69%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.94%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減額</td><td style="text-align: right;">5.69%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.10%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">21.25%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.90%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.69%	住民税均等割	0.94%	評価性引当額の増減額	5.69%	その他	0.10%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.25%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">5.46%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">33.23%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">4.71%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減額</td><td style="text-align: right;">1,841.74%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">6.10%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">1,865.48%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	5.46%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.23%	住民税均等割	4.71%	評価性引当額の増減額	1,841.74%	その他	6.10%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	1,865.48%																																				
法定実効税率	40.69%																																																																				
(調整)																																																																					
交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	0.90%																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	15.69%																																																																				
住民税均等割	0.94%																																																																				
評価性引当額の増減額	5.69%																																																																				
その他	0.10%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.25%																																																																				
法定実効税率	40.69%																																																																				
(調整)																																																																					
交際費、寄付金等永久に損金に算入されない項目	5.46%																																																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.23%																																																																				
住民税均等割	4.71%																																																																				
評価性引当額の増減額	1,841.74%																																																																				
その他	6.10%																																																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1,865.48%																																																																				

## (企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (会社分割)

当社は、平成21年1月29日の取締役会の決議に基づき、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ及び株式会社プロネットに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「HDS」)へ承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を平成21年4月1日に実施しました。

## 1. 会社分割の目的

HDSでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

## 2. 会社分割の要旨

## (1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

## (2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

## (3) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

## 3. 分割する事業部門の概要

## (1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

## (2) 分割する資産、負債の項目及び金額

		(単位：百万円)	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価額
関係会社株式	275	純資産	275
合計	275	合計	275

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ及び株式会社プロネットの株式です。

## (賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## (追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。平成22年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,346百万円であります。なお、賃貸商業施設の一部については、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としており、当該不動産に関する賃貸損益は1,770百万円であります。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			決算日における時価
	前事業年度末 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
賃貸等不動産	24,516	957	23,558	58,098
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	7,336	362	6,974	72,908

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。



## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社三越友の会	東京都千代田区	100	百貨店業	所有直接100.0	買物券の受入 役員の兼任	資金の預り 利息の支払	24,002 1,159	預り金	51,532
子会社	株式会社三越不動産	東京都千代田区	100	その他事業(不動産管理業)	所有直接100.0	土地・建物賃貸借 役員の兼任	固定資産の売却 売却代金 売却益 固定資産の購入	15,180 12,990 11,265		
子会社	三越企業有限公司			百貨店業			清算配当 配当金額 清算益	659 415		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 株式会社三越友の会の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 株式会社三越不動産の固定資産の売却価額及び購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価額に基づいて決定しており、支払条件は引渡時一括現金払であります。
- 三越企業有限公司は平成21年3月27日をもって清算終了しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社伊勢丹	東京都新宿区	36,763	百貨店業		商品券の受入 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	20,000 17	短期借入金	19,999

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 株式会社伊勢丹の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案したグループ内融資利率に基づいて決定しております。

## (3) 親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の役員及びその近親者	畔柳 信雄			株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役 株式会社三菱東京UFJ銀行代表取締役会長	(被所有)間接1.38%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	600 64	短期借入金 長期借入金 未払費用	3,000 7,000 7
親会社の役員及びその近親者	北山 禎介			株式会社三越伊勢丹ホールディングス監査役 株式会社三井住友銀行代表取締役会長	(被所有)間接0.61%	資金の借入	資金の借入 利息の支払	9,402 560	短期借入金 長期借入金 未払費用	21,133 42,500 48

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しており、長期借入金の返済条件は期間1年6ヶ月～5年、期限一括又は分割返済としております。
- 取引金額のマイナスは借入の返済(純額)を示しております。
- 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者(株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行)の代表者として行った取引であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1)親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス (東京証券取引所に上場)

## (2)重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

## 新光三越百貨股? 有限公司

流動資産合計	28,818
固定資産合計	73,603
流動負債合計	39,674
固定負債合計	468
純資産合計	62,279
売上高	172,345
税引前当期純利益金額	12,383
当期純利益	9,168

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成20年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	フランス三越S.A.S	フランス パリ	887千ユーロ	百貨店業	所有直接 100.0	各種物品の仕入	関係会社整理損	414	その他(固定負債)	720

(注) 会社清算時の損失見込額720百万円から投資損失引当済の306百万円を控除した414百万円を関係会社整理損として特別損失に計上しております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社伊勢丹	東京都新宿区	36,763	百貨店業		商品券の受入 資金の借入 役員の兼任	資金の借入	72,997	短期借入金	39,997
							利息の支払	295	未払費用	131
親会社の子会社	株式会社三越友の会	東京都千代田区	100	百貨店業		買物券の受入 役員の兼任	資金の預り	45,723	預り金	51,888
							利息の支払	2,307		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

株式会社伊勢丹及び株式会社三越友の会の利息の支払の利率については、市場金利等を勘案したグループ内融資利率に基づいて決定しております。

## (3) 親会社の役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の役員及びその近親者	畔柳 信雄			株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役 株式会社三菱東京UFJ銀行代表取締役会長	(被所有) 間接1.36%	資金の借入	資金の借入	4,700	短期借入金	5,300
							利息の支払	131	未払費用	1
親会社の役員及びその近親者	北山 禎介			株式会社三越伊勢丹ホールディングス監査役 株式会社三井住友銀行代表取締役会長	(被所有) 間接0.60%	資金の借入	資金の借入	40,333	短期借入金	23,300
							利息の支払	659	未払費用	5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、借入利率は市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引金額のマイナスは借入の返済(純額)を示しております。
3. 上記取引は、畔柳信雄氏及び北山禎介氏が、第三者(株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社三井住友銀行)の代表者として行った取引であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)三越伊勢丹ホールディングス(東京証券取引所及び福岡証券取引所に上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は新光三越百貨股? 有限公司であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

## 新光三越百貨股? 有限公司

流動資産合計	36,949
固定資産合計	81,082
流動負債合計	45,064
固定負債合計	675
純資産合計	72,291
売上高	186,800
税引前当期純利益金額	12,148
当期純利益	8,990

(注) 新光三越百貨股? 有限公司の要約財務諸表は平成21年12月31日決算日現在の財務諸表によっております。

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	192円01銭	1株当たり純資産額	114円74銭
1株当たり当期純利益	9円57銭	1株当たり当期純損失	77円04銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため、記載をしておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、 潜在株式が存在しないため、記載をしておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益		
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失 ( )(百万円)	4,714	37,952
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ( )(百万円)	4,714	37,952
普通株式の期中平均株式数(株)	492,622,356	492,622,356

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)

## (会社分割)

当社は、平成21年1月29日の取締役会の決議に基づき、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ及び株式会社プロネットに係る子会社等の経営管理及び営業支援業務(以下「本件事業」)を、親会社である株式会社三越伊勢丹ホールディングス(以下「HDS」)へ承継させる会社分割(以下「本会社分割」)を平成21年4月1日に実施しました。

## 1. 会社分割の目的

HDSでは、事業・機能の選択と集中により、経営資源をグループ全体で再配分・最大限活用することで、お客さま満足の向上、生産性の向上を図るべく、グループ体制を構築することを目指しております。

その一環として、システム事業につきましては、三越及び伊勢丹のシステム子会社を統合し、株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズとした上で、平成20年10月1日にHDSの直接子会社としております。

今般、システム事業に続き、カード・保険、友の会、物流、人材サービスの各事業につきましても、各事業に係る子会社の経営管理及び営業支援業務をHDSへ承継し、当該各子会社をHDSの直接子会社とすることといたしました。

## 2. 会社分割の要旨

## (1) 吸収分割の効力発生日

平成21年4月1日

## (2) 分割方式

当社を分割会社とし、HDSを承継会社とする吸収分割です。

## (3) 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

## 3. 分割する事業部門の概要

## (1) 分割する部門の事業内容

当社のカード・保険子会社、友の会子会社、物流子会社及び人材サービス子会社に係る経営管理及び営業支援業務

## (2) 分割する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

項目	帳簿価格	項目	帳簿価額
関係会社株式	275	純資産	275
合計	275	合計	275

(注) 関係会社株式の内容は、株式会社三越保険サービス、株式会社三越友の会、株式会社エム・ロジスティクス・ソリューションズ及び株式会社プロネットの株式です。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(百貨店事業に係る組織再編(吸収分割)について)

当社は、平成21年12月22日開催の取締役会の決議に基づき、グループ百貨店事業の組織再編の一環として、札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業に係る権利義務を、新たに設立した地域事業会社、及び新潟については株式会社新潟伊勢丹(以下「新潟伊勢丹」)に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」)を平成22年4月1日に実施しました。

#### 1. 本吸収分割の目的

当社は、平成23年春までにグループの最適化を完了し、お客さまのご要望によりお応えできる体制を構築してまいります。その一環である、百貨店事業に係る組織再構築の具体策として、平成22年4月1日付で、札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各店における百貨店運営事業を、平成21年10月1日に設立した株式会社三越伊勢丹ホールディングスの100%子会社である株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松山三越、株式会社福岡三越、及び新潟伊勢丹(以下8社あわせて「各地域事業会社」)に承継させることといたしました。

本吸収分割によって、各地域事業会社に各店舗の運営権限を移譲することで、お客さまの要望を迅速な意思決定によって実現することが可能となり、これまで以上に地域に密着した営業体制を構築し、各地域に最適な営業施策の迅速かつ細やかな展開を推進してまいります。そして、これらにより生み出した利益をお客さまや地域に還元し、より魅力的な店づくりのために活用することにより、“地域のお客さまに愛される、地域のお客さまにとっての「マイデパートメントストア」”となることを目指します。

また、併存する店舗の一体運営化のモデルエリアと位置づけた新潟エリアにおいては、三越新潟店の百貨店運営事業を新潟伊勢丹が承継することとし、これに伴って新潟伊勢丹は、平成22年4月1日より「株式会社新潟三越伊勢丹」に商号を変更いたしました。三越・伊勢丹両店舗の一体運営化により、三越、伊勢丹それぞれのブランドを生かした、競合に負けない魅力的な商業施設づくりを行ってまいります。

また、後方部門の統合による物流費・賃借料の削減、共同取組による経費の有効活用など、単独の店舗ではなし得なかった店舗運営コストの大幅削減を実現いたします。

#### 2. 吸収分割について

##### (1) 吸収分割の要旨

吸収分割の効力発生日

平成22年4月1日

分割方式

当社を分割会社とし、各地域事業会社を承継会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割において、分割会社である当社に対する割当ては行われません。

分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

承継により増加する資本金等

該当事項はありません。

承継会社が承継する権利義務

各地域事業会社は、効力発生日において当社が有する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち、吸収分割契約書で定めるものを承継します。

債務履行の見込み

本吸収分割の効力発生日後における当社及び各地域事業会社の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

承継する部門の事業内容

札幌・仙台・名古屋・広島・高松・松山・福岡・新潟の各地域における百貨店運営事業

##### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(附属明細表)

(有価証券明細表)

株式

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	エスエムエフジー・プリファード・ キャピタル・ジェイピーワイ・ツー ・リミテッド	37	3,700
		松竹(株)	985,000	766
		三井物産(株)	435,528	684
		(株)歌舞伎座	115,000	411
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	524,000	256
		(株)御園座	200,000	132
		(株)沖縄三越	2,000	100
		(株)三陽商会	240,000	85
		新宿サブナード(株)	150,000	75
		福岡地下街開発(株)	138,600	69
		その他 115銘柄	6,016,430	967
		計	8,806,595	7,247

## (有形固定資産等明細表)

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物設備	249,166	4,385	26,237 (7,874)	227,313	143,539	5,717	83,774
構築物	1,591	0	143 (51)	1,448	1,256	30	192
機械装置	4,829	283	800 (75)	4,312	3,335	229	977
車両運搬具	41	-	13	27	25	1	2
器具備品	14,367	426	1,149	13,644	10,464	886	3,179
土地	223,136	157	3,537 (886)	219,757	-	-	219,757
リース資産	205	-	-	205	94	45	111
建設仮勘定	6,355	22,566	10,931	17,990	-	-	17,990
有形固定資産計	499,695	27,819	42,814 (8,887)	484,700	158,716	6,910	325,984
無形固定資産							
借地権	4,003	-	227 (3)	3,776	-	-	3,776
ソフトウェア	3,914	262	2,659	1,517	686	711	831
その他	530	396	275	651	116	7	534
無形固定資産計	8,448	658	3,162 (3)	5,945	802	719	5,142
長期前払費用	6,792	43	509	6,326	2,585	423	3,740

(注) 1 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2 建設仮勘定の増加額は、銀座店増築及び新潟店・日本橋本店の改装等によるものであります。

3 建物設備の減少額は、池袋店売却及び銀座店増築にともなう廃却等によるものであります。



## (社債明細表)

該当事項はありません。

## (借入金等明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	69,149	67,952	0.48	
1年以内に返済予定の長期借入金	72,560	30,500	1.19	
1年以内に返済予定のリース債務	45	45		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	37,100	59,600	1.40	平成23年7月～ 平成29年3月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	111	65		平成23年4月～ 平成25年2月
合計	178,965	158,163		

(注) (1)「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

(2) リース債務の平均利率については、リース総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載していません。

(3) 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,100	1,500	10,000	28,000
リース債務	43	22	-	-

## (引当金明細表)

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	983	57	94	220	726
賞与引当金	13	1,997	13	-	1,997
役員賞与引当金	-	2	-	-	2
ポイント費用引当金	315	76	187	203	-
商品券回収損引当金	12,526	3,071	2,718	-	12,880
子会社投資損失引当金	675	476	-	306	845

(注) (1)貸倒引当金の当期減少額のうち、債権回収等によるものであります。

(2)ポイント費用引当金の当期減少額のうち、ポイントサービスの終了に伴う精算によるものであります。

(3)子会社投資損失引当金の当期減少額のうち、フランス三越の清算決定に伴い長期未払金に振替えたものであります。

[前へ](#)

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																												
定時株主総会	6月中																												
基準日	3月31日																												
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日																												
1単元の株式数	100株																												
単元未満株式の買取り・買増し																													
取扱場所	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部																												
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																												
取次所																													
買取手数料	無料																												
公告掲載URL	http://www.imhds.co.jp (但し、事故、その他の止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。)																												
株主に対する特典	<p>3月末日及び9月末日現在において、1単元以上保有している株主に対して、それぞれ6月下旬及び12月上旬に「株主様ご優待カード」(買物割引カード)を発行しております。</p> <p>有効期限 6月下旬発行の株主様ご優待カード 同年12月末日 12月上旬発行の株主様ご優待カード 翌年7月末日</p> <p>1. 株主様ご優待カードによるお買物ご優待 当社グループ各店にて、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券、自社クレジットカードで合計105円(消費税を含む)以上のお買物(割引除外品目を除く)について利用限度額内で10%引きの割引を行います。</p> <p>発行基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ご所有株数</th> <th>ご利用限度額</th> <th>ご優待限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>300株未満</td> <td>15万円</td> <td rowspan="7">左記のご利用限度額の10%</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>500株未満</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>1,000株未満</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>1,000株以上</td> <td>3,000株未満</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>3,000株以上</td> <td>5,000株未満</td> <td>75万円</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>10,000株未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>10,000株以上</td> <td></td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期保有の特典 確定日に300株以上かつ2年以上継続所有の株主様は上記ご利用限度額が2倍となります。</p> <p>2. 株主様ご優待カード提示によるご優待 当社グループの百貨店の各店舗、その他のグループ店舗(レストラン施設、スーパーマーケット等)、契約施設(ホテル)等において株主様ご優待カードの提示により、現金、商品券及び全国百貨店共通商品券で合計105円(消費税を含む)以上の施設のご利用(割引除外品目を除く)で割引やグループ百貨店各店舗の駐車場において無料駐車時間1時間延長サービスを受けることができます。</p>			ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額	100株以上	300株未満	15万円	左記のご利用限度額の10%	300株以上	500株未満	20万円	500株以上	1,000株未満	25万円	1,000株以上	3,000株未満	50万円	3,000株以上	5,000株未満	75万円	5,000株以上	10,000株未満	100万円	10,000株以上		150万円
ご所有株数		ご利用限度額	ご優待限度額																										
100株以上	300株未満	15万円	左記のご利用限度額の10%																										
300株以上	500株未満	20万円																											
500株以上	1,000株未満	25万円																											
1,000株以上	3,000株未満	50万円																											
3,000株以上	5,000株未満	75万円																											
5,000株以上	10,000株未満	100万円																											
10,000株以上		150万円																											

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡を請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書	事業年度 第1期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 第1期	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第2期 第1四半期	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 関東財務局長に提出。
	第2期 第2四半期	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月13日 関東財務局長に提出。
	第2期 第3四半期	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月12日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したこと)の規定に基づく臨時報告書		平成21年12月18日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書		平成22年1月15日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の割当決議)の規定に基づく臨時報告書		平成22年1月29日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したこと)の規定に基づく臨時報告書		平成22年3月26日 関東財務局長に提出。
(5) 臨時報告書の訂正報告書	平成22年1月29日提出の臨時報告書(新株予約権の割当決議)に係る訂正報告書		平成22年3月1日 関東財務局長に提出。
(6) 発行登録書(普通社債)及びその添付書類			平成21年7月28日 関東財務局長に提出。
(7) 訂正発行登録書			平成21年8月14日 関東財務局長に提出。
			平成21年11月13日 関東財務局長に提出。
			平成21年12月18日 関東財務局長に提出。
			平成22年1月15日 関東財務局長に提出。
			平成22年1月29日 関東財務局長に提出。

平成22年2月12日  
関東財務局長に提出。

平成22年3月1日  
関東財務局長に提出。

平成22年3月26日  
関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、株式交換及び会社分割を行うことを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されている通り、平成21年5月29日に会社が設立した株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、平成21年6月29日に株式会社丸井今井との間で事業譲渡契約を締結した。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月28日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪 中 修

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されている通り、会社は、当連結会計年度より、百貨店事業セグメントの有形固定資産の減価償却方法を変更している。



### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年 6月29日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されている通り、会社は、平成21年6月16日開催の取締役会において、株式交換及び会社分割を行うことを決議した。
2. 重要な後発事象に記載されている通り、平成21年5月29日に会社が設立した株式会社札幌丸井今井及び株式会社函館丸井今井は、平成21年6月29日に株式会社丸井今井との間で事業譲渡契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長 坂 隆
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 口 弘 和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 永 澤 宏 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 阪 中 修

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。